

令和5年3月

令和4年における 組織犯罪の情勢

【確定値版】

警察庁組織犯罪対策部

目次

第1章	暴力団情勢	
第1	令和4年における主な暴力団情勢とその対策	1
第2	暴力団等の状況	2
1	暴力団構成員等の状況	2
2	主要団体等の状況	4
	(1) 六代目山口組	
	(2) 神戸山口組	
	(3) 絆會	
	(4) 池田組	
	(5) 住吉会	
	(6) 稲川会	
3	その他の状況	5
	(1) 準暴力団等	
	(2) 総会屋・会社ゴロ等	
	(3) 社会運動等標ぼうゴロ	
第3	暴力団犯罪の検挙状況等	7
1	全般的検挙状況	7
2	主要団体等に係る犯罪の検挙状況	11
3	六代目山口組・弘道会に対する集中取締り	12
	【トピックスⅠ】 山口組分裂後の対立抗争等	13
4	事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等	15
	(1) 事業者襲撃等事件の発生状況	
	(2) 対立抗争事件の発生状況	
5	銃器発砲事件の発生状況	15
6	拳銃押収丁数	16
7	組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況	17
8	資金獲得犯罪の検挙状況	18
	(1) 令和4年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	
	(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況	
	(3) 詐欺事犯	
	(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪	
	(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力	
	(6) 金融・不良債権関連事犯	
第4	暴力団対策法の施行状況等	23
1	指定状況	23
2	行政命令の発出状況	25
	(1) 中止命令	
	(2) 再発防止命令	
	(3) 請求妨害防止命令	
	(4) 用心棒行為等防止命令	
	(5) 賞揚等禁止命令	
	(6) 事務所使用制限命令	
3	命令違反事件の検挙状況	28
第5	暴力団排除条例の施行状況等	30
1	条例の制定及び施行	30
2	条例の適用状況	30
第6	暴力団排除等の推進	30
1	公共部門における暴力団排除	30

	(1) 公共事業等からの暴力団排除	
	(2) 各種業法による暴力団排除	
	(3) その他公共部門における暴力団排除	
2	民間部門における暴力団排除	32
	(1) 企業活動からの暴力団排除	
	(2) 証券取引における暴力団排除	
	(3) 銀行取引における暴力団排除	
	(4) 中小企業等における暴力団排除	
	(5) 祭礼・露店からの暴力団排除	
3	地域・住民による暴力団排除	43
	(1) 損害賠償請求等に対する支援	
	(2) 事務所撤去運動に対する支援	
4	暴力団排除活動に対する支援	33
	(1) 保護対策の強化	
	(2) 暴力団情報の提供	
5	都道府県センターの活動状況	34
	(1) 暴力団関係相談の受理及び対応	
	(2) 不当要求防止責任者講習の実施	
	(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用	
	(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況	
第2章	薬物・銃器情勢	
第1	薬物情勢	36
1	犯罪組織等の動向	39
	(1) 暴力団による薬物事犯	
	(2) 外国人の営利犯	
2	薬物密売関連事犯の検挙状況	40
	(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況	
	(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴	
3	薬物密輸入事犯の検挙状況	43
	(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況	
	(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況	
	(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴	
4	薬物事犯別の検挙状況	48
	(1) 薬物事犯の検挙状況	
	(2) 薬物の押収状況	
	(3) 麻薬特例法（マナー・ローンダリング関係）の適用状況	
	(4) 主な薬物事犯の傾向、特徴	
	【トピックスⅡ】 大麻乱用者の実態	55
第2	銃器情勢	59
1	銃器犯罪情勢	59
	(1) 銃器発砲事件の発生状況	
	(2) 銃器使用事件の認知状況	
2	銃器事犯取締状況	60
	(1) 拳銃の押収状況等	
	(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況	
	(3) 密輸入事件の摘発状況	
第3章	来日外国人犯罪情勢	
第1	来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢	64

1	来日外国人犯罪の組織化の状況	64
2	組織の特徴	65
3	犯罪インフラの実態と検挙状況	66
	(1) 不法就労助長	
	(2) 旅券・在留カード等偽造	
	(3) 偽装結婚	
	(4) 地下銀行	
	(5) 偽装認知	
	【トピックスⅢ】 10年前（平成25年）の来日外国人犯罪情勢との比較	69
第2	来日外国人犯罪の検挙状況	71
1	令和4年中の来日外国人犯罪情勢	71
2	令和4年中の検挙状況の概要	71
	(1) 総検挙状況	
	(2) 国籍等別総検挙状況	
	(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況	
	(4) 在留資格別総検挙状況	
3	刑法犯検挙状況	76
	(1) 包括罪種等別検挙状況	
	(2) 国籍等別検挙状況	
	(3) 在留資格別検挙状況	
	(4) 検挙事例	
4	特別法犯検挙状況	82
	(1) 違反法令別検挙状況	
	(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況	
	(3) 在留資格別検挙状況	
	(4) 入管法違反検挙状況等	
	(5) 雇用関係事犯検挙状況	
	(6) 売春事犯検挙状況	
	(7) 薬物事犯検挙状況	
	(8) 検挙事例	
5	来日ベトナム人犯罪の検挙状況	88
	(1) 概要	
	(2) 刑法犯検挙状況	
	(3) 特別法犯検挙状況	
	(4) 特徴的な動向	
6	来日中国人犯罪の検挙状況	90
	(1) 概要	
	(2) 刑法犯検挙状況	
	(3) 特別法犯検挙状況	
	(4) 特徴的な動向	
第3	国外逃亡被疑者等の状況	92
1	国外に逃亡した被疑者の状況	92
2	国外逃亡被疑者等の状況	92
3	包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況	92
4	国籍等別国外逃亡被疑者等の状況	92
5	推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数	92
6	国外逃亡被疑者等検挙状況	92
7	国外犯処罰規定適用状況	92
凡例		93

第 1 章：暴力団情勢

第 1 令和 4 年における主な暴力団情勢とその対策

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和 2 年 1 月、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）等を定めて両団体が「特定抗争指定暴力団等」に指定された後も、両団体の対立抗争は継続していることから、両団体の特定抗争指定の期限を延長するとともに、警戒区域を見直し、情勢に応じた措置を講じている。

こうした中、六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組との間で対立抗争が発生し、令和 4 年 12 月、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した。

今後も引き続き、市民生活の安全確保に向け、必要な警戒や取締りの徹底に加え、暴力団対策法の効果的な活用等により事件の続発防止を図るとともに、各団体の弱体化及び壊滅に向けた取組を推進していくこととしている。

さらに、工藤會については、平成 24 年 12 月に「特定危険指定暴力団等」に指定し、以降 1 年ごとに指定の期限を延長しているところ、令和 4 年 12 月には 10 回目の延長を行った。

これまで工藤會に対する集中的な取締り等を推進してきた結果、主要幹部を長期にわたり社会隔離するとともに、その拠点である事務所も相次いで閉鎖されるなどした。そうした中、令和 3 年 8 月には、福岡地方裁判所において、工藤會総裁に対する死刑等の判決が出されるなど、工藤會の組織基盤等に相当の打撃を与えている。

今後も、未解決事件の捜査をはじめとした取締りや資金源対策を強力に進めるとともに、工藤會による違法行為の被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等に対する必要な支援や離脱者の社会復帰対策を更に推進していくこととしている。

このほか、暴力団排除の取組を一層進展させるため、暴力団排除に取り組む事業者に対する暴力団情報の適切な提供や保護対策の強化等に取り組んでいる。

第2 暴力団等の状況

1 暴力団構成員等の状況

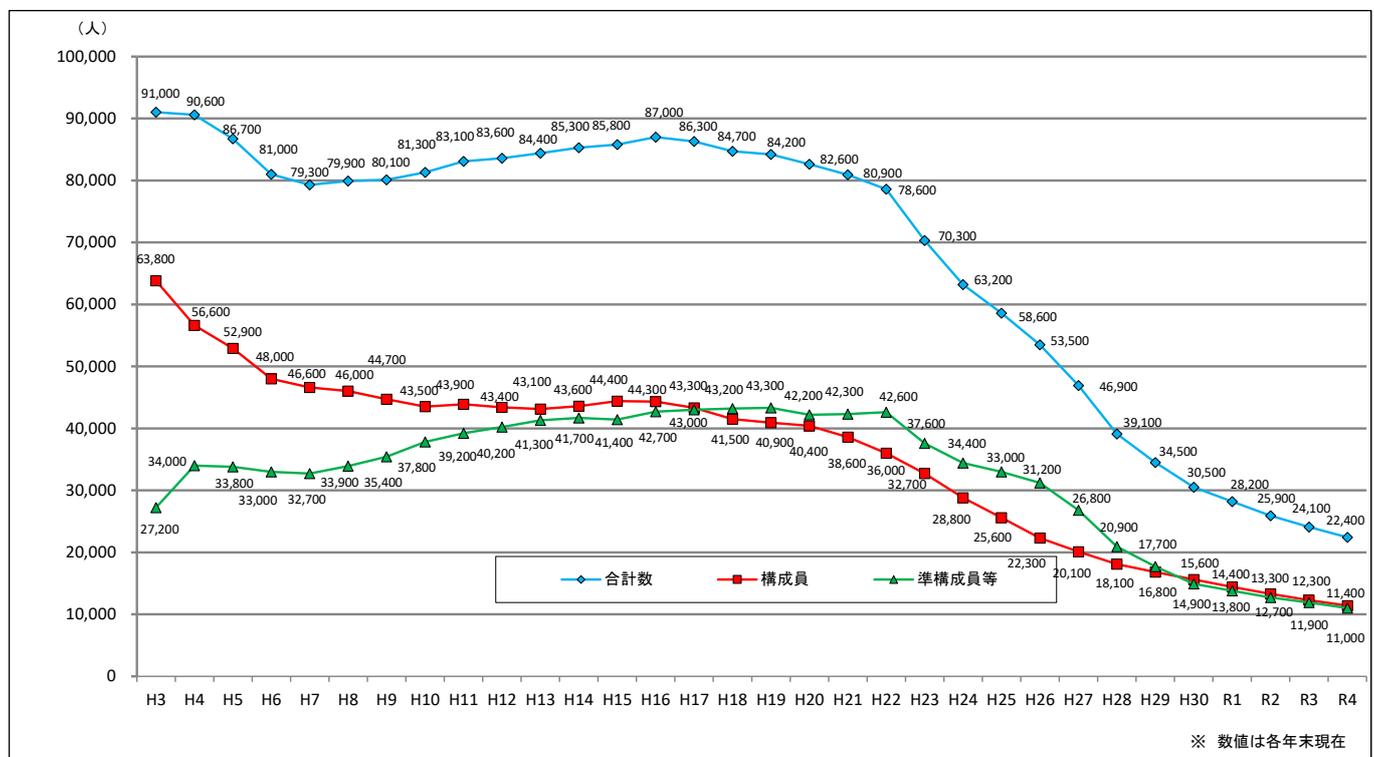
暴力団構成員及び準構成員等（以下、この項において「暴力団構成員等」という。）の数は、平成17年以降減少し、令和4年末現在で2万2,400人^{注1}となっている。このうち、暴力団構成員の数は1万1,400人、準構成員等の数は1万1,000人となっている（**図表1-1**）。

また、主要団体等^{注2}（六代目山口組、神戸山口組、絆會及び池田組並びに住吉会及び稲川会。以下同じ。）の暴力団構成員等の数は1万6,100人（全暴力団構成員等の71.9%）となっており、このうち暴力団構成員の数は8,500人（全暴力団構成員の74.6%）となっている（**図表1-2**）。

注1：本項における暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と合計の値は必ずしも一致しない。

注2：平成27年以降は、六代目山口組、神戸山口組、住吉会及び稲川会を「主要団体」として表記していたが、平成30年以降は、絆會を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」として表記している。

図表1-1 暴力団構成員等の推移



図表1-2 主要団体等の暴力団構成員等の比較

		平成25年末	平成26年末	平成27年末	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	前年比増減数	前年比増減率	
主要団体等	六代目山口組	構成員	11,600 (45.3%)	10,300 (46.2%)	6,000 (29.9%)	5,200 (28.7%)	4,700 (28.0%)	4,400 (28.2%)	4,100 (28.5%)	3,800 (28.6%)	4,000 (32.5%)	3,800 (33.3%)	-200	-5.0%
		準構成員等	14,100 (42.7%)	13,100 (42.0%)	8,000 (29.9%)	6,700 (32.1%)	5,600 (31.6%)	5,100 (34.2%)	4,800 (34.8%)	4,400 (34.6%)	4,500 (37.8%)	4,300 (39.1%)	-200	-4.4%
		計	25,700 (43.9%)	23,400 (43.7%)	14,100 (30.1%)	11,800 (30.2%)	10,300 (29.9%)	9,500 (31.1%)	8,900 (31.6%)	8,200 (31.7%)	8,500 (35.3%)	8,100 (36.2%)	-400	-4.7%
	神戸山口組	構成員	-	-	2,800 (13.9%)	2,600 (14.4%)	2,500 (14.9%)	1,700 (10.9%)	1,500 (10.4%)	1,200 (9.0%)	510 (4.1%)	330 (2.9%)	-180	-35.3%
		準構成員等	-	-	3,400 (12.7%)	2,900 (13.9%)	2,700 (15.3%)	1,800 (12.1%)	1,600 (11.6%)	1,300 (10.2%)	540 (4.5%)	430 (3.9%)	-110	-20.4%
		計	-	-	6,100 (13.0%)	5,500 (14.1%)	5,100 (14.8%)	3,400 (11.1%)	3,000 (10.6%)	2,500 (9.7%)	1,000 (4.1%)	760 (3.4%)	-240	-24.0%
	絆 會	構成員	-	-	-	-	-	400 (2.6%)	300 (2.1%)	230 (1.7%)	90 (0.7%)	70 (0.6%)	-20	-22.2%
		準構成員等	-	-	-	-	-	370 (2.5%)	300 (2.2%)	260 (2.0%)	140 (1.2%)	130 (1.2%)	-10	-7.1%
		計	-	-	-	-	-	770 (2.5%)	610 (2.2%)	490 (1.9%)	230 (1.0%)	190 (0.8%)	-40	-17.4%
	池田組	構成員	-	-	-	-	-	-	-	-	80 (0.7%)	70 (0.6%)	-10	-12.5%
		準構成員等	-	-	-	-	-	-	-	-	110 (0.9%)	100 (0.9%)	-10	-9.1%
		計	-	-	-	-	-	-	-	-	190 (0.8%)	170 (0.8%)	-20	-10.5%
	住吉会	構成員	4,200 (16.4%)	3,400 (15.2%)	3,200 (15.9%)	3,100 (17.1%)	2,900 (17.3%)	2,800 (17.9%)	2,800 (19.4%)	2,600 (19.5%)	2,500 (20.3%)	2,400 (21.1%)	-100	-4.0%
		準構成員等	5,300 (16.1%)	5,100 (16.3%)	4,100 (15.3%)	3,500 (16.7%)	2,900 (16.4%)	2,100 (14.1%)	1,700 (12.3%)	1,600 (12.6%)	1,500 (12.6%)	1,400 (12.7%)	-100	-6.7%
		計	9,500 (16.2%)	8,500 (15.9%)	7,300 (15.6%)	6,600 (16.9%)	5,800 (16.8%)	4,900 (16.1%)	4,500 (16.0%)	4,200 (16.2%)	4,000 (16.6%)	3,800 (17.0%)	-200	-5.0%
	稲川会	構成員	3,300 (12.9%)	2,900 (13.0%)	2,700 (13.4%)	2,500 (13.8%)	2,300 (13.7%)	2,200 (14.1%)	2,100 (14.6%)	2,000 (15.0%)	1,900 (15.4%)	1,900 (16.7%)	0	0.0%
		準構成員等	3,800 (11.5%)	3,700 (11.9%)	3,000 (11.2%)	2,000 (9.6%)	1,800 (10.2%)	1,400 (9.4%)	1,300 (9.4%)	1,300 (10.2%)	1,200 (10.1%)	1,200 (10.9%)	0	0.0%
		計	7,000 (11.9%)	6,600 (12.3%)	5,800 (12.4%)	4,400 (11.3%)	4,100 (11.9%)	3,700 (12.1%)	3,400 (12.1%)	3,300 (12.7%)	3,100 (12.9%)	3,100 (13.8%)	0	0.0%
主要団体等合計	構成員	19,100 (74.6%)	16,600 (74.4%)	14,700 (73.1%)	13,300 (73.5%)	12,400 (73.8%)	11,600 (74.4%)	10,700 (74.3%)	9,900 (74.4%)	9,100 (74.0%)	8,500 (74.6%)	-600	-6.6%	
	準構成員等	23,100 (70.0%)	22,000 (70.5%)	18,500 (69.0%)	15,000 (71.8%)	13,000 (73.4%)	10,700 (71.8%)	9,700 (70.3%)	8,700 (68.5%)	8,100 (68.1%)	7,600 (69.1%)	-500	-6.2%	
	計	42,300 (72.2%)	38,500 (72.0%)	33,200 (70.8%)	28,300 (72.4%)	25,300 (73.3%)	22,300 (73.1%)	20,400 (72.3%)	18,600 (71.8%)	17,200 (71.4%)	16,100 (71.9%)	-1,100	-6.4%	
全暴力団	構成員	25,600	22,300	20,100	18,100	16,800	15,600	14,400	13,300	12,300	11,400	-900		
	準構成員等	33,000	31,200	26,800	20,900	17,700	14,900	13,800	12,700	11,900	11,000	-900		
	勢力	58,600	53,500	46,900	39,100	34,500	30,500	28,200	25,900	24,100	22,400	-1,700		

注：括弧内は、全暴力団（構成員、準構成員、勢力）に占めるそれぞれの割合を示している。

2 主要団体等の状況

主要団体等の令和4年における主な動向は、次のとおりである。

(1) 六代目山口組

神戸山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で執行部会やブロック会議を開催している。

令和4年2月に幹部の降格人事を行う一方、同年3月に死去した直系組長の跡目を継承した組員を直参に昇格させるなど、体制の維持を図った。

同年12月、池田組との間で「特定抗争指定暴力団等」に指定された。

(2) 神戸山口組

六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」としての指定の期限が延長されたことを受け、警戒区域外で会合を開催している。

令和4年8月及び10月に直系組長の絶縁・除籍を行ったが、昇格人事を行うことで体制の維持を図った。

(3) 絆會

執行部会やブロック会議等の会合を開催しているほか、本部長や若頭補佐への昇格人事を行うことで体制の維持を図った。

(4) 池田組

岡山県内において、定例会等の会合を開催している。

令和4年12月、六代目山口組との間で「特定抗争指定暴力団等」に指定された。

(5) 住吉会

令和4年3月から4月にかけて昇格人事及び直系組織の代表継承を行い、組織の活性化を図った。

同年5月に死去した代表の葬儀が傘下組織事務所において行われるとともに、埼玉県内の住吉会関連施設において、会長以下約350人が出席し、四十九日法要が開催された。

六代目山口組への時候挨拶を行うなど、その関係を維持している。

(6) 稲川会

令和4年4月に直参への昇格人事を行ったほか、同年10月に新たに直参となった者に関する「親子縁組盃儀式」及び新たに直系組織の代表となった者に関する「一家代目継承盃儀式」を開催するなど組織の維持及び活性化を図った。

六代目山口組への時候挨拶を行うなど、その関係を維持している。

3 その他の状況

(1) 準暴力団等

ア 準暴力団等の動向

準暴力団とは、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、これに属する者が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行っている、暴力団に準ずる集団である。近年、準暴力団やこれに準ずる集団（以下「準暴力団等」という。）に属する者が、暴力団等犯罪組織と共存共栄しながら、特殊詐欺等の違法な資金獲得活動を活発化させている実態がみられるほか、こうして得た資金を元手に、性風俗、芸能（AV等）、スカウト等に進出し、マネー・ローンダリングを行ったり、特殊詐欺の人材供給源となっている実態もうかがえる。

イ 警察の取組

警察では、準暴力団等の動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、組織窃盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、準暴力団等に係る事案を把握等した場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

【事例】

○ 暴行を加えて緊縛等した逮捕監禁致傷等事件（令和4年8月、警視庁、福岡）

五代目工藤會傘下組織組員は、自らがリーダーとなっている集団のメンバーらとともに、令和4年5月、知人の男性を車両後部座席に乗車させ、同男性の顔面等を殴るなどの暴行を加えて負傷させるとともに、同男性の両手首等を結束バンド等で緊縛し、同男性の目等を粘着テープで塞ぎ、同車からの脱出を不能にした。さらに、これらの暴行等により反抗を抑圧されている男性から腕時計等を強取した事件について、同年8月までに、同組員ら5人を逮捕監禁罪等で逮捕した。

○ 親族を装って高齢者から現金をだまし取った特殊詐欺事件（令和4年10月、長野）

暴力団と関係を有する集団のメンバーである男らが、令和2年10月、高齢者に対し、親族を装って株取引の損失補填のために現金が至急必要である旨のうそを言って現金を要求し、これを信じた高齢者から現金300万円をだまし取った事件について、令和4年10月までに、同男ら3人を詐欺罪で逮捕した。

○ 暴力団を名乗り集団で凶器を使用した傷害事件（令和4年5月、大阪）

凶器準備集合等の事件を起こしたことがある集団のメンバーである男らが、令和4年1月、路上においてトラブル関係にあった男性を取り囲み、自らが暴力団組員であると称するなどして脅した上で催涙スプレーを噴射し、さらに、金属製ポールで身体を複数回殴るなどの暴行を加えて負傷させた事件について、同年5月までに、同男ら6人を傷害罪で逮捕した。

○ 美人局による恐喝事件（令和4年8月、群馬）

暴力団と関係を有する集団のメンバーである男らが、知人の女と援助交際を行ったなどと因縁

をつけて男性から現金を脅し取ろうと考え、令和4年3月、群馬県内の駐車場において、同男性に対し「人の彼女になに手を出してんだよ」「警察呼ぶか」「示談するにしても100万円以上だぞ」などと言って現金を要求し、同男性から現金約25万円を脅し取った事件について、同年8月、同男ら4人を恐喝罪で逮捕した。

(2) 総会屋・会社ゴロ等

総会屋及び会社ゴロ等（会社ゴロ及び新聞ゴロをいう。以下同じ。）の数は、令和4年末現在、920人と近年減少傾向にある（**図表1-3**）。

図表1-3 総会屋・会社ゴロ等の推移

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
総会屋		270	250	240	230	220	210	200	190	180	160
	グループ構成員	50	50	40	40	30	30	30	30	30	30
	単独人員	220	200	200	190	190	180	170	160	150	130
会社ゴロ等		980	940	920	875	870	825	800	780	785	760
	グループ構成員	30	20	10	5	20	5	0	0	10	10
	単独人員	950	920	910	870	850	820	800	780	775	750
合計		1,250	1,190	1,160	1,105	1,090	1,035	1,000	970	965	920

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

(3) 社会運動等標ぼうゴロ

社会運動等標ぼうゴロ（社会運動標ぼうゴロ及び政治活動標ぼうゴロをいう。以下同じ。）の数は、令和4年末現在、4,620人と近年減少傾向にある（**図表1-4**）。

図表1-4 社会運動等標ぼうゴロの推移

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
社会運動標ぼうゴロ		660	610	570	530	480	460	400	360	330	320
	グループ構成員	280	240	220	180	150	140	80	50	50	50
	単独人員	380	370	350	350	330	320	320	310	280	270
政治活動標ぼうゴロ		5,600	5,500	5,700	5,500	5,300	5,100	5,100	4,700	4,400	4,300
	グループ構成員	4,200	4,100	4,300	4,100	3,900	3,700	3,700	3,300	3,200	3,100
	単独人員	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,200	1,200
合計		6,260	6,110	6,270	6,030	5,780	5,560	5,500	5,060	4,730	4,620

注：「グループ構成員」とは、グループを形成する者をいう。

第3 暴力団犯罪の検挙状況等

1 全般的検挙状況

近年、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下同じ。）の検挙人員は減少傾向にあり、令和4年においては、9,903人である。主な罪種別では、覚醒剤取締法違反（麻薬特例法違反は含まない。以下同じ。）が2,141人、詐欺が1,424人、傷害が1,142人、窃盗が847人、恐喝が453人で、前年に比べそれぞれ844人、131人、211人、161人、3人減少している（**図表1-5、1-8**）。

暴力団構成員等の検挙人員のうち、構成員は2,129人、準構成員その他の周辺者は7,774人で前年に比べいずれも減少している（**図表1-5、1-6**）。

また、暴力団構成員等の検挙件数についても近年減少傾向にあり、令和4年においては、16,834件である。主な罪種別では、窃盗が5,482件、覚醒剤取締法違反が3,224件、傷害が1,012件、恐喝が352件で、前年に比べそれぞれ530件、1,288件、107件、39件減少している一方、詐欺が1,986件で、前年に比べ53件増加している（**図表1-7**）。

図表 1-5 暴力団構成員等の罪種別検挙人員の推移

年次		H30	R元	R2	R3	R4	前年比	
刑	殺人	94	79	97	91	79	-12	
	強盗	287	246	175	217	146	-71	
	放火	23	14	17	7	18	11	
	強制的性交等	40	30	40	39	29	-10	
	凶器準備集合	2	1	2	2	6	4	
	暴行	993	866	829	676	602	-74	
	傷害	2,042	1,823	1,629	1,353	1,142	-211	
	脅迫	550	393	415	356	370	14	
	恐喝	772	636	575	456	453	-3	
	窃盗	1,627	1,434	1,157	1,008	847	-161	
	詐欺	1,749	1,448	1,249	1,555	1,424	-131	
	横領	43	35	34	35	30	-5	
	文書偽造	154	114	126	120	114	-6	
	賭博	292	189	225	149	153	4	
	法	わいせつ物頒布等	30	16	14	12	5	-7
公務執行妨害		186	162	127	136	112	-24	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯人蔵匿		46	52	74	36	23	-13	
証人威迫		7	7	6	2	7	5	
逮捕監禁		96	171	117	93	93	0	
信用毀損・威力業務妨害		46	40	48	19	42	23	
器物損壊		247	238	201	170	160	-10	
暴力行為		15	20	7	7	9	2	
その他刑法犯		484	431	369	336	291	-45	
刑法犯合計		9,825	8,445	7,533	6,875	6,155	-720	
特別		出入国管理・難民認定法	57	40	42	22	27	5
		軽犯罪法	87	104	109	79	68	-11
		酩酊者規制法	0	2	1	1	0	-1
		迷惑防止条例	275	187	107	100	80	-20
	暴力団対策法	4	5	9	20	3	-17	
	自転車競技法	4	1	0	0	0	0	
	競馬法	0	0	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	4	3	3	0	0	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	210	141	127	79	111	32	
	青少年保護育成条例	16	19	30	21	16	-5	
	売春防止法	54	15	71	19	5	-14	
	児童福祉法	20	18	9	8	9	1	
	出資法	12	33	22	27	6	-21	
	貸金業法	29	31	35	20	30	10	
法	宅地建物取引業法	0	8	1	3	2	-1	
	建設業法	4	5	21	9	7	-2	
	銃刀法	140	137	133	90	79	-11	
	火薬類取締法	1	2	2	0	0	0	
	麻薬等取締法	49	56	58	51	78	27	
	あへん法	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	744	762	732	764	619	-145	
	覚醒剤取締法	4,569	3,593	3,510	2,985	2,141	-844	
	毒劇物法	31	32	30	21	14	-7	
	廃棄物処理法	74	57	68	87	57	-30	
	労働基準法	15	3	6	3	0	-3	
	職業安定法	31	26	37	15	33	18	
	健康保険法	4	0	10	2	1	-1	
	労働者派遣法	12	23	15	12	3	-9	
	旅券法	2	2	4	1	0	-1	
麻薬等特例法	95	165	87	92	77	-15		
その他の特別法犯	513	366	377	329	282	-47		
特別法犯合計	7,056	5,836	5,656	4,860	3,748	-1,112		
総計	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903	-1,832		

図表 1 - 6 暴力団構成員の罪種別検挙人員の推移

年次		H30	R元	R 2	R 3	R4	前年比	
刑	殺 人	25	22	38	37	24	-13	
	強 盗	58	40	34	23	17	-6	
	放 火	3	4	2	1	7	6	
	強 制 性 交 等	6	2	7	7	6	-1	
	凶 器 準 備 集 合	2	0	0	0	3	3	
	暴 行	211	212	182	150	151	1	
	傷 害	444	403	380	247	241	-6	
	脅 迫	232	147	141	130	144	14	
	恐 喝	360	262	195	173	177	4	
	窃 盗	190	176	109	93	96	3	
	詐 欺	518	410	379	413	428	15	
	横 領	5	2	6	6	3	-3	
	文 書 偽 造	67	52	60	67	64	-3	
	賭 博	18	20	18	3	10	7	
	法	わいせつ物頒布等	1	2	1	3	0	-3
公 務 執 行 妨 害		30	27	20	34	23	-11	
うち公契約関係競売等妨害		0	0	0	0	0	0	
犯 人 蔵 匿		23	13	28	11	4	-7	
証 人 威 迫		4	1	4	0	4	4	
逮 捕 監 禁		20	77	20	34	36	2	
信用毀損・威力業務妨害		21	12	13	4	21	17	
器 物 損 壊		39	50	31	27	34	7	
暴 力 行 為		5	3	5	4	7	3	
そ の 他 刑 法 犯		99	81	77	63	65	2	
刑 法 犯 合 計		2,381	2,018	1,750	1,530	1,565	35	
特		出入国管理・難民認定法	6	4	2	5	1	-4
		軽 犯 罪 法	33	43	39	23	25	2
		酩 酊 者 規 制 法	0	0	1	0	0	0
		迷 惑 防 止 条 例	20	7	6	6	3	-3
	暴 力 団 対 策 法	4	3	6	13	2	-11	
	自 転 車 競 技 法	2	0	0	0	0	0	
	競 馬 法	0	0	0	0	0	0	
	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 法	2	3	1	0	0	0	
	小 型 自 動 車 競 走 法	0	0	0	0	0	0	
	風 営 適 正 化 法	10	8	12	3	12	9	
	青 少 年 保 護 育 成 条 例	4	2	4	2	1	-1	
	売 春 防 止 法	4	2	9	2	1	-1	
	児 童 福 祉 法	1	1	1	0	0	0	
	出 資 法	7	6	3	10	2	-8	
	法	貸 金 業 法	12	13	15	6	10	4
宅 地 建 物 取 引 業 法		0	1	0	0	0	0	
建 設 業 法		0	0	1	1	1	0	
銃 刀 法		60	54	44	28	30	2	
火 薬 類 取 締 法		0	0	0	0	0	0	
麻 薬 等 取 締 法		6	4	4	3	12	9	
あ へ ん 法		0	0	0	0	0	0	
大 麻 取 締 法		51	39	49	51	52	1	
覚 醒 剤 取 締 法		644	526	458	415	315	-100	
毒 劇 物 法		2	0	0	1	0	-1	
廃 棄 物 処 理 法		14	5	8	13	10	-3	
労 働 基 準 法		1	0	0	0	0	0	
職 業 安 定 法		12	8	2	1	2	1	
健 康 保 険 法		0	0	2	0	1	1	
犯		労 働 者 派 遣 法	1	5	4	6	0	-6
	旅 券 法	0	1	1	0	0	0	
	麻 薬 等 特 例 法	4	15	15	12	12	0	
	そ の 他 の 特 別 法 犯	124	101	124	107	72	-35	
特 別 法 犯 合 計	1,024	851	811	708	564	-144		
総 計	3,405	2,869	2,561	2,238	2,129	-109		

図表 1-7 暴力団構成員等の罪種別検挙件数の推移

年次		H30	R元	R2	R3	R4	前年比	
刑	殺人	61	57	63	58	40	-18	
	強盗	165	123	110	105	87	-18	
	放火	30	10	21	7	11	4	
	強制的性交等	47	26	39	36	29	-7	
	凶器準備集合	0	2	1	1	9	8	
	暴行	1,055	894	851	709	616	-93	
	傷害	1,758	1,527	1,366	1,119	1,012	-107	
	脅迫	512	414	448	366	364	-2	
	恐喝	592	491	434	391	352	-39	
	窃盗	10,194	10,748	6,712	6,012	5,482	-530	
	詐欺	2,270	2,327	1,545	1,933	1,986	53	
	横領	49	34	50	50	38	-12	
	文書偽造	154	174	140	110	123	13	
	法	賭博	74	142	62	62	49	-13
わいせつ物頒布等		13	11	6	9	4	-5	
公務執行妨害		276	218	191	213	183	-30	
うち公契約関係競売等妨害		0	1	0	0	0	0	
犯人蔵匿		40	54	49	35	24	-11	
証人威迫		8	8	7	3	9	6	
逮捕監禁		74	72	68	53	50	-3	
信用毀損・威力業務妨害		31	31	37	19	26	7	
器物損壊		452	384	371	326	296	-30	
暴力行爲		6	11	4	3	5	2	
その他刑法犯		820	882	682	616	511	-105	
刑法犯合計		18,681	18,640	13,257	12,236	11,306	-930	
特別		出入国管理・難民認定法	58	35	41	20	20	0
		軽犯罪法	99	113	125	90	75	-15
	酩酊者規制法	0	2	1	1	1	0	
	迷惑防止条例	269	181	115	110	90	-20	
	暴力団対策法	5	7	10	7	3	-4	
	自転車競技法	2	1	0	0	0	0	
	競馬法	0	1	0	0	0	0	
	モーターボート競走法	2	3	1	0	0	0	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	178	129	117	87	91	4	
	青少年保護育成条例	24	25	36	22	26	4	
	売春防止法	35	18	50	36	9	-27	
	児童福祉法	19	15	9	10	14	4	
	出資法	27	28	30	25	20	-5	
	貸金業法	32	37	43	24	18	-6	
	宅地建物取引業法	0	4	1	1	3	2	
	建設業法	2	4	11	3	3	0	
	銃刀法	184	164	173	121	114	-7	
	火薬類取締法	1	7	3	1	3	2	
	麻薬等取締法	168	182	177	158	189	31	
	あへん法	1	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	1,151	1,129	1,099	1,205	1,042	-163	
	覚醒剤取締法	6,662	5,274	5,088	4,512	3,224	-1288	
	毒劇物法	39	41	38	24	20	-4	
	廃棄物処理法	75	56	61	166	70	-96	
	労働基準法	6	3	6	2	1	-1	
	職業安定法	21	16	27	11	23	12	
健康保険法	2	1	7	2	2	0		
労働者派遣法	6	15	14	10	4	-6		
旅券法	2	3	4	1	0	-1		
麻薬等特例法	129	207	122	158	151	-7		
その他の特別法犯	454	420	384	382	312	-70		
特別法犯合計	9,653	8,121	7,793	7,189	5,528	-1661		
総計		28,334	26,761	21,050	19,425	16,834	-2591	

図表 1-8 主要罪種における暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 罪種名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
総数	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735	9,903
うち覚醒剤取締法違反	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510	2,985	2,141
うち詐欺	2,321	2,337	2,281	2,072	1,813	1,749	1,448	1,249	1,555	1,424
うち傷害	2,807	2,696	2,596	2,514	2,095	2,042	1,823	1,629	1,353	1,142
うち窃盗	2,470	2,296	2,121	2,044	1,874	1,627	1,434	1,157	1,008	847
うち恐喝	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575	456	453

2 主要団体等に係る犯罪の検挙状況

近年、暴力団構成員等の検挙人員のうち、主要団体等の暴力団構成員等が占める割合は約8割で推移しており、令和4年においても、8,003人で80.8%を占めている。なかでも、六代目山口組の暴力団構成員等の検挙人員は4,089人と、暴力団構成員等の検挙人員の約4割を占めている（図表1-9）。

図表 1-9 主要団体等の暴力団構成員等の検挙人員の推移

年次 区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
暴力団構成員等の 検挙人員（人）	22,861 (5,333)	22,495 (4,734)	21,643 (4,589)	20,050 (4,612)	17,737 (4,060)	16,881 (3,405)	14,281 (2,869)	13,189 (2,561)	11,735 (2,238)	9,903 (2,129)
うち六代目山口組	11,308 (2,325)	10,854 (2,047)	9,656 (1,865)	6,631 (1,411)	5,539 (1,149)	5,396 (1,004)	5,187 (960)	4,843 (875)	4,496 (780)	4,089 (814)
うち神戸山口組	—	—	732 (176)	3,368 (861)	3,255 (819)	2,288 (476)	1,642 (377)	1,476 (299)	967 (210)	416 (73)
うち絆會	—	—	—	—	—	467 (93)	393 (83)	347 (63)	137 (28)	99 (24)
うち池田組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	49 (5)
うち住吉会	3,708 (944)	3,785 (834)	3,769 (809)	3,530 (753)	3,095 (698)	3,165 (615)	2,433 (493)	2,215 (438)	2,220 (427)	2,017 (440)
うち稲川会	3,252 (1,014)	3,585 (850)	3,445 (771)	2,715 (662)	2,312 (595)	2,182 (543)	1,793 (400)	1,662 (402)	1,534 (367)	1,333 (382)
主要団体等合計	18,268 (4,283)	18,224 (3,731)	17,602 (3,621)	16,244 (3,687)	14,201 (3,261)	13,498 (2,731)	11,448 (2,313)	10,543 (2,077)	9,354 (1,812)	8,003 (1,738)
暴力団構成員等の検挙 人員に占める主要団体 等の暴力団構成員等の 検挙人員の割合(%)	79.9 【80.3】	81.0 【78.8】	81.3 【78.9】	81.0 【79.9】	80.1 【80.3】	80.0 【80.2】	80.2 【80.6】	79.9 【81.1】	79.7 【81.0】	80.8 【81.6】

注1：括弧内は、暴力団構成員等の検挙人員のうち、暴力団構成員の検挙人員を指す。

注2：隅付き括弧内は、暴力団構成員の検挙人員に占める主要団体等の暴力団構成員の検挙人員の割合を指す。

3 六代目山口組・弘道会に対する集中取締り

六代目山口組は平成27年8月末の分裂後も引き続き最大の暴力団であり、その弱体化を図るため、六代目山口組を事実上支配している弘道会及びその傘下組織に対する集中した取締りを行っている。

令和4年においては、六代目山口組直系組長等12人、弘道会直系組長等9人、弘道会直系組織幹部（弘道会直系組長等を除く。）30人を検挙している（図表1-10）。

図表1-10 六代目山口組・弘道会の直系組長等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減
六代目山口組直系組長等	8	14	15	18	16	12	4	5	7	12	5
弘道会直系組長等	10	11	9	18	18	11	9	13	12	9	-3
弘道会直系組織幹部	31	30	23	29	20	18	23	19	31	30	-1

【事例】

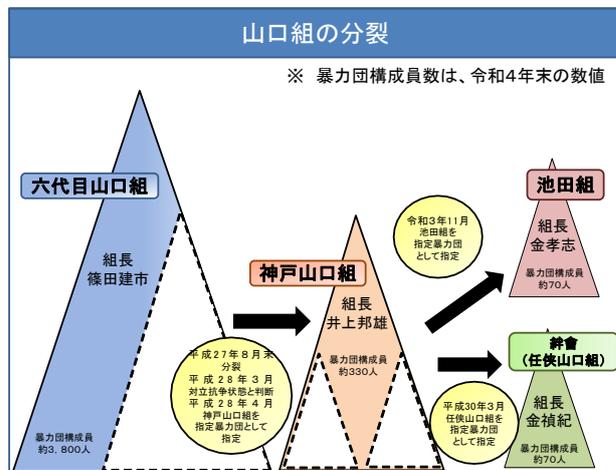
○ 弘道会直系組織幹部らによる逮捕監禁致傷事件（令和4年6月、宮城）

弘道会直系組織幹部らは、令和4年4月、知人男性に対し、顔面、腹部等を拳で複数回殴るなどの暴行を加えた上、自動車に押し込み、ドアを閉めて施錠し、「逃げるなよ。逃げると、もっと酷い目にあうぞ」などと言って脅迫するとともに同車を走行させるなどして、不法に逮捕監禁し、傷害を負わせた。同年6月、同幹部らを逮捕監禁致傷罪で逮捕した。

山口組分裂後の対立抗争等

1 山口組の分裂

平成27年8月末、六代目山口組が分裂して神戸山口組が結成され、平成28年4月には、兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定した。また、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、平成29年4月には、神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を明らかにし、平成30年3月、兵庫県公安委員会が任侠山口組を指定暴力団として指定（令和2年2月に絆會と改称）した。さらに、令和2年7月には、池田組が神戸山口組傘下からの離脱を表明し、令和3年11月、岡山県公安委員会が池田組を指定暴力団として新たに指定した。



2 暴力団対策法による規制

(1) 六代目山口組と神戸山口組の対立抗争

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和元年10月、岐阜県警察、愛知県警察、大阪府警察及び兵庫県警察が、対立抗争に関する暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年11月、これら4府県の公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。同命令により、これら事務所を多数の指定暴力団員の集合の用、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用等に供することが禁止されることとなった。

その後も、自動小銃を使用した殺人事件が発生するなど、六代目山口組と神戸山口組に関連する凶器を使用した殺傷事件が続発した状況を受け、同年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、3か月の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発生した。さらに、両団体に関連する殺傷事件が発生するなどしたことを受け、令和4年末現在、9府県の公安委員会により、16市町を警戒区域とする指定が行われている。

六代目山口組・神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】

- 岐阜県：岐阜市
- 愛知県：名古屋市、刈谷市、あま市及び知多郡武豊町
- 三重県：桑名市
- 京都府：京都市
- 大阪府：大阪市及び豊中市
- 兵庫県：神戸市、姫路市、尼崎市及び南あわじ市
(鳥しよ部(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。)の区域を除く。)
- 鳥取県：米子市
- 島根県：松江市
- 岡山県：津山市

9府県16市町

※令和4年末現在

同指定により、警戒区域内での事務所の新設、対立組織の組員に対するつきまとい、対立組織の組員の居宅及び事務所付近のうろつき、多数での集合、両団体の事務所への立入り等の行為が禁止されることとなった。

(2) 六代目山口組と池田組の対立抗争

六代目山口組と池田組の間では、令和4年5月以降、サバイバルナイフ使用の殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、同年10月、岡山県警察が対立抗争に係る暴力団事務所の使用制限の仮の命令を発出し、同年11月、岡山県公安委員会が、事務所使用制限命令を発出した。

同年12月には、愛知県、三重県、兵庫県及び岡山県の公安委員会が、3か月の期間及び警戒区域を定めて両団体を「特定抗争指定暴力団等」として指定することを決定し、同月、その効力が発生した。令和4年末現在、4県の公安委員会により、4市を警戒区域とする指定が行われている。

六代目山口組・池田組の「特定抗争指定暴力団等」
としての指定に係る警戒区域

【警戒区域】

愛知県：名古屋市
三重県：桑名市
兵庫県：神戸市
岡山県：岡山市

4県4市
※令和4年末現在

山口組分裂後の主な出来事

- 平成27年 8月 六代目山口組傘下の直系組長13人が離脱して神戸山口組を結成。
- 平成28年 4月 兵庫県公安委員会が神戸山口組を指定暴力団として指定。
- 平成29年 4月 神戸山口組傘下組織の一部が任侠山口組の結成を表明。
- 平成30年 3月 兵庫県公安委員会が任侠山口組を指定暴力団として指定(令和2年2月、絆會と改称)。
- 平成31年 4月～ 六代目山口組と神戸山口組との間で拳銃を使用した殺人事件等が続発。
- 令和 2年 1月 岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、六代目山口組及び神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
 - 5月 岡山県において、六代目山口組傘下組織幹部による神戸山口組傘下組織幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件が発生。
 - 7月 鳥取県、島根県、岡山県及び愛媛県の公安委員会が、六代目山口組及び神戸山口組を「特定抗争指定暴力団等」として指定。
- 令和3年 11月 岡山県公安委員会が池田組を指定暴力団として指定。
- 令和 4年 5月～ 六代目山口組と池田組との間でサバイバルナイフを使用した殺人未遂事件等が続発。
 - 12月 愛知県、三重県、兵庫県及び岡山県の公安委員会が、六代目山口組及び池田組を「特定抗争指定暴力団等」として指定。

3 対立抗争に起因するとみられる事件の検挙

(1) 六代目山口組と神戸山口組

六代目山口組と神戸山口組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和4年末までに26都道府県で96件発生し、うち81件で298人の暴力団構成員等を検挙した。

～六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙事例(令和4年中)～

- 令和4年5月、大阪府豊中市内において、六代目山口組傘下組織組員が、神戸山口組傘下組織組長の自宅に自動車を衝突させて門扉等を損壊する建造物損壊等事件が発生し、同月、同組員を逮捕した。
- 令和4年6月、兵庫県神戸市内において、六代目山口組傘下組織組員が、神戸山口組組長の自宅に向けて拳銃を発射して玄関扉を損壊する建造物損壊等事件が発生し、同月、同組員を逮捕した。

(2) 六代目山口組と池田組

六代目山口組と池田組の間の対立抗争に起因するとみられる事件は、令和4年末までに3県で7件発生し、全件で8人の暴力団構成員等を検挙した。

～六代目山口組と池田組の対立抗争に起因するとみられる事件の検挙事例(令和4年中)～

- 令和4年10月、岡山市内において、六代目山口組傘下組織幹部が、池田組組長をサバイバルナイフで襲撃した殺人未遂事件が発生し、同月、同幹部を逮捕した。
- 令和4年10月、岡山市内において、六代目山口組傘下組織幹部が、マンションの駐車場に駐車中の池田組関係車両に向けて拳銃を発射して損壊する器物損壊等事件が発生し、同月、同幹部を逮捕した。

4 事業者襲撃等事件及び対立抗争事件の発生状況等

(1) 事業者襲撃等事件の発生状況

平成25年まで暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件が相次いで発生してきたが、平成26年以降大きく減少し、令和4年においては、1件発生している（図表1-11）。

図表1-11 事業者襲撃等事件の発生状況の推移

年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
発生事件数	23	8	1	3	2	1	2	1	1	1

(2) 対立抗争事件の発生状況

令和4年においては、対立抗争に起因するとみられる事件は17件発生している（図表1-12）。

これらは、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に関するもの及び六代目山口組と池田組との対立抗争に関するものであり、銃器を使用した事件が住宅街で発生するなど、地域社会に対する大きな脅威となっている。

図表1-12 対立抗争事件の発生状況の推移

年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
対立抗争認定数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
うち六代目山口組関与のもの	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
発生件数	27	18	0	42	9	8	14	10	3	17
うち銃器使用回数	20	9	0	6	1	1	3	5	1	2
死者数	0	0	0	4	1	0	3	0	0	0
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	3	3	0	15	4	9	7	8	0	4
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

5 銃器発砲事件の発生状況

暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、令和4年においては6件発生し、これらの事件による死者は2人で、負傷者は1人である（図表1-13）。暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は、依然として市民の身近な場所で発生しており、地域社会の大きな脅威となっている。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員による拳銃発砲事件（令和4年6月、兵庫）

六代目山口組傘下組織組員は、令和4年6月、兵庫県神戸市内の神戸山口組組長の自宅敷地内

において、同組長の自宅玄関扉に向けて拳銃を発射し、同玄関扉を損壊した。同月、同組員を銃刀法違反（拳銃単純所持）等で逮捕した。

図表 1-13 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
発 砲 事 件 数	35	19	8	17	13	4	10	14	8	6
うち対立抗争によるもの	20	9	0	6	1	1	3	5	1	2
死 者 数	2	0	1	2	2	0	4	3	0	2
負 傷 者 数	2	3	3	1	4	1	5	5	3	1

6 拳銃押収丁数

暴力団からの拳銃押収丁数は、令和4年においては、34丁と前年に比べ増加しており、組織別で見ると、六代目山口組が17丁（割合50.0%）、稲川会が4丁（同11.8%）、住吉会が2丁（同5.9%）、神戸山口組が1丁（同2.9%）、その他が10丁（同29.4%）となっている（図表1-14、1-15）。

依然として、暴力団が拳銃を自宅や事務所以外の場所に保管するなど、巧妙に隠匿している実態がうかがえる。

図表 1-14 暴力団からの拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数	74	104	63	54	79	73	77	54	31	34
真正銃	69	98	56	54	68	70	76	51	30	33
割合（%）	93.2	94.2	88.9	100.0	86.1	95.9	98.7	94.4	96.8	97.1
改造銃	5	6	7	0	11	3	1	3	1	1
割合（%）	6.8	5.8	11.1	0.0	13.9	4.1	1.3	5.6	3.2	2.9

注：各下段は、押収丁数に占める割合である。

図表 1-15 組織別の拳銃押収丁数の推移

区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数	74	104	63	54	79	73	77	54	31	34
六代目山口組	37	31	16	20	18	8	21	16	21	17
割合(%)	50.0	29.8	25.4	37.0	22.8	11.0	27.3	29.6	67.7	50.0
神戸山口組	-	-	4	6	18	14	7	13	1	1
割合(%)	-	-	6.3	11.1	22.8	19.2	9.1	24.1	3.2	2.9
絆會	-	-	-	-	-	1	2	0	0	0
割合(%)	-	-	-	-	-	1.4	2.6	0.0	0.0	0.0
池田組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
住吉会	11	12	10	9	14	27	13	5	2	2
割合(%)	14.9	11.5	15.9	16.7	17.7	37.0	16.9	9.3	6.5	5.9
稲川会	9	11	8	6	9	16	6	2	1	4
割合(%)	12.2	10.6	12.7	11.1	11.4	21.9	7.8	3.7	3.2	11.8
その他	17	50	25	13	20	7	28	18	6	10
割合(%)	23.0	48.1	39.7	24.1	25.3	9.6	36.4	33.3	19.4	29.4

7 組織的犯罪処罰法（加重処罰関係）の適用状況

令和4年における暴力団構成員等に対する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の加重処罰関係の規定の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰について規定した第3条違反の検挙事件数は4件であり、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等について規定した第7条違反の検挙事件数は1件であった（図表1-16）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組長らによる組織的犯罪処罰法違反事件（令和4年10月、兵庫）

六代目山口組傘下組織組長らは、令和4年8月、団体の活動として組織により、神戸山口組組長の関係店舗に自動車を衝突させて同店舗のシャッター等を損壊するなどして業務を妨害した。同年10月までに、六代目山口組傘下組織組長らを建造物損壊罪等で逮捕した。（同年12月、組織的犯罪処罰法等に訴因等変更）

図表 1-16 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（加重処罰）の適用状況（事件数）

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	6	6	4	13	5	4	10	4	4	4
組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等(7条)	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1

8 資金獲得犯罪の検挙状況

(1) 令和4年の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

暴力団構成員等の検挙状況を主要罪種別にみると、暴力団構成員等の総検挙人員に占める詐欺の割合は、過去10年にわたり10%前後で推移している。令和4年においては、14.4%と過去10年で最も高い割合であり、詐欺による資金獲得活動が定着化している状況がうかがえる（図表1-8）。

特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源の一つとして実態が認められる。

その他、金融業、建設業、労働者供給事業、風俗営業等に関連する資金獲得犯罪が行われており、依然として多種多様な資金獲得活動を行っていることがうかがえる。

(2) 組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

令和4年における暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法のマネー・ローンダリング関係の規定の適用状況については、法人等事業経営支配について規定した同法第9条違反事件数が1件、犯罪収益等隠匿について規定した同法第10条違反事件数が43件、犯罪収益等收受について規定した同法第11条違反事件数が18件である。

また、同法第23条に規定する起訴前の没収保全命令の適用事件数は19件である（図表1-17、1-18）。

【事例】

○ 稲川会傘下組織組員による犯罪収益等隠匿事件（令和4年5月、香川）

稲川会傘下組織組員は、令和4年4月、介護施設の入居権に関する名義貸しの問題解決費用等の名目で現金をだまし取るに当たり、被害者に、集合住宅の空き室宛てに架空人を受取人として現金200万円在中の荷物を発送させ、同集合住宅に設置された宅配ボックスから同荷物を回収する方法により隠匿した。同年5月、同組員を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した。

図表1-17 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況（事件数）

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
法人等事業経営支配(9条)		0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
犯罪収益等隠匿(10条)		35	26	43	45	22	36	32	27	32	43
犯罪収益等收受(11条)		40	28	46	25	24	26	19	30	28	18
起訴前の没収保全命令(23条)		54	45	46	34	27	27	14	20	22	19

図表 1-18 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法（マネー・ローンダリング関係）
の適用状況（令和4年・前提犯罪の内訳・事件数）

前提犯罪の罪種名	9条	10条	11条	23条	合計
詐欺	1	22	5	5	33
窃盗	0	3	6	3	12
電子計算機使用詐欺	0	11	0	1	12
恐喝	0	4	3	0	7
賭博等	0	0	3	2	5
風営適正化法	0	1	0	4	5
貸金業法・出資法	0	1	1	2	4
売春防止法	0	0	1	1	2
強盗	0	0	1	0	1
労働者派遣法	0	0	0	1	1
商標法	0	1	0	0	1
合計	1	43	20	19	83

注：暴力団構成員等に係る組織的犯罪処罰法第11条違反事件数は18件であるが、前提犯罪の内訳の合計は20件となっている。これは、複数の前提犯罪にまたがるマネー・ローンダリング事犯が存在するためである。

(3) 詐欺事犯

近年、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして、詐欺、特に特殊詐欺を行っている実態が認められる（図表 1-19）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織組長らによる詐欺事件（令和4年10月、栃木）

住吉会傘下組織組長らは、令和2年6月、国の持続化給付金制度を不正に利用しようと考え、自らが暴力団員であることなどを隠した上、給付申請等し、現金100万円をだまし取った。令和4年10月までに、同組長らを詐欺罪で検挙した。

○ 孫をかたる特殊詐欺事件（令和4年4月、警視庁）

平成30年1月、孫を装って高齢者に電話をかけ、「至急現金を必要としている。代わりに行く者に現金を渡してもらいたい」などと虚偽の事実を告げて現金をだまし取るなどした特殊詐欺事件で、住吉会傘下組織組員が犯行グループの指示役として関与している実態を解明し、令和4年4月までに、同組員ら15人を詐欺罪等で逮捕した。

図表 1-19 特殊詐欺による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次				
	H30	R元	R2	R3	R4
特殊詐欺(検挙人員全体)	2,837	2,861	2,621	2,374	2,469
うち主犯	55	59	60	43	48
うち暴力団構成員等	655	521	402	323	380
うち主犯	27	23	27	17	16
検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合(%)	23.1	18.2	15.3	13.6	15.4
主犯の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合(%)	49.1	39.0	45.0	39.5	33.3

注：令和4年の数値は暫定値である。

(4) 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、建設業等の各種事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。

ア 金融業

暴力団は、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付けるなど、いわゆる「ヤミ金融」を営み、資金獲得を図っている実態がうかがえる（図表 1-20、1-21）。

【事例】

○ 神戸山口組傘下組織幹部らによる貸金業法違反事件（令和4年6月、京都）

神戸山口組傘下組織幹部らは、平成30年9月頃から令和3年4月頃にかけて、男性らに現金合計1億7,000万円を貸し付け、登録を受けずに貸金業を営んだ。令和4年6月、同幹部らを貸金業法違反（無登録営業等の禁止）等で逮捕した。

図表 1-20 貸金業法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
暴力団構成員等の検挙人員	73	49	39	35	39	29	31	35	20	30
うち暴力団構成員の検挙人員	19	12	18	9	7	12	13	15	6	10
暴力団構成員等が占める割合(%)	43.7	33.3	23.5	27.6	30.2	29.3	32.6	34.7	24.7	41.7

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、貸金業法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表 1-21 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
暴力団構成員等の検挙人員	46	27	26	20	24	12	33	22	27	6
うち暴力団構成員の検挙人員	12	5	10	7	7	7	6	3	10	2
暴力団構成員等が占める割合 (%)	27.7	16.5	24.3	15.6	19.7	9.7	28.4	20.4	22.1	7.4

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

イ 建設業

暴力団は、自ら建設業を営んだり、建設業者と結託するなどして、公共工事等への参入を図っている実態がうかがえる。

ウ 労働者供給事業

暴力団は、労働者供給事業を営み、製造現場等へ労働者を違法に供給し、不正な収益を得ている実態がうかがえる（図表 1-22）。

【事例】

○ 稲川会傘下組織組員らによる職業安定法違反事件（令和4年11月、青森）

稲川会傘下組織組員らは、法定の除外事由がないのに、令和3年3月頃から令和4年9月頃にかけて、食料品の販売等を営む店舗に労働者を継続して供給し、商品の陳列等の労働に従事させ、労働者供給事業を行った。令和4年11月、同組員らを職業安定法違反（労働者供給事業の禁止）で逮捕した。

図表 1-22 職業安定法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
暴力団構成員等の検挙人員	39	19	27	10	27	31	26	37	15	33
うち暴力団構成員の検挙人員	5	6	4	2	2	12	8	2	1	2
暴力団構成員等が占める割合 (%)	40.2	31.7	51.9	17.2	34.6	31.6	37.7	46.8	25.4	29.5

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、職業安定法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

エ 風俗営業

暴力団は、風俗店経営者等と結託するなどして売春等に関与し、風俗営業に関する違法行為で得た犯罪収益等を資金源としている実態がうかがえる。

【事例】

○ **六代目山口組傘下組織幹部らによる風営適正化法違反事件（令和4年10月、大分）**

六代目山口組傘下組織幹部らは、令和4年7月から同年9月にかけて、無許可で従業員に客の接待をさせるなどの風俗営業を営むとともに、同年8月、18歳未満の者を雇い入れた上、客の接待をさせた。同年10月、同幹部らを風営適正化法違反（無許可営業等）で逮捕した。

(5) 企業対象暴力及び行政対象暴力

令和4年における暴力団構成員等、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は566件となっており、このうち、企業対象暴力事犯は168件、行政対象暴力事犯は398件となっている。

また、総会屋、会社ゴロ等及び社会運動等標ぼうゴロの検挙人員は77人、検挙件数は50件である。依然として暴力団構成員等が、企業や行政に対して威力を示すなどして、不当な要求を行っている実態がうかがえる。

【事例】

○ **稲川会傘下組織総長らによる威力業務妨害事件（令和4年9月、静岡）**

稲川会傘下組織総長らは、令和4年8月、海水浴場の管理運営等を行う職員に対し、「商売できなくしてやるぞ」などと言って、にらみつけるなどし、威力を用いて人の業務を妨害した。同年9月、同総長らを威力業務妨害罪で逮捕した。

(6) 金融・不良債権関連事犯

令和4年における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は8件であり、企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものが7件、債権回収過程におけるものが1件（強制執行妨害目的財産損壊等事件）であった（**図表1-23**）。

【事例】

○ **六代目山口組傘下組織組員らによる詐欺事件（令和4年7月、長野）**

六代目山口組傘下組織組員らは、令和4年1月頃、金融機関から自動車ローンの借入名目で現金をだまし取ろうと考え、自動車を購入するつもりがないのに自動車ローンを申し込み、融資金約290万円をだまし取った。同年7月、同組員らを詐欺罪で逮捕した。

図表 1-23 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
融資過程	34	26	12	12	23	8	14	11	13	7
債権回収過程	2	0	0	2	2	0	1	0	0	1
合計	36	26	12	14	25	8	15	11	13	8

第4 暴力団対策法の施行状況等

1 指定状況

令和4年における暴力団の指定状況は次のとおりである。

なお、令和4年末現在、25団体が指定暴力団として指定されている（図表1-24）。

- (1) 4月8日、神戸山口組が兵庫県公安委員会により3回目の指定を受けた。
- (2) 6月17日、六代目山口組が兵庫県公安委員会により、稲川会及び住吉会が東京都公安委員会により、五代目工藤會が福岡県公安委員会により、旭琉會が沖縄県公安委員会によりそれぞれ11回目の指定を受けた。
- (3) 7月25日、七代目会津小鉄会が京都府公安委員会により、六代目共政会が広島県公安委員会により、七代目合田一家が山口県公安委員会により、四代目小桜一家が鹿児島県公安委員会によりそれぞれ11回目の指定を受けた。
- (4) 12月9日、道仁会が福岡県公安委員会により、五代目浅野組が岡山県公安委員会により、二代目親和会が香川県公安委員会により、双愛会が千葉県公安委員会によりそれぞれ11回目の指定を受けた。

図表 1-24

指定暴力団一覽表(25団体)

番号	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表する者	勢 力 範 囲 構 成 員 数
1	六 代 目 山 口 組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府40県 約3,800人
2	稲 川 会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道15県 約1,900人
3	住 吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	小川 修	1都1道1府14県 約2,400人
4	五 代 目 工 藤 會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	4県 約230人
5	旭 琉 會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山 克博	1県 約230人
6	七 代 目 会 津 小 鉄 会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府 約40人
7	六 代 目 共 政 会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県 約120人
8	七 代 目 合 田 一 家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県 約40人
9	四 代 目 小 桜 一 家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡 喜榮	1県 約50人
10	五 代 目 浅 野 組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県 約60人
11	道 仁 会	福岡県久留米市京町247-6	小林 哲治	4県 約370人
12	二 代 目 親 和 会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良 博文	1県 約40人
13	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県 約100人
14	三 代 目 俠 道 会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県 約70人
15	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県 約70人
16	十 代 目 酒 梅 組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府 約20人
17	極 東 会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	高橋 仁	1都12県 約350人
18	二 代 目 東 組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本 博司	1府 約80人
19	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤 義克	1都7県 約330人
20	四 代 目 福 博 会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県 約70人
21	浪 川 会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県 約170人
22	神 戸 山 口 組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上 邦雄	1都1道2府12県 約330人
23	絆 會	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県 約70人
24	関 東 関 根 組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚 逸男	1都1道3県 約100人
25	池 田 組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県 約70人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和4年末現在のものを示している。ただし、五代目工藤會の「勢力範囲」については、令和5年2月28日現在のものを示している。
 2：令和4年末における全暴力団構成員数(約1万1,400人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,000人)の比率は96.5%である。

2 行政命令の発出状況

(1) 中止命令

令和4年における中止命令の発出件数は、877件と前年に比べ11件増加している（**図表1-25**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが570件と全体の65.0%を、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対するものが97件と全体の11.1%を、それぞれ占めている（**図表1-26**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する中止命令570件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが361件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが37件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが124件となっている。また、加入強要・脱退妨害（同法第16条）に対する中止命令の発出件数を条項別にみると、少年に対する加入強要・脱退妨害（同条第1項）が7件、威迫による加入強要・脱退妨害（同条第2項）が81件、密接交際者に対する加入強要・脱退妨害（同条第3項）が9件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが279件と最も多く、全体の31.8%を占め、次いで六代目山口組175件、稲川会123件、二代目東組22件の順となっている（**図表1-26**）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織幹部によるみかじめ料要求行為（令和4年9月、栃木）

住吉会傘下組織幹部は、令和4年7月頃、風俗店の店長に対し、「〇〇が住吉会で昇任したので今月は8万円払ってくれ」と告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同店が営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求した。同年9月、栃木県公安委員会は、同幹部に対し、暴力的要求行為を継続してはならない旨の中止命令を発出した。

(2) 再発防止命令

近年、再発防止命令の発出件数は減少傾向にあり、令和4年においては32件と前年に比べ5件減少している（**図表1-25**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（暴力団対策法第9条）に対するものが24件と全体の75.0%を占めているほか、準暴力的要求行為（同法第12条の5）に対するものが3件となっている（**図表1-26**）。

暴力的要求行為（同法第9条）に対する再発防止命令24件を条項別にみると、不当贈与要求（同条第2号）に対するものが8件、みかじめ料要求（同条第4号）に対するものが2件、用心棒料等要求（同条第5号）に対するものが10件となっている。

団体別では、住吉会に対するものが13件と最も多く、全体の40.6%を占め、次いで六代目山口組に対するものが4件、神戸山口組に対するものが3件となっている（**図表1-26**）。

【事例】

○ 住吉会傘下組織幹部によるみかじめ料要求行為（令和4年6月、福島）

住吉会傘下組織幹部は、令和3年10月、風俗店の経営者に対し、「〇〇のところの若い衆です」「昔みたいにうちと付き合いしてほしいんですよ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、同店が営業を営むことを容認する対償として金品等の供与を要求し、他の風俗店経営者に対しても同様の要求を行った。これらの行為により、同幹部が更に反復して同様の行為を行うおそれが認められたことから、令和4年6月、福島県公安委員会は、同幹部に対し、1年間、更に反復してこれと類似の暴力的要求行為をしてはならない旨の再発防止命令を発出した。

(3) 請求妨害防止命令

令和4年における損害賠償請求等の妨害についての防止命令の発出件数は9件である（図表1-25）。

団体別では、神戸山口組に対するものが4件、六代目山口組に対するものが3件、稲川会に対するものが2件となっている（図表1-26）。

【事例】

○ 神戸山口組組長らによる損害賠償請求等の妨害（令和4年3月、京都・大阪・兵庫）

神戸山口組傘下組織幹部らが、融資保証金名目で会社役員の男性から現金2億5,000万円をだまし取った詐欺事件等について、被害を受けた男性等が神戸山口組組長らに対し提訴した損害賠償請求訴訟に関し、令和4年3月、京都府公安委員会等は、同組長らに対し、請求者に不安を覚えさせるような方法で請求を妨害することなどをしてはならない旨の請求妨害防止命令を発出した。

(4) 用心棒行為等防止命令

令和4年における縄張に係る禁止行為についての防止命令の発出件数は3件である（図表1-25）。

団体別では、六代目山口組に対するものが2件、稲川会に対するものが1件となっている（図表1-26）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組長による用心棒の役務提供等（令和4年10月、静岡）

六代目山口組傘下組織組長は、令和4年5月、縄張内で飲食店を営み、かねてから用心棒料を支払っていた経営者から、用心棒料を増額する旨を告げられ、同経営者に対して、「何かあったらいつでも言ってね。またこれからも頼むね」などと告げて、用心棒の役務を提供することを約束した。令和4年10月、静岡県公安委員会は、同組長に対し、同経営者等のために用心棒の役務を提供することなどをしてはならない旨の用心棒行為等防止命令を発出した。

(5) 賞揚等禁止命令

令和4年における暴力行為の賞揚等についての禁止命令の発出件数は57件である（図表1-25）。

団体別では六代目山口組に対するものが53件、工藤會及び道仁会に対するものがそれぞれ2件となっている（図表1-26）。

【事例】

○ 六代目山口組組長らによる暴力行為の賞揚等（令和4年5月、兵庫・三重）

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争において、六代目山口組傘下組織組長らが神戸山口組の関連施設に拳銃を発砲した事件に関し、令和4年5月、兵庫県公安委員会等は、六代目山口組組長らに対し、出所祝い、放免祝い、慰労金その他名目のいかんを問わず、金品等を実行行為者である同傘下組織組長らに対して供与してはならない旨の賞揚等禁止命令を発出した。

(6) 事務所使用制限命令

令和4年における事務所使用制限命令の発出件数は5件である（図表1-25）。

団体別では、六代目山口組及び池田組に対するものがそれぞれ2件、工藤會に対するものが1件となっている（図表1-26）。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織及び池田組に対する事務所使用制限（令和4年11月、岡山）

六代目山口組と池田組の間で、令和4年5月以降、刃物使用の殺人未遂事件等が相次いで発生したことを受け、六代目山口組傘下組織及び池田組の事務所合計4か所について、令和4年11月、岡山県公安委員会は、同事務所を多数の指定暴力団員の集合の用に供すること、対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用に供することなどを禁止する事務所使用制限命令を発出した。

図表1-25 行政命令の発出件数の推移

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
中止命令	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866	877
再発防止命令	62	39	36	33	35	43	32	52	37	32
請求妨害防止命令	5	3	2	0	1	0	3	1	0	9
用心棒行為等防止命令	9	4	8	2	1	6	4	3	1	3
賞揚等禁止命令	2	2	4	6	11	16	3	7	11	57
事務所使用制限命令	0	4	4	0	0	2	19(1)	9	2	5

注：括弧内は、撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

3 命令違反事件の検挙状況

令和4年における命令違反事件の検挙件数は3件である。形態別では、再発防止命令違反が2件、中止命令違反が1件となっている。

【事例】

○ 住吉会傘下組織組員らによる再発防止命令違反事件（令和4年4月、警視庁）

住吉会傘下組織組員は、営業を営む者等に対し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入することを要求することなどを禁止する旨の再発防止命令を受けていた無職の男と共謀し、その命令の期限内において、飲食店経営者に対し、清涼飲料水1箱を運び込んだ上、同店における日常業務に用いる清涼飲料水を購入することを要求した。令和4年4月、同組員らを再発防止命令違反で逮捕した。

図表 1-26 令和 4 年における中止命令等適用状況

○ 形態別

形態別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
9 条	1号	人の弱みにつけ込む金品等要求行為	1	0	—	—	—
	2号	不当贈与要求行為	361	8	—	—	—
	3号	不当下請等要求行為	1	0	—	—	—
	4号	みかじめ料要求行為	37	2	—	—	—
	5号	用心棒料等要求行為	124	10	—	—	—
	6号	高利債権取立行為	11	2	—	—	—
	7号	不当債権取立行為	4	0	—	—	—
	8号	不当債務免除要求行為	14	0	—	—	—
	9号	不当貸付要求行為	5	1	—	—	—
	10号	不当金融商品取引要求行為	0	0	—	—	—
	11号	不当自己株式買取等要求行為	0	0	—	—	—
	12号	不当預貯金受入要求行為	0	0	—	—	—
	13号	不当地上げ行為	0	0	—	—	—
	14号	競売等妨害行為	0	0	—	—	—
	15号	不当宅地等取引要求行為	0	0	—	—	—
	16号	不当宅地賃借要求行為	0	0	—	—	—
	17号	不当建設工事要求行為	0	0	—	—	—
	18号	不当施設利用要求行為	0	0	—	—	—
	19号	不当示談介入行為	0	0	—	—	—
	20号	因縁をつけたの金品等要求行為	12	1	—	—	—
	21号	不当許認可等要求行為	0	0	—	—	—
	22号	不当許認可等排除要求行為	0	0	—	—	—
	23号	不当入札参加要求行為	0	0	—	—	—
	24号	不当入札排除要求行為	0	0	—	—	—
	25号	談合入札要求行為	0	0	—	—	—
	26号	不当公契約排除要求行為	0	0	—	—	—
	27号	不当公契約下請等あっせん要求行為	0	0	—	—	—
	小計	570	24	—	—	—	
10 条	1項	暴力的要求行為の要求等	—	0	—	—	—
	2項	暴力的要求行為の現場立会援助	163	—	—	—	—
	小計	163	0	—	—	—	
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	—	2	—	—	
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	—	2	—	—	
	12条の5	準暴力的要求行為	20	3	—	—	
15 条	1項	指定暴力団相互の対立抗争	—	—	—	—	4
	3項	指定暴力団内部の対立抗争	—	—	—	—	0
		小計	—	—	—	—	4
16 条	1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	7	0	—	—	—
	2項	威迫による加入強要・脱退妨害	81	0	—	—	—
	3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	9	0	—	—	—
		小計	97	0	—	—	—
	17条	加入の強要の命令等	—	0	—	—	—
	20条	指詰め等の強要等	2	0	—	—	—
	21条	指詰め等の強要の命令等	—	0	—	—	—
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	2	0	—	—	—
	25条	少年に対する入れ墨の強要の要求等	—	0	—	—	—
	29条	事務所における禁止行為	21	—	—	—	—
	30条の2	損害賠償請求等の妨害	0	—	9	—	—
	30条の5	暴力行為の賞揚等	—	—	—	57	—
30条の6	1項	用心棒の役務提供等	1	1	—	3	—
	2項	用心棒行為等の要求等	—	0	—	—	—
	小計	1	1	—	3	—	
	30条の9	特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為	1	0	—	—	—
30条の11-1	特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限	—	—	—	—	—	1
	合計	877	32	9	3	57	5

○ 団体別

団体別	区分	中止命令	再発防止命令	請求妨害防止命令	用心棒行為等防止命令	賞揚等禁止命令	事務所使用制限命令
六代目山口組		175	4	3	2	53	2
稲川会		123	2	2	1	0	0
住吉会		279	13	0	0	0	0
五代目工藤會		11	0	0	0	2	1
旭琉會		2	0	0	0	0	0
七代目会津小鉄会（代表者金元）		3	0	0	0	0	0
六代目共政会		0	0	0	0	0	0
七代目合田一家		1	0	0	0	0	0
四代目小桜一家		1	0	0	0	0	0
五代目浅野組		0	0	0	0	0	0
道仁会		8	1	0	0	2	0
二代目親和会		2	0	0	0	0	0
双愛会		1	0	0	0	0	0
三代目俠道会		0	1	0	0	0	0
太州会		3	0	0	0	0	0
十代目酒梅組		7	0	0	0	0	0
極東会		15	1	0	0	0	0
二代目東組		22	2	0	0	0	0
松葉会		16	0	0	0	0	0
四代目福博会		4	1	0	0	0	0
浪川会		4	0	0	0	0	0
神戸山口組		14	3	4	0	0	0
絆會		12	0	0	0	0	0
関東関根組		5	0	0	0	0	0
池田組		2	1	0	0	0	2
指定暴力団員以外		167	3	0	0	0	0
	合計	877	32	9	3	57	5

第5 暴力団排除条例の施行状況等

1 条例の制定及び施行

平成23年10月までに全ての都道府県において暴力団排除条例が施行されており、各都道府県は、条例の効果的な運用を行っている。

なお、市町村における条例については、令和4年末までに46都道府県内の全市町村で制定されている。

2 条例の適用状況

各都道府県においては、条例に基づいた勧告等を実施している。令和4年における実施件数は、勧告38件、指導3件、中止命令10件、再発防止命令4件、検挙14件となっている。

【事例】

○ 利益供与事業者等に対する勧告（令和4年9月、新潟）

建設業を営む株式会社の役員は、令和2年11月下旬頃から令和4年4月下旬頃にかけて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、六代目山口組傘下組織幹部に現金合計70万円を供与した。同年9月、同社及び同幹部に対し、勧告を実施した。

○ 禁止区域における暴力団事務所の開設等（令和4年5月、神奈川）

稲川会傘下組織組長は、条例により定められた暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域において、令和2年10月中旬頃、暴力団事務所を開設した上、引き続き令和4年3月までの間、運営した。同年5月、同組長を同条例違反（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等）で逮捕した。

第6 暴力団排除等の推進

1 公共部門における暴力団排除

(1) 公共事業等からの暴力団排除

国や地方自治体等においては、警察と連携を密にし、暴力団の維持・運営に協力していた建設業者等を指名除外等により各種入札・契約から排除している。

ア 国における取組

第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において、「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を政府として進めることとされた。

また、警察庁と全ての省庁が、あらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築している（令和4年末現在、1府11省2庁）。

イ 地方自治体における取組

(ア) 暴力団排除条項の整備

地方自治体においては、暴力団や暴力団員、これらと社会的に非難されるべき関係にある者等を的確に公共工事等から排除するため、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を順次整備してい

る。

なお、平成28年までに、全都道府県において、全ての公共事業等を対象とした暴力団排除条項の整備が完了している。

(イ) 通報報告制度の整備

地方自治体においては、公共工事の受注業者等に対し、暴力団員等から不当介入を受けた場合の警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティを科すという通報報告制度を順次設けている。

(参考) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備状況 (令和4年末)

	暴力団排除条項		下請・再委託契約		通報報告制度	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
公共工事	47	1,733	47	1,696	47	1,520
測量・建設コンサルタント	47	1,731	47	1,688	47	1,518
役務提供	47	1,683	—	—	47	1,469
物品・資材調達	47	1,686	—	—	47	1,462
公有財産売払い	47	1,566	—	—	—	—

注：自治体の総数 都道府県：47 市区町村：1,741

(2) 各種業法による暴力団排除

各種業法に定められた暴力団排除条項の効果的な活用や警察による各種業法違反の検挙により、暴力団関係企業の排除を進めている。

【事例】

○ 建設業許可からの暴力団排除 (令和4年3月、岐阜)

県からの照会に基づき、役員の変更を届け出た建設業者について調査したところ、同建設業者の役員の1人が、稲川会傘下組織幹部であることが判明した。令和4年3月、警察からの回答を受けた県が、同建設業者の建設業許可を取り消した。

(3) その他公共部門における暴力団排除

地方自治体においては、生活保護費等の給付や公営住宅への入居等から暴力団を排除する取組を進めている。

【事例】

○ 生活保護からの暴力団排除 (令和4年9月、千葉)

市からの照会に基づき、生活保護の申請者について調査したところ、同申請者が住吉会傘下組織幹部であることが判明した。令和4年9月、警察からの回答を受けた市が、同申請者の申請を却下した。

2 民間部門における暴力団排除

(1) 企業活動からの暴力団排除

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「企業指針」という。）の策定と、暴力団排除条例の制定・施行に伴う社会における暴力団排除の気運の高まりを踏まえ、多くの企業が、企業指針に定められている反社会的勢力による被害を防止するための基本原則（①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応、⑤裏取引や資金提供の禁止）の履行に取り組んでいるところである。

(2) 証券取引における暴力団排除

日本証券業協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成18年11月、「証券保安連絡会」を立ち上げ、平成21年3月、同協会を「不当要求情報管理機関」として国家公安委員会の登録を受けた上、平成22年5月には、取引約款等への暴力団排除条項の導入を義務付けるなどした「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定した。さらに平成25年1月には、警察庁と同協会との間において、有価証券取引等に必要な口座開設を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、証券取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(3) 銀行取引における暴力団排除

全国銀行協会においては、警察庁をはじめとする関係機関と共に、平成20年5月、「反社会的勢力介入排除対策協議会」を立ち上げ、平成20年11月、融資取引に係る銀行取引約定書に、平成21年9月には普通預金、当座勘定及び貸金庫取引の各規定にそれぞれ暴力団排除条項の参考例を示すなどし、銀行取引からの暴力団排除を推進してきた。さらに平成30年1月には、警察庁と預金保険機構との間において、銀行が扱う個人向け融資取引を申請する者等の暴力団員等該当性について照会に応じるシステムを構築して、銀行取引からの暴力団等の排除に向けた取組を積極的に推進している。

(4) 中小企業等における暴力団排除

中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）は、平成23年6月に、各都道府県の下部組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知した。平成27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進している。

(5) 祭礼・露店からの暴力団排除

暴力団が祭礼や露店出店等に直接又は間接に関与し、これを資金源としている実態がうかがえることから、住民の安全・安心の確保はもとより、その資金源の封圧のため、祭礼・露店からの暴力団排除を推進している。

3 地域・住民による暴力団排除

(1) 損害賠償請求等に対する支援

警察においては、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）、弁護士会民事介入暴力対策委員会（以下「民暴委員会」という。）等と連携し、暴力団員等が行う違法・不当な行為の被害者等が提起する損害賠償請求等に対して必要な支援を行っている。

【事例】

○ 特殊詐欺事件に係る神戸山口組代表者らに対する損害賠償請求訴訟支援（令和4年6月、京都）

令和元年9月から同年12月にかけて発生した神戸山口組傘下組織組員らによる特殊詐欺事件の被害者6人が、神戸山口組の代表者らに対して損害賠償を求め、令和4年3月、京都地方裁判所に提訴した民事訴訟について、同年6月、同代表者らが解決金約300万円を支払うことで和解が成立した。警察では、同訴訟に関し、民暴委員会と連携し支援を実施した。

(2) 事務所撤去運動に対する支援

警察においては、都道府県センター、民暴委員会等と連携し、住民運動に基づく暴力団事務所の明渡請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織事務所の撤去（令和4年5月、茨城）

茨城県水戸市に所在する六代目山口組傘下組織事務所について、その付近に所在する小学校の設置者である同市が、警察、民暴委員会等と連携し、令和4年2月、水戸地方裁判所に対し、同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同市が同事務所の土地及び建物を買い受けることで和解が成立し、同年5月、同事務所が撤去された。

4 暴力団排除活動に対する支援

(1) 保護対策の強化

警察においては、暴力団との関係遮断に取り組む市民等の安全確保の徹底を図るため、「保護対策実施要綱」に基づき、身辺警戒員（略称「PO」（Protection Officer））をあらかじめ指定して警戒体制を強化するなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいる。

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明化に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打

撃」という提供要件に、「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実態を踏まえた運用を行っている。

5 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導・助言を行っている。

令和4年中の暴力団関係相談の受理件数は4万2,005件であり、このうち警察で1万7,601件、都道府県センターで2万4,404件を受理した（図表1-27）。

図表1-27 暴力団関係相談の受理件数

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
相談受理件数		47,098	53,487	52,619	51,967	47,978	48,116	48,234	48,936	46,058	42,005
	うち警察	23,630	24,183	22,637	21,823	19,930	21,085	20,169	21,017	19,287	17,601
	うちセンター	23,468	29,304	29,982	30,144	28,048	27,031	28,065	27,919	26,771	24,404

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施している。

令和3年度中に実施された不当要求防止責任者講習の開催回数は1,415回、同講習の受講人数は延べ5万5,898人であった。

(3) 適格都道府県センターによる事務所使用差止請求制度の運用

都道府県センターは、適格都道府県センターとして国家公安委員会の認定を受けることで、指定暴力団等の事務所の使用により生活の平穏等が違法に害されていることを理由として、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めを請求しようとする付近住民等から委託を受け、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求を行うことができることとなる。

平成26年7月までに全ての都道府県センターが適格都道府県センターとしての認定を受けている。

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織事務所に対する使用差止仮処分命令の決定（令和4年6月、鳥取）

令和4年3月、適格都道府県センターとして認定を受けた公益財団法人鳥取県暴力追放センターが、六代目山口組傘下組織事務所の付近住民から委託を受け、鳥取地方裁判所米子支部に対し、同センターの名をもって同事務所の使用差止の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年6月、同命令が決定された。

(4) 暴力団員の離脱促進、社会復帰の状況

令和4年中、警察及び都道府県センターが援助の措置等を行うことにより暴力団から離脱することができた暴力団員の数については、約360人となっている（図表1-28）。

また、令和4年中、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会を通じて就労した者の数については、26人となっている。

令和4年2月には、警察庁において、暴力団から離脱した者の預貯金口座の開設に向けた支援策を策定した。

同支援策により口座開設に至った件数は、令和4年12月末までに、7件となっている。

【事例】

○ 暴力団からの離脱者に対する就労支援（令和4年5月）

暴力団からの離脱者が、都道府県センターに対して転職に関する相談をしたことから、社会復帰アドバイザーが受入れ企業との面談を行うなど、警察、都道府県センター、関係機関・団体等から構成される社会復帰対策協議会において就労支援を行い、令和4年5月、同人は希望する企業に就労した。

図表1-28 離脱支援により暴力団から離脱した者の推移（概数）

区分 \ 年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
離脱者	520	490	600	640	640	640	570	510	430	360

第2章：薬物・銃器情勢

第1 薬物情勢

令和4年における薬物情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいが続く中、1万2,142人と前年より減少した。
このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は6,124人と前年より大幅に減少し、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から長期的に減少傾向にある。
大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続いていたが、令和4年は5,342人と過去最多であった前年を下回った（**図表2-1**）。
- 営利犯検挙人員は、近年横ばいが続く中、1,028人と前年より増加した。
このうち、暴力団構成員等によるものは減少し、外国人によるものは増加した。
覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は450人と前年よりやや減少したものの、暴力団構成員等の同人員は4割以上を占めている。
また、大麻事犯の営利犯検挙人員は、近年増加傾向がみられるところ、436人と前年より増加した。
このうち、暴力団構成員等は105人、外国人は40人であった（**図表2-2**）。
- 薬物別総押収量は、覚醒剤が289.0キログラム、乾燥大麻は289.6キログラムといずれも前年より大きく減少した一方、大麻濃縮物が74.0キログラムと前年より大幅に増加した（**図表2-16**）。

以上のとおり、営利目的の覚醒剤事犯に占める暴力団構成員等の割合が高いことや、外国人が営利目的で敢行した薬物事犯が増加している現状から、依然として、その背後にある暴力団や外国人犯罪組織等と薬物事犯との深い関与がうかがわれるところ、引き続き、密輸入・密売関連事犯等の営利犯の検挙による薬物供給網の遮断に取り組むこととしている。

また、大麻事犯の検挙人員は、過去最多を記録した前年に続く高い水準にあり、引き続き、厳正な取締りに加え、若年層による乱用防止を主な目的として、インターネット上での違法情報・有害情報の排除や広報啓発活動を推進することとしている。

図表 2 - 1 薬物事犯別検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯	検挙件数		14,135	12,020	12,124	11,598	8,833
	検挙人員		9,868	8,584	8,471	7,824	6,124
	暴力団構成員等 構成比率(%)		4,645 47.1	3,738 43.5	3,577 42.2	3,051 39.0	2,186 35.7
	外国人 構成比率(%)		632 6.4	761 8.9	480 5.7	568 7.3	459 7.5
大麻事犯	検挙件数		4,687	5,435	6,015	6,900	6,705
	検挙人員		3,578	4,321	5,034	5,482	5,342
	暴力団構成員等 構成比率(%)		762 21.3	780 18.1	751 14.9	789 14.4	648 12.1
	外国人 構成比率(%)		253 7.1	279 6.5	292 5.8	350 6.4	311 5.8
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		862	945	1,081	966	1,115
	MDMA等合成麻薬		122	178	372	380	338
	コカイン		434	482	412	308	455
	ヘロイン		14	13	6	1	0
	その他		292	272	291	277	322
	検挙人員		415	457	562	541	673
	暴力団構成員等 構成比率(%)		50 12.0	58 12.7	59 10.5	52 9.6	81 12.0
	外国人 構成比率(%)		133 32.0	123 26.9	116 20.6	167 30.9	207 30.8
	MDMA等合成麻薬		50	82	201	221	229
	暴力団構成員等 構成比率(%)		5 10.0	6 7.3	15 7.5	17 7.7	19 8.3
	外国人 構成比率(%)		18 36.0	30 36.6	62 30.8	84 38.0	118 51.5
	コカイン		197	205	188	157	240
	暴力団構成員等 構成比率(%)		36 18.3	47 22.9	33 17.6	21 13.4	50 20.8
	外国人 構成比率(%)		83 42.1	63 30.7	42 22.3	35 22.3	39 16.3
	ヘロイン		10	6	6	0	0
	暴力団構成員等 構成比率(%)		0 0.0	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	外国人 構成比率(%)		6 60.0	5 83.3	5 83.3	0 0.0	0 0.0
	その他		158	164	167	163	204
	暴力団構成員等 構成比率(%)		9 5.7	5 3.0	10 6.0	14 8.6	12 5.9
	外国人 構成比率(%)		26 16.5	25 15.2	7 4.2	48 29.4	50 24.5
あへん事犯	検挙件数		6	4	11	16	3
	検挙人員		1	2	12	15	3
	暴力団構成員等 構成比率(%)		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	外国人 構成比率(%)		0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0
合計	検挙件数		19,690	18,404	19,231	19,480	16,656
	検挙人員		13,862	13,364	14,079	13,862	12,142
	暴力団構成員等 構成比率(%)		5,457 39.4	4,576 34.2	4,387 31.2	3,892 28.1	2,915 24.0
	外国人 構成比率(%)		1,018 7.3	1,163 8.7	888 6.3	1,086 7.8	977 8.0

注1：本表の数値には、各薬物に係る麻薬特例法違反の検挙件数・人員の数値を含む。

注2：本表の薬物事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

図表 2-2 薬物事犯別営利犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯	検挙件数		596	691	525	544	500
	検挙人員		535	682	490	455	450
	暴力団構成員等		295	276	278	246	191
	構成比率(%)		55.1	40.5	56.7	54.1	42.4
	外国人		126	272	86	66	97
	構成比率(%)		23.6	39.9	17.6	14.5	21.6
大麻事犯	検挙件数		321	407	447	562	572
	検挙人員		212	305	342	426	436
	暴力団構成員等		79	99	83	104	105
	構成比率(%)		37.3	32.5	24.3	24.4	24.1
	外国人		12	31	28	50	40
	構成比率(%)		5.7	10.2	8.2	11.7	9.2
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		63	92	92	120	168
	MDMA等合成麻薬		10	24	35	50	64
	コカイン		45	49	29	31	52
	ヘロイン		0	2	0	0	0
	その他		8	17	28	39	52
	検挙人員		27	54	68	93	142
	暴力団構成員等		5	9	4	7	10
	構成比率(%)		18.5	16.7	5.9	7.5	7.0
	外国人		18	31	24	55	89
	構成比率(%)		66.7	57.4	35.3	59.1	62.7
	MDMA等合成麻薬		1	11	28	42	60
	暴力団構成員等		1	0	2	2	1
	構成比率(%)		100.0	0.0	7.1	4.8	1.7
	外国人		0	8	12	30	49
	構成比率(%)		0.0	72.7	42.9	71.4	81.7
	コカイン		25	33	16	20	34
	暴力団構成員等		4	8	2	1	7
	構成比率(%)		16.0	24.2	12.5	5.0	20.6
	外国人		18	19	10	9	18
	構成比率(%)		72.0	57.6	62.5	45.0	52.9
	ヘロイン		0	1	0	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		0	1	0	0	0	
構成比率(%)		0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
その他		1	9	24	31	48	
暴力団構成員等		0	1	0	4	2	
構成比率(%)		0.0	11.1	0.0	12.9	4.2	
外国人		0	3	2	16	22	
構成比率(%)		0.0	33.3	8.3	51.6	45.8	
あへん事犯	検挙件数		2	1	0	3	0
	検挙人員		0	0	0	1	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	1	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
合計	検挙件数		982	1,191	1,064	1,229	1,240
	検挙人員		774	1,041	900	975	1,028
	暴力団構成員等		379	384	365	357	306
	構成比率(%)		49.0	36.9	40.6	36.6	29.8
	外国人		156	334	138	172	226
	構成比率(%)		20.2	32.1	15.3	17.6	22.0

注：本表の薬物事犯別営利犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

1 犯罪組織等の動向

薬物事犯全体の検挙人員が1万2,142人と減少し、営利犯の検挙人員が1,028人と横ばいで推移する一方、覚醒剤の営利犯検挙人員は、引き続き暴力団構成員等が高い割合を占めており、依然として、覚醒剤密売等による犯罪収益を資金源とする暴力団等の薬物犯罪組織が活発に活動している実態がうかがわれる。

(1) 暴力団による薬物事犯

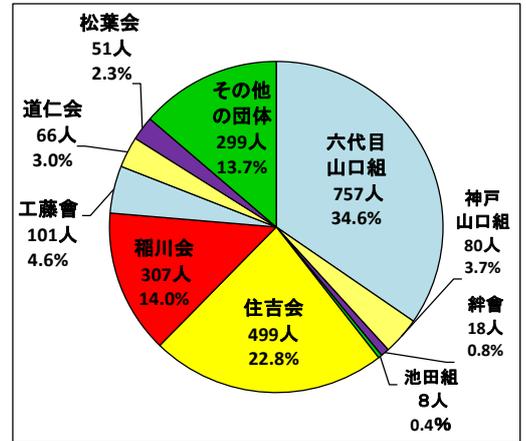
ア 暴力団構成員等の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員の35.7% (2,186人) を暴力団構成員等が占める。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、覚醒剤事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の76.3%を占めている(図表2-3)。

図表2-3 覚醒剤事犯における暴力団組織別構成比率

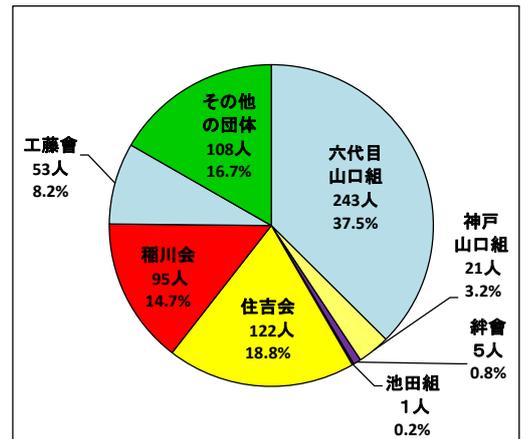


(イ) 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員の12.1% (648人) を暴力団構成員等が占めている。

組織別では、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会及び稲川会の主要団体等で、大麻事犯に係る暴力団構成員等の全検挙人員の75.2%を占めている。(図表2-4)。

図表2-4 大麻事犯における暴力団組織別構成比率



イ 違反態様別の検挙状況

(7) 覚醒剤事犯

暴力団構成員等による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は191人と覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員(450人)の42.4%を占めている。

また、暴力団構成員等による覚醒剤密売関連事犯の検挙人員は150人と、覚醒剤密売関連事犯の全検挙人員(280人)の53.6%を占めており、依然として、覚醒剤密売等による犯罪収益が暴力団の資金源として定着している状況がうかがえる。

(イ) 大麻事犯

暴力団構成員等による大麻事犯の営利犯検挙人員は105人と同検挙人員全体(436人)の24.1%を占めている。

また、暴力団構成員等による営利目的大麻栽培事犯の検挙人員は27人と同事犯検挙人員全体(85人)の31.8%を占めており、大麻の密輸入・密売のみならず、栽培への一定の暴力団の関与もうかがわれる。

(2) 外国人の営利犯

ア 覚醒剤事犯

外国人による覚醒剤事犯の営利犯検挙人員は97人で、覚醒剤事犯の全営利犯検挙人員（450人）の21.6%を占めている。

国籍・地域別では、最多はベトナム14人、次いで中国13人、ナイジェリア9人となっている。

違反態様別では、密輸入事犯が76人（構成比率78.4%）、密売関連事犯が21人（同21.6%）となっている。

イ 大麻事犯

外国人による大麻事犯の営利犯検挙人員は40人で、大麻事犯の全営利犯検挙人員（436人）の9.2%を占めている。

国籍・地域別では、最多はベトナム17人、次いでブラジル11人、韓国7人となっている。

違反態様別では、密売関連事犯が18人（構成比率45.0%）、密輸入事犯が15人（同37.5%）、栽培事犯が7人（同17.5%）となっている。

2 薬物密売関連事犯の検挙状況

(1) 薬物密売関連事犯の検挙状況

薬物の密売関連事犯の検挙人員は626人と前年より87人減少した。

このうち、暴力団構成員等は212人（構成比率33.9%）、外国人は50人（同8.0%）となっている（**図表2-5**）。

図表 2-5 薬物事犯別密売関連事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
		覚醒剤事犯	検挙件数	498	440	466
	検挙人員	402	372	389	377	280
	暴力団構成員等	263	240	258	229	150
	構成比率(%)	65.4	64.5	66.3	60.7	53.6
	外国人	41	43	32	34	21
	構成比率(%)	10.2	11.6	8.2	9.0	7.5
大麻事犯	検挙件数	245	324	338	466	466
	検挙人員	130	199	228	306	305
	暴力団構成員等	49	63	53	71	61
	構成比率(%)	37.7	31.7	23.2	23.2	20.0
	外国人	6	14	19	29	18
	構成比率(%)	4.6	7.0	8.3	9.5	5.9
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数	40	55	59	77	97
	MDMA等合成麻薬	4	15	15	26	25
	コカイン	28	29	18	21	37
	ヘロイン	0	1	0	0	0
	その他	8	10	26	30	35
	検挙人員	7	17	32	30	41
	暴力団構成員等	4	9	3	6	1
	構成比率(%)	57.1	52.9	9.4	20.0	2.4
	外国人	0	3	3	13	11
	構成比率(%)	0.0	17.6	9.4	43.3	26.8
	MDMA等合成麻薬	0	1	8	3	12
	暴力団構成員等	0	0	1	1	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	12.5	33.3	0.0
	外国人	0	1	2	1	6
	構成比率(%)	0.0	100.0	25.0	33.3	50.0
	コカイン	6	11	3	3	8
	暴力団構成員等	4	8	2	1	1
	構成比率(%)	66.7	72.7	66.7	33.3	12.5
	外国人	0	1	0	1	2
	構成比率(%)	0.0	9.1	0.0	33.3	25.0
	ヘロイン	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	1	5	21	24	21
	暴力団構成員等	0	1	0	4	0
	構成比率(%)	0.0	20.0	0.0	16.7	0.0
	外国人	0	1	1	11	3
	構成比率(%)	0.0	20.0	4.8	45.8	14.3
あへん事犯	検挙件数	2	1	0	2	0
	検挙人員	0	0	0	0	0
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人	0	0	0	0	0
	構成比率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	検挙件数	785	820	863	1,038	948
	検挙人員	539	588	649	713	626
	暴力団構成員等	316	312	314	306	212
	構成比率(%)	58.6	53.1	48.4	42.9	33.9
	外国人	47	60	54	76	50
	構成比率(%)	8.7	10.2	8.3	10.7	8.0

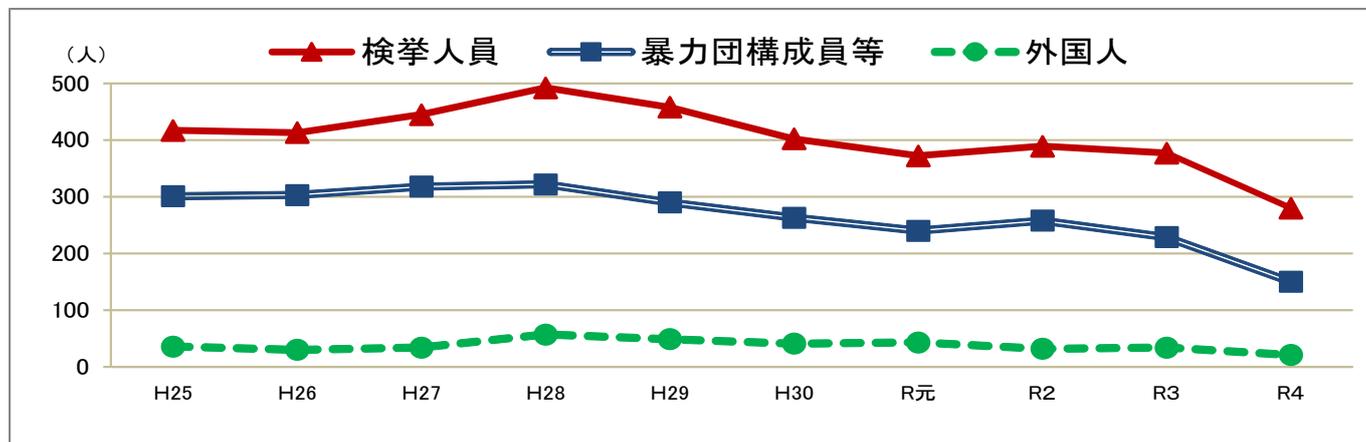
注：本表の薬物密売関連事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 主な薬物密売関連事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤密売関連事犯

覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員は280人で、このうち暴力団構成員等は150人（構成比率53.6%）となっており、覚醒剤密売に係る犯罪収益が暴力団の資金源となっている実態がうかがわれる。また、外国人は21人（同7.5%）と前年よりやや減少した（図表2-6）。

図表2-6 覚醒剤密売関連事犯検挙状況の推移



区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙人員	417	413	445	492	458	402	372	389	377	280
暴力団構成員等	301	303	318	322	290	263	240	258	229	150
外国人	36	30	34	57	49	41	43	32	34	21

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織幹部らによる広域覚醒剤密売事件（令和4年11月、石川・福井・富山）

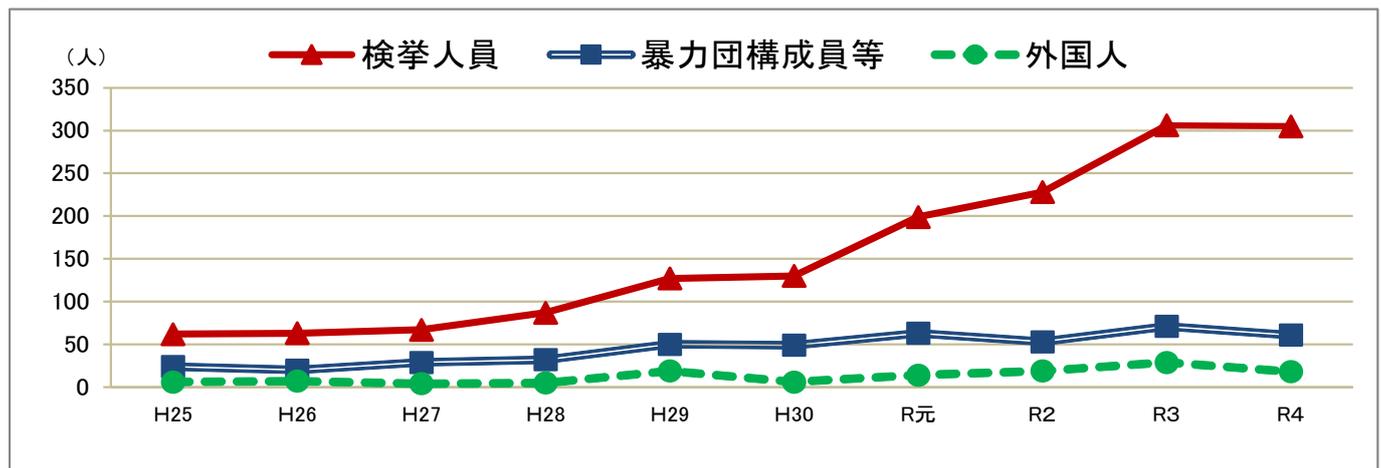
六代目山口組傘下組織幹部らは、令和3年2月から令和4年2月にかけて、石川県内等において覚醒剤の密売等をした。令和4年11月までに、同幹部ら9人を覚醒剤取締法違反（営利目的所持、営利目的譲渡等）等で逮捕するとともに、同幹部らから覚醒剤を購入するなどした客40人を覚醒剤取締法違反（所持等）等で検挙した。

イ 大麻密売関連事犯

大麻の密売関連事犯の検挙人員は305人で、このうち暴力団構成員等は61人（構成比率20.0%）となっており、その割合は覚醒剤の密売関連事犯に比べて低いものの、大麻密売に係る犯罪収益も暴力団の資金源となっている状況がうかがわれる。

また、外国人は18人（同5.9%）と前年より減少した（図表2-7）。

図表 2-7 大麻密売関連事犯検挙状況の推移



区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙人員	62	63	67	87	127	130	199	228	306	305
暴力団構成員等	24	20	29	32	50	49	63	53	71	61
外国人	6	7	4	5	19	6	14	19	29	18

【事例】

○ SNSを利用した大麻密売事件（令和4年10月、岐阜）

無職の男を中心とする集団の男らは、令和2年10月から令和4年6月にかけて、岐阜県内において、SNSを利用して大麻の密売等をした。令和4年10月までに、同男ら8人を大麻取締法違反（営利目的所持、営利目的譲渡等）等で逮捕するとともに、同男らから大麻等を購入するなどした客41人及び密売関係者2人を大麻取締法違反（所持等）等で検挙した。

3 薬物密輸入事犯の検挙状況

(1) 薬物密輸入事犯の検挙状況

薬物密輸入事犯の検挙件数は294件と前年より大幅に増加した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯は129件、麻薬及び向精神薬事犯は104件といずれも前年より増加した一方、大麻事犯は61件と前年より減少した。

また、薬物密輸入事犯の検挙人員に占める外国人の割合は54.0%、MDMA等合成麻薬では86.7%と非常に高く、薬物押収量の多寡や検挙実態などから、同事犯に海外の薬物犯罪組織が深く関与していることがうかがわれる（図表2-8）。

図表 2-8 薬物事犯別密輸入事犯検挙件数及び検挙人員の推移

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯	検挙件数		127	273	73	56	129
	検挙人員		157	333	114	83	175
	暴力団構成員等		32	36	20	17	37
	構成比率(%)		20.4	10.8	17.5	20.5	21.1
	外国人		103	246	63	35	81
	構成比率(%)		65.6	73.9	55.3	42.2	46.3
大麻事犯	検挙件数		75	89	66	72	61
	検挙人員		63	80	53	81	74
	暴力団構成員等		12	8	6	12	17
	構成比率(%)		19.0	10.0	11.3	14.8	23.0
	外国人		25	36	19	35	31
	構成比率(%)		39.7	45.0	35.8	43.2	41.9
麻薬及び 向精神薬事犯	検挙件数		122	101	79	83	104
	MDMA等合成麻薬		32	26	51	37	51
	コカイン		32	32	16	16	15
	ヘロイン		0	3	2	0	0
	その他		58	40	10	30	38
	検挙人員		92	85	68	103	127
	暴力団構成員等		5	1	1	1	9
	構成比率(%)		5.4	1.2	1.5	1.0	7.1
	外国人		54	53	39	64	91
	構成比率(%)		58.7	62.4	57.4	62.1	71.7
	MDMA等合成麻薬		19	23	40	51	60
	暴力団構成員等		3	0	1	1	1
	構成比率(%)		15.8	0.0	2.5	2.0	1.7
	外国人		9	13	24	33	52
	構成比率(%)		47.4	56.5	60.0	64.7	86.7
	コカイン		32	31	17	25	26
	暴力団構成員等		0	1	0	0	6
	構成比率(%)		0.0	3.2	0.0	0.0	23.1
	外国人		31	24	13	13	16
	構成比率(%)		96.9	77.4	76.5	52.0	61.5
	ヘロイン		0	2	1	0	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
外国人		0	2	0	0	0	
構成比率(%)		0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
その他		41	29	10	27	41	
暴力団構成員等		2	0	0	0	2	
構成比率(%)		4.9	0.0	0.0	0.0	4.9	
外国人		14	14	2	18	23	
構成比率(%)		34.1	48.3	20.0	66.7	56.1	
あへん事犯	検挙件数		0	0	0	1	0
	検挙人員		0	0	0	1	0
	暴力団構成員等		0	0	0	0	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	外国人		0	0	0	1	0
	構成比率(%)		0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
合計	検挙件数		324	463	218	212	294
	検挙人員		312	498	235	268	376
	暴力団構成員等		49	45	27	30	63
	構成比率(%)		15.7	9.0	11.5	11.2	16.8
	外国人		182	335	121	135	203
	構成比率(%)		58.3	67.3	51.5	50.4	54.0

注：本表の薬物密輸入事犯は、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯並びにあへん事犯をいい、犯罪統計による。

(2) 密輸入事犯における薬物の押収状況

密輸入事犯における覚醒剤の押収量は282.1キログラムと前年より大幅に減少した。

電子たばこ用等の大麻濃縮物の押収量は70.2キログラムと大幅に増加した。また、前年に引き続き乾燥大麻の押収量13.9キログラムを大幅に上回った（図表2-9）。

図表2-9 薬物種類別密輸入押収量の推移

種類		年別	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤	(kg)		784.4	609.5	418.2	673.1	282.1
	(錠)		200	13	0	1,951	0
乾燥大麻	(kg)		120.6	120.3	19.9	8.7	13.9
大麻樹脂	(kg)		0.2	10.5	1.6	0.0	4.9
大麻濃縮物	(kg)		—	—	—	18.3	70.2
合成麻薬	(錠)		11,639	73,183	87,097	48,909	70,118
	MDMA (錠)		11,639	73,123	87,092	48,909	70,103
コカイン	(kg)		40.2	33.4	22.8	9.2	40.5
ヘロイン	(kg)		0.0	0.0	14.8	0.0	0.0
あへん	(kg)		0.0	0.0	0.0	4.3	0.0

注1：覚醒剤の押収量（kg）は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(3) 主な薬物密輸入事犯の傾向、特徴

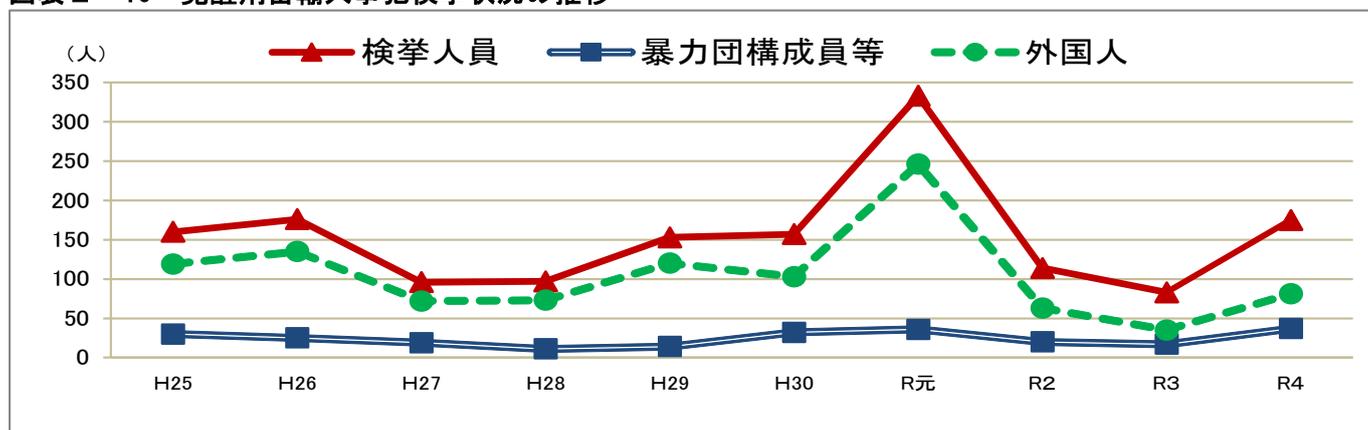
ア 覚醒剤密輸入事犯

覚醒剤の密輸入事犯の検挙件数は129件と前年より大幅に増加した。

検挙人員については、暴力団構成員等は37人、外国人は81人といずれも増加した（図表2-10）。

国籍・地域別では、最多が日本94人で、次いでベトナム13人、中国13人となっている。

図表2-10 覚醒剤密輸入事犯検挙状況の推移



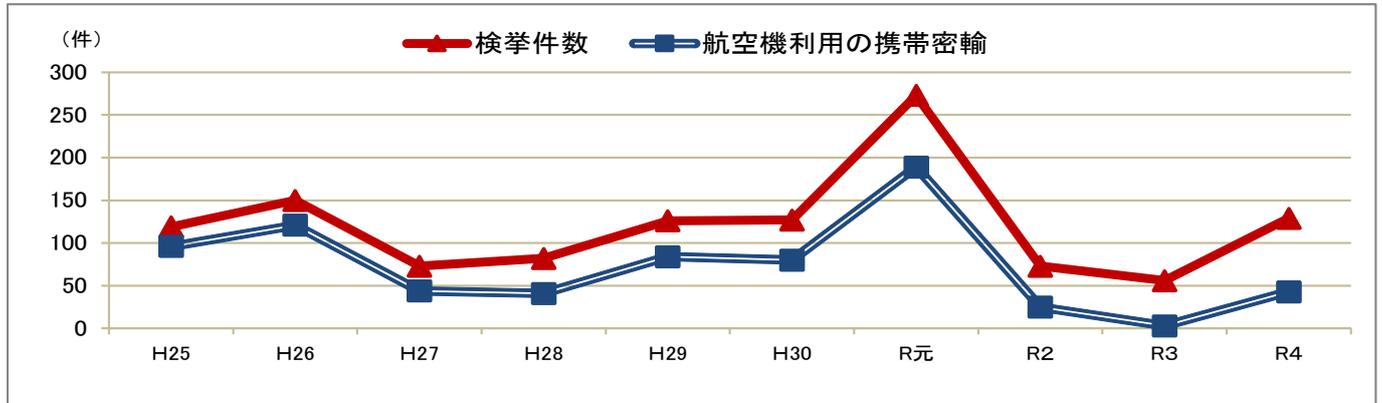
区分	年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙人員		160	176	96	97	153	157	333	114	83	175
	暴力団構成員等	30	25	19	11	14	32	36	20	17	37
	外国人	119	135	72	73	120	103	246	63	35	81

(7) 態様別の検挙状況

態様別では、航空機利用による覚醒剤の携帯密輸入事犯が43件と前年より大幅に増加した（図表2-11）。

また、国際宅配便が66件、国際郵便が15件、事業用貨物が5件となっている。

図表2-11 航空機を利用した覚醒剤の携帯密輸入事犯検挙状況の推移

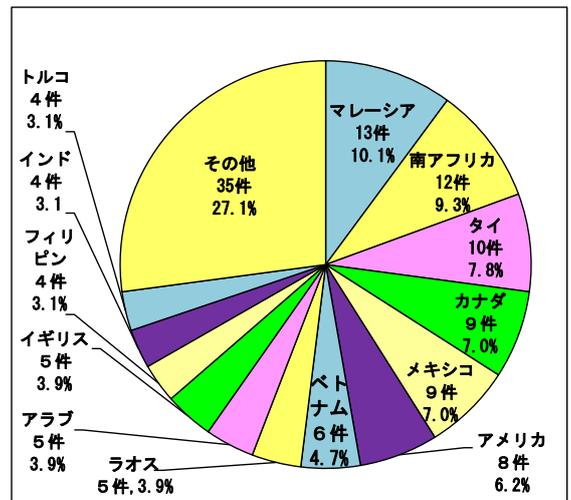


区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙件数	119	150	73	82	126	127	273	73	56	129
航空機利用の携帯密輸	96	121	44	41	84	80	189	25	3	43

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、最多がマレーシア13件（構成比率10.1%）で、次いで南アフリカ12件（同9.3%）、タイ10件（同7.8%）となっている（図表2-12）。

図表2-12 覚醒剤密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 覚醒剤密輸入事犯の主な特徴

覚醒剤の密輸入事犯の検挙件数は、前年より大幅に増加しており、態様別では、国際宅配便利用の占める割合が51.2%と引き続き高くなっている。また、航空機利用による携帯密輸入の占める割合も33.3%と高くなっている。

こうした状況の背景には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴った入国制限の実施とその後の制限緩和が影響したものと推認される。

また、国内における根強い覚醒剤需要の存在に加え、国際的なネットワークを有する薬物犯罪組織が国内外に存在し、国内における覚醒剤取引を活発化させていることがあると推認される。

押収量については、比較的小口の密輸入事犯が多かった影響により、前年より大幅に減少している。

【事例】

○ **稲川会傘下組織幹部らによるフランス来覚醒剤密輸入事件（令和4年8月、警視庁）**

稲川会傘下組織幹部らは、令和4年7月、フランスから国際郵便を利用し、化粧品が在中する箱の二重底内に隠匿した覚醒剤を密輸入した。同年8月までに、同幹部ら5人を覚醒剤取締法違反（営利目的輸入）等で逮捕し、覚醒剤約3キログラムを押収した。

イ 大麻密輸入事犯

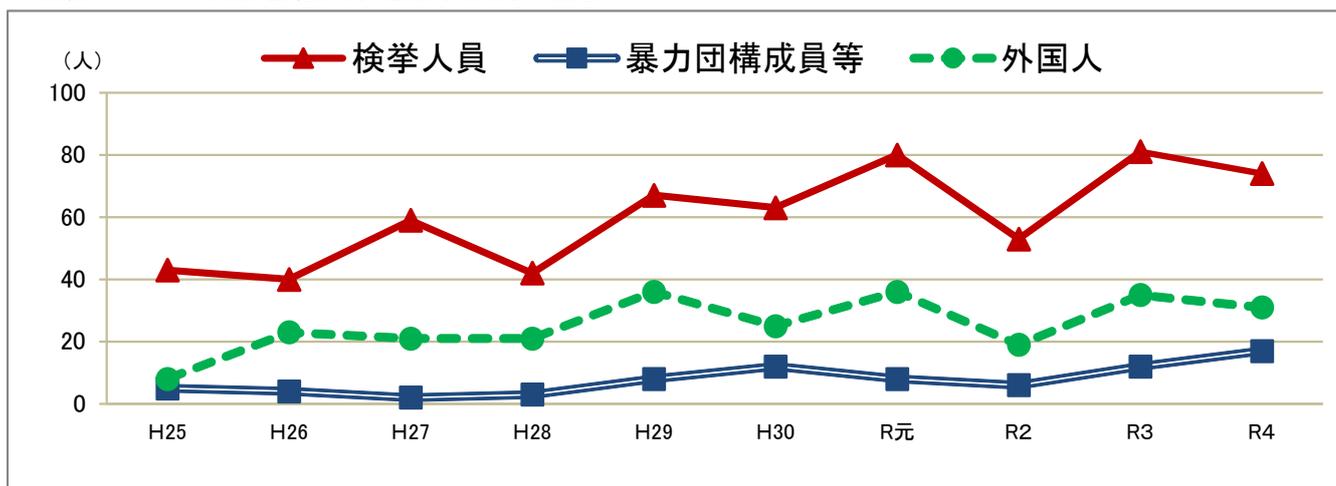
大麻の密輸入事犯の検挙件数は61件と前年より減少した。

このうち、電子たばこ用等の大麻濃縮物の密輸入事犯は32件（構成比率52.5%）と昨年引き続き半数を上回っている。

検挙人員については、暴力団構成員等は17人（同23.0%）と前年より増加した一方、外国人は31人（同41.9%）と前年よりやや減少した（図表2-13）。

国籍・地域別では、最多が日本43人（同58.1%）で、次いでアメリカ12人（16.2%）、ベトナム9人（同12.2%）となっている。

図表2-13 大麻密輸入事犯検挙状況の推移



区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
検挙人員	43	40	59	42	67	63	80	53	81	74
暴力団構成員等	5	4	2	3	8	12	8	6	12	17
外国人	8	23	21	21	36	25	36	19	35	31

(7) 態様別の検挙状況

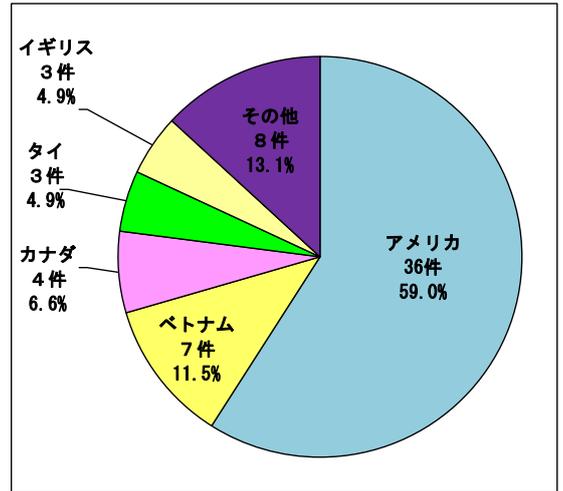
態様別では、主なものとしては、国際宅配便34件、国際郵便17件、航空機利用の携帯密輸入10件となっており、国際宅配便や国際郵便を利用した密輸入の占める割合は83.6%と前年に引き続き高水準となっている。

(イ) 仕出国・地域別の検挙状況

仕出国・地域別では、最多がアメリカ36件（構成比率59.0%）で、次いでベトナム7件（同11.5%）、カナダ4件（同6.6%）となっている。

アメリカの36件のうち、大麻濃縮物の密輸入検挙件数が25件を占めており、これは、同物件の密輸入検挙件数全体の78.1%を占める（図表2-14）。

図表2-14 大麻密輸入事犯の仕出国・地域別構成比率



(ウ) 大麻密輸入事犯の主な特徴

大麻密輸入事犯の検挙件数は61件と前年よりやや減少した。

密輸入事犯による押収量は、乾燥大麻が4.8%にとどまる一方、大麻濃縮物では94.9%を占めている。

【事例】

○ 道仁会傘下組織組員らによるインド来大麻密輸入事件（令和4年9月、福岡）

道仁会傘下組織組員らは、令和4年6月、インドから国際宅配便を利用し、木製家具に隠匿した大麻樹脂を密輸入した。同年9月までに、同組員ら4人を大麻取締法違反（営利目的輸入）等で検挙し、大麻樹脂約4.8キログラムを押収した。

4 薬物事犯別の検挙状況

(1) 薬物事犯の検挙状況

薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいで推移している中、1万2,142人と前年より減少した。

薬物事犯別では、覚醒剤事犯が6,124人（構成比率50.4%）と平成28年以降減少し続けている一方、大麻事犯は5,342人（同44.0%）と過去最高を記録した昨年より僅かに減少した（図表2-15）。

暴力団構成員等の検挙人員は2,915人（同24.0%）で、検挙人員及び薬物事犯に占める割合はともに減少傾向にある。

外国人の検挙人員は977人（同8.0%）と前年よりやや減少している一方、MDMA等合成麻薬やコカイン等の麻薬及び向精神薬事犯の検挙人員は207人（同30.8%）で、昨年に引き続き、同人員に占める割合が高い（図表2-1）。

図表2-15 薬物事犯別検挙人員の構成比率の推移

区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯(%)	84.2	83.5	81.5	78.0	74.7	71.2	64.2	60.2	56.4	50.4
大麻事犯(%)	12.0	13.4	15.5	18.9	22.2	25.8	32.3	35.8	39.5	44.0
その他(%)	3.8	3.1	3.0	3.1	3.1	3.0	3.4	4.1	4.0	5.6

(2) 薬物の押収状況

薬物別の押収量は、覚醒剤が289.0キログラム、乾燥大麻が289.6キログラムとそれぞれ前年より減少した一方、大麻濃縮物は74.0キログラム、大麻樹脂は5.6キログラムとそれぞれ大幅に増加した。

また、主な麻薬では、MDMAが7万4,747錠、コカインが41.8キログラムとそれぞれ前年より増加した（図表2-16）。

図表2-16 薬物種類別押収量の推移

種類		年別	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤	(kg)		1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	289.0
	(錠)		261	64	5	2,952	1,533
乾燥大麻	(kg)		280.4	350.2	265.1	329.7	289.6
大麻樹脂	(kg)		2.9	12.8	3.4	2.1	5.6
大麻草	(本)		4,456	8,074	9,893	7,301	7,563
	(kg)		23.0	33.2	37.9	17.8	11.2
大麻濃縮物	(kg)		—	—	—	22.2	74.0
合成麻薬	(錠)		12,303	73,935	90,322	54,204	74,824
：MDMA	(錠)		12,274	73,874	90,218	54,192	74,747
コカイン	(kg)		42.0	34.9	23.4	10.0	41.8
ヘロイン	(kg)		0.0	0.0	14.8	0.0	0.0
あへん	(kg)		0.0	0.0	0.0	5.8	0.0

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。

注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。

注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(3) 麻薬特例法（マネー・ローンダリング関係）の適用状況

ア 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数

薬物犯罪収益隠匿罪の検挙事件数は15件と前年より大幅に増加し、最近5年間で最多となっている。同收受罪の検挙事件数は2件と前年より減少した（図表2-17）。

図表2-17 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
薬物犯罪収益等隠匿(6条)		5	8	3	5	15
		(2)	(6)	(1)	(2)	(2)
薬物犯罪収益等收受(7条)		2	1	0	4	2
		(1)	(1)	(0)	(2)	(0)
合計		7	9	3	9	17
		(3)	(7)	(1)	(4)	(2)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

イ 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全状況

薬物犯罪収益に係る起訴前の没収保全命令の発出件数は23件で、金銭債権等総額は2,536万3,870円であった（図表2-18）。

図表2-18 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
件数		17(5)	8(1)	18(6)	24(6)	23(5)
金銭債権等総額		4,840万8,554円	415万3,977円	1,268万4,518円	3,271万2,378円	2,536万3,870円
その他	外貨 1,000米ドル		外貨 1,800米ドル 72台湾ドル 95.6リンギット			

注1：警察官たる司法警察員が請求したものに限る。

注2：括弧内は、暴力団構成員等による事件に係るものを示す。

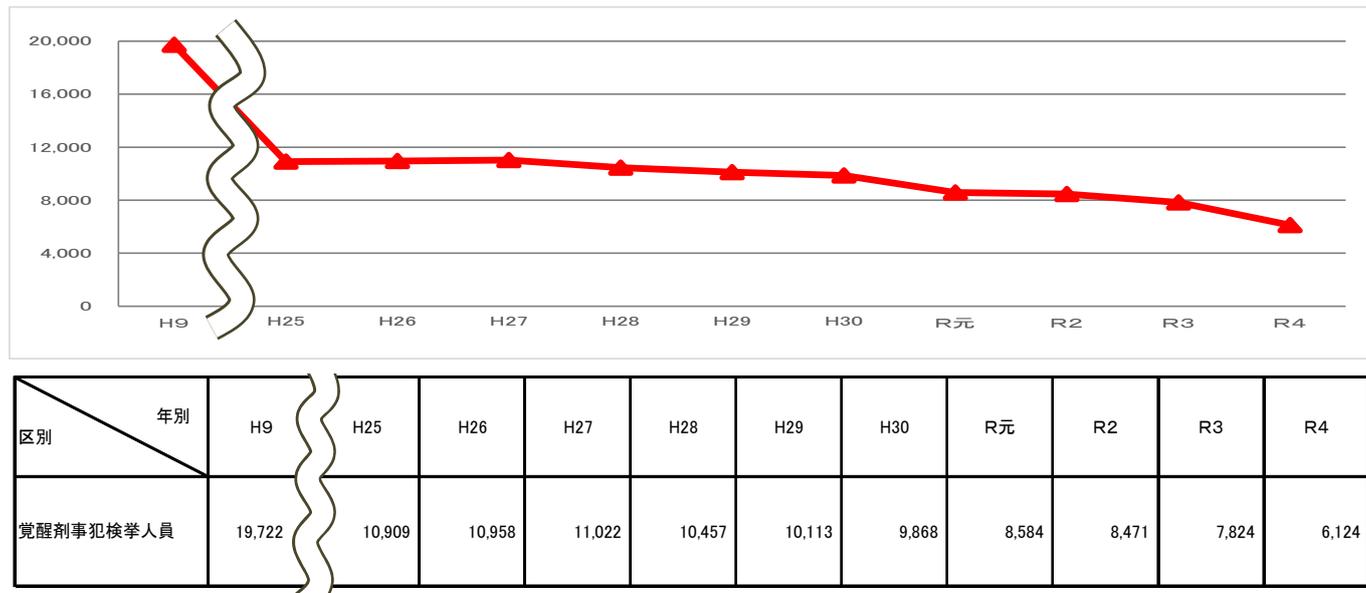
(4) 主な薬物事犯の傾向、特徴

ア 覚醒剤事犯

覚醒剤事犯の検挙人員は6,124人と前年より大幅に減少した。同検挙人員は、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の1万9,722人から長期的に減少傾向にあり、平成30年以降連続して1万人を下回っている（図表2-19）。

なお、同検挙人員のうち、暴力団構成員等は2,186人（構成比率35.7%）、外国人は459人（同7.5%）となっている。

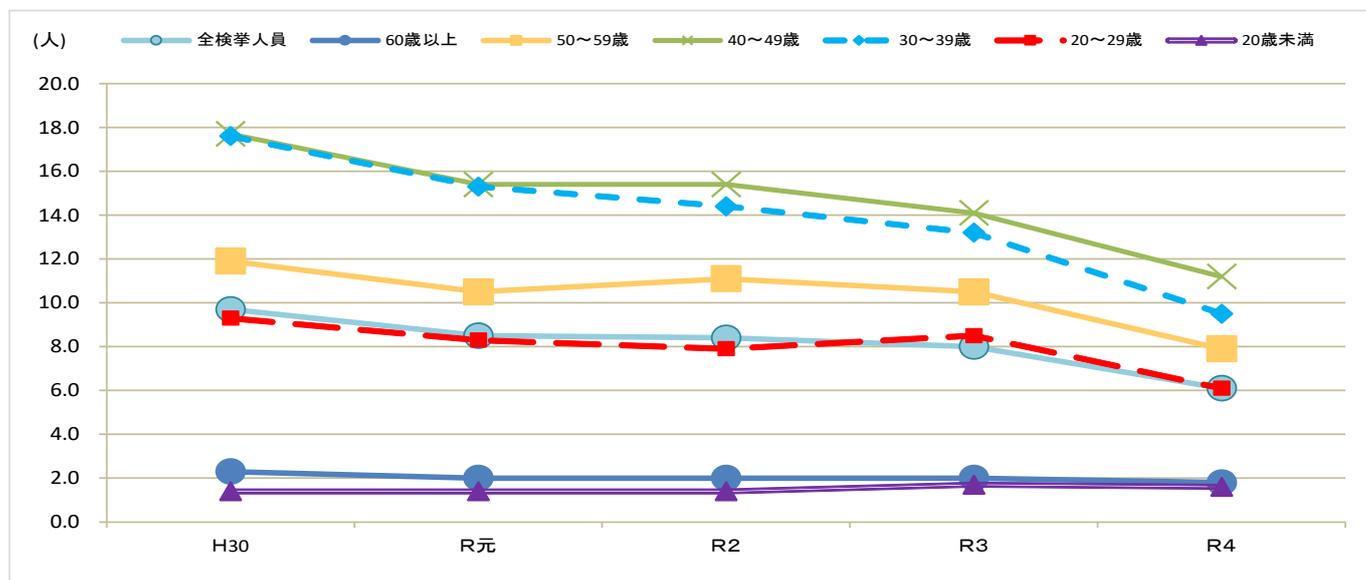
図表2-19 覚醒剤事犯検挙人員の推移



(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの年齢層別検挙人員は、20歳未満が1.6人、20歳代が6.1人、30歳代が9.5人、40歳代が11.2人、50歳代が7.9人、60歳以上が1.8人であり、最多は40歳代で、次いで30歳代となっている（図表2-20、2-21）。

図表2-20 人口10万人当たりの覚醒剤事犯検挙人員の推移



図表 2-21 覚醒剤事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯	検挙人員			9,868	8,584	8,471	7,824	6,124
	人口10万人当たりの検挙人員			9.7	8.5	8.4	8.0	6.1
	年齢別	60歳以上	738	637	657	636	565	
		人口10万人当たりの検挙人員	2.3	2.0	2.0	2.0	1.8	
		構成比率(%)	7.5	7.4	7.8	8.1	9.2	
		50～59歳	1,877	1,686	1,811	1,706	1,343	
		人口10万人当たりの検挙人員	11.9	10.5	11.1	10.5	7.9	
		構成比率(%)	19.0	19.6	21.4	21.8	21.9	
		40～49歳	3,352	2,885	2,844	2,526	2,012	
		人口10万人当たりの検挙人員	17.7	15.4	15.4	14.1	11.2	
		構成比率(%)	34.0	33.6	33.6	32.3	32.9	
		30～39歳	2,642	2,241	2,063	1,822	1,327	
		人口10万人当たりの検挙人員	17.6	15.3	14.4	13.2	9.5	
		構成比率(%)	26.8	26.1	24.4	23.3	21.7	
		20～29歳	1,163	1,038	1,000	1,019	774	
		人口10万人当たりの検挙人員	9.3	8.3	7.9	8.5	6.1	
		構成比率(%)	11.8	12.1	11.8	13.0	12.6	
	20歳未満	96	97	96	115	103		
	人口10万人当たりの検挙人員	1.4	1.4	1.4	1.7	1.6		
	構成比率(%)	1.0	1.1	1.1	1.5	1.7		
	うち中学生	3	3	0	1	1		
	うち高校生	13	10	11	10	12		
	大学生		15	26	8	18	12	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

(イ) 再犯者率

覚醒剤事犯の再犯者率は68.4%と前年よりやや増加した(図表2-22)。

図表 2-22 覚醒剤事犯の再犯者率の推移

区分		年別		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
覚醒剤事犯	検挙人員			10,909	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471	7,824	6,124
	再犯者数			6,899	7,067	7,147	6,804	6,647	6,521	5,687	5,880	5,272	4,188
	再犯者率(%)			63.2	64.5	64.8	65.1	65.7	66.1	66.3	69.4	67.4	68.4
	年齢別	60歳以上	83.4	83.0	88.3	86.3	86.7	84.6	81.6	89.6	86.5	82.8	
	再犯者率	50～59歳	78.2	78.9	81.2	80.8	80.6	81.8	83.7	83.2	83.1	81.5	
		40～49歳	69.7	71.2	72.2	72.1	72.1	71.8	73.6	74.6	73.1	74.8	
		30～39歳	58.9	57.3	57.9	56.9	58.5	57.9	57.0	61.4	58.8	60.7	
		20～29歳	39.0	39.2	36.0	38.9	35.6	35.4	33.7	38.6	35.3	38.0	
		20歳未満	15.3	5.4	16.0	12.5	16.5	13.5	6.2	9.4	21.7	20.4	

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別でみると、使用事犯が3,438人、所持事犯が1,945人、譲渡事犯が258人、密輸入事犯が175人となっており、使用事犯及び所持事犯で覚醒剤事犯検挙人員全体(6,124人)の87.9%を占めている。

イ 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続いていたが、令和4年は5,342人と過去最多であった前年をやや下回った。

大麻の種類別の検挙人員は、乾燥大麻に関する検挙人員は4,169人（構成比率78.0%）と前年よりやや減少し、大麻濃縮物に関する検挙人員は617人（同11.5%）と前年より増加した。

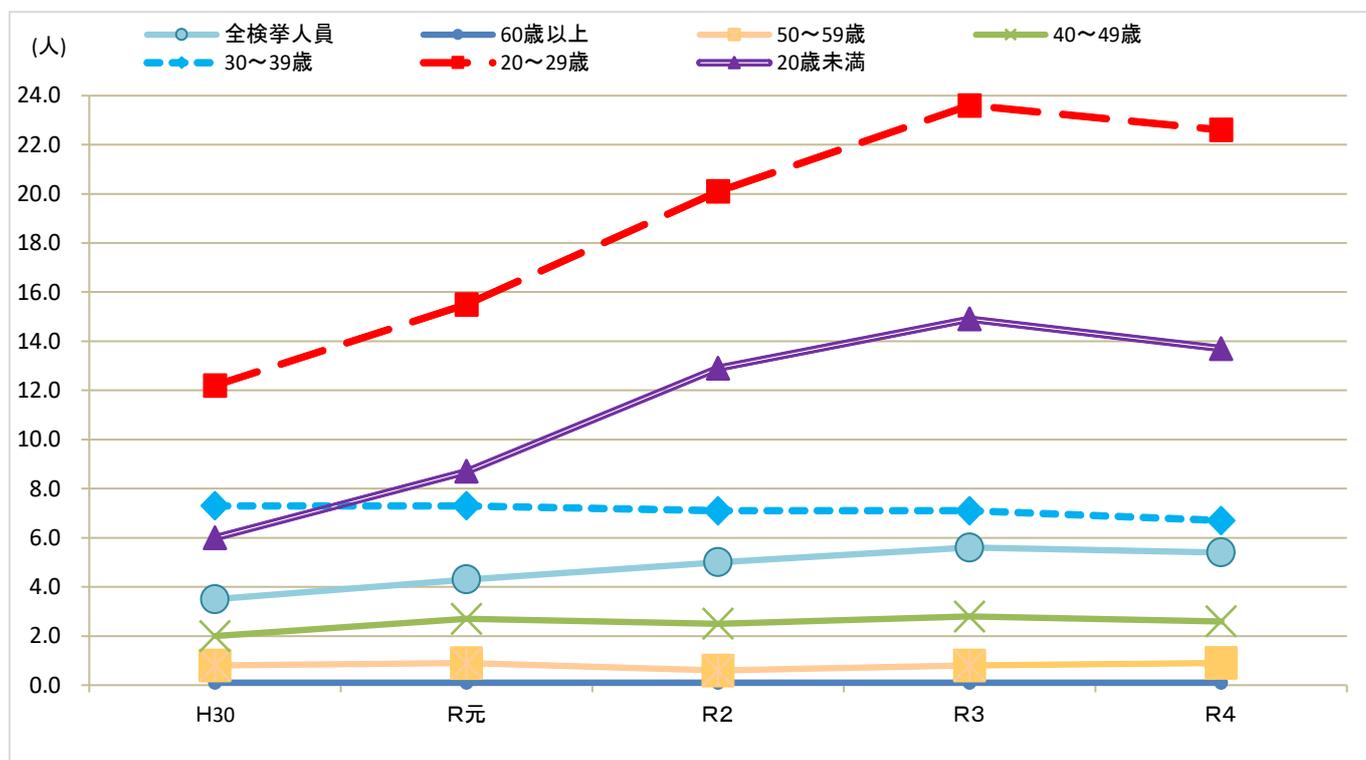
また、大麻事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員等は648人（同12.1%）、外国人は311人（同5.8%）となっている。

(7) 年齢層別の検挙状況

人口10万人当たりの年齢層別検挙人員で見ると、近年、30歳代以上が横ばいで推移し、その他の年齢層においては増加傾向で推移していたが、令和4年は、50歳代以上の年齢層が引き続き横ばいで推移し、その他の年齢層では、それぞれ減少した。

最多は、昨年に引き続き20歳代で、次いで20歳未満、30歳代となっており、これらの年齢層で同検挙人員の87.9%を占めている（図表2-23、2-24、2-25）。

図表2-23 人口10万人当たり的大麻事犯検挙人員の推移



図表 2-24 大麻事犯年齢別検挙人員の推移

区分		年別		H30	R元	R2	R3	R4	
大麻事犯	検挙人員			3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	
	人口10万人当たりの検挙人員			3.5	4.3	5.0	5.6	5.4	
	年齢別	60歳以上			35	44	30	43	38
		人口10万人当たりの検挙人員			0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		構成比率(%)			1.0	1.0	0.6	0.8	0.7
		50～59歳			122	148	103	131	146
		人口10万人当たりの検挙人員			0.8	0.9	0.6	0.8	0.9
		構成比率(%)			3.4	3.4	2.0	2.4	2.7
		40～49歳			370	502	459	507	462
		人口10万人当たりの検挙人員			2.0	2.7	2.5	2.8	2.6
		構成比率(%)			10.3	11.6	9.1	9.2	8.6
		30～39歳			1,101	1,068	1,015	984	931
		人口10万人当たりの検挙人員			7.3	7.3	7.1	7.1	6.7
		構成比率(%)			30.8	24.7	20.2	17.9	17.4
		20～29歳			1,521	1,950	2,540	2,823	2,853
人口10万人当たりの検挙人員				12.2	15.5	20.1	23.6	22.6	
構成比率(%)			42.5	45.1	50.5	51.5	53.4		
20歳未満			429	609	887	994	912		
人口10万人当たりの検挙人員			6.0	8.7	12.9	14.9	13.7		
構成比率(%)			12.0	14.1	17.6	18.1	17.1		
	うち中学生			7	6	8	8	11	
	うち高校生			74	109	159	186	150	
大学生				100	132	219	232	160	

注1：算出に用いた人口は、各前年の総務省統計資料「10月1日現在人口推計」又は「国勢調査結果」による。

注2：20歳未満の人口10万人当たりの検挙人員は14歳から19歳までの人口を基に、50歳以上の人口10万人当たりの検挙人員は50歳から79歳までの人口を基にそれぞれ算出。

図表 2-25 大麻事犯 20歳未満の年齢別検挙人員の推移

区分		年別					
		H30	R元	R2	R3	R4	
大麻事犯	検挙人員	429	609	887	994	912	
	年齢別	19歳	185	294	430	463	441
		18歳	128	164	238	288	225
		17歳	68	97	136	158	148
		16歳	26	42	65	64	71
		15歳	18	11	15	17	22
		14歳	4	1	3	4	5

(イ) 初犯者率

大麻事犯の初犯者率は75.9%と、引き続き高い割合となっている（図表 2-26）。

図表 2-26 大麻事犯の初犯者率の推移

区分		年別										
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
大麻事犯	検挙人員	1,555	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	
	初犯者数	1,208	1,385	1,613	1,962	2,294	2,741	3,355	3,974	4,281	4,054	
	初犯者率(%)	77.7	78.6	76.8	77.4	76.3	76.6	77.6	78.9	78.1	75.9	
	年齢別	60歳以上	33.3	66.7	62.5	92.3	67.7	68.6	63.6	53.3	69.8	55.3
		50～59歳	52.2	73.1	56.3	58.6	58.7	63.1	57.4	56.3	64.9	63.0
		40～49歳	71.1	69.3	66.5	70.6	66.0	64.9	67.1	67.5	67.5	66.5
		30～39歳	78.0	79.4	75.1	74.6	70.9	69.7	71.1	71.3	68.5	68.3
		20～29歳	81.5	81.0	80.9	80.5	82.6	81.2	81.8	81.0	80.4	77.5
		20歳未満	93.2	91.3	91.7	91.0	89.9	92.8	90.3	91.2	88.5	86.3

(ウ) 違反態様別の検挙状況

違反態様別では、所持事犯が4,430人、譲渡事犯が251人、譲受事犯が184人、密輸入事犯が74人、栽培事犯が225人となっており、栽培事犯が前年に引き続き高水準にある（図表2-27）。

図表2-27 大麻栽培事犯の検挙状況の推移

区分 \ 年別	H30	R元	R2	R3	R4
検挙件数	175	172	257	244	217
検挙人員	152	164	232	230	225
暴力団構成員等	25	42	46	48	41

【事例】

○ 六代目山口組傘下組織組員らによる大麻栽培事件（令和4年9月、大阪）

六代目山口組傘下組織組員らは、令和2年5月から令和3年8月にかけて、大阪府内の山間部等において大麻草を栽培した。令和4年9月までに、同組員ら8人を大麻取締法違反（営利目的栽培等）で逮捕し、大麻草1,961本及び乾燥大麻約6.7キログラムを押収した。

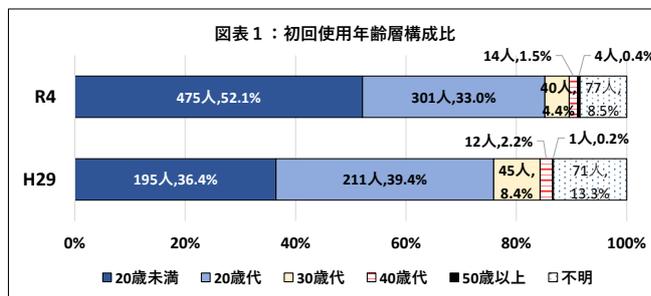
大麻乱用者の実態

令和4年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち911人について、捜査の過程において明らかとなった大麻使用の経緯、動機、大麻の入手先を知った方法等は次のとおりである（図表1で対比した平成29年については、平成29年10月から同年11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された者のうち535人について取りまとめたもの。）。

○ 大麻を初めて使用した年齢（図表1）

対象者が初めて大麻を使用した年齢は、20歳未満が52.1%、20歳代が33.0%と、30歳未満で85.1%を占める（最低年齢は12歳（4人））。

初回使用年齢層の構成比を平成29年と比較すると、20歳未満が36.4%から52.1%に増加しており、若年層の中でも特に20歳未満での乱用拡大が懸念される。



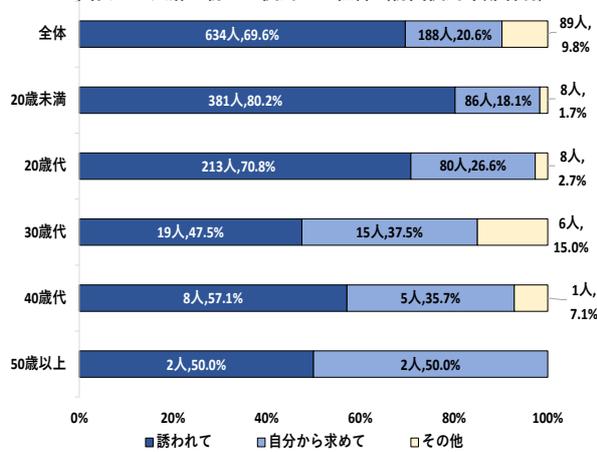
○ 大麻を初めて使用した経緯、動機（図表2、3）

大麻を初めて使用した経緯は、「誘われて」が最多であり、20歳未満が80.2%、20歳代が70.8%と、特に若年層において誘われて使用する割合が高い。

使用した動機については、いずれの年齢層でも「好奇心・興味本位」が最多で、特に30歳未満では約6割を占めるなど顕著である。また、同年齢層では、次いで「その場の雰囲気」が多く、比較的多い「クラブ・音楽イベント等の高揚感」、「パーティー感覚」と合わせてみると、若年層では、身近な環境に影響を受けて享乐的に大麻を使用する傾向がうかがわれる。

30歳以上では、「ストレス発散・現実逃避」や「多幸感・陶酔効果を求めて」といった、薬理効果を求める動機が比較的多数を占めた。

図表2：大麻を初めて使用した経緯（初回使用年齢層別）



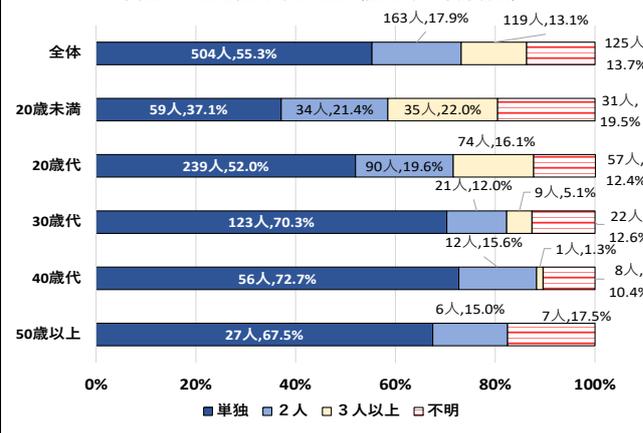
図表3：大麻を初めて使用した動機（初回使用年齢層別・複数回答）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	全体
好奇心・興味本位	60.5%	59.0%	50.0%	50.0%	40.0%	59.6%
その場の雰囲気	21.5%	15.5%	11.5%	9.1%	0.0%	18.4%
クラブ・音楽イベント等の高揚感	3.8%	5.1%	1.9%	9.1%	0.0%	4.2%
パーティー感覚	2.3%	1.9%	1.9%	4.5%	0.0%	2.2%
ストレス発散・現実逃避	2.8%	10.7%	7.7%	18.2%	20.0%	6.2%
多幸感・陶酔効果を求めて	6.2%	5.6%	13.5%	4.5%	20.0%	6.2%
その他	2.9%	2.2%	13.5%	4.5%	20.0%	3.2%

○ 大麻使用時の人数（図表4）

大麻使用時の人数については、年齢が低いほど、複数人で使用する割合が高い傾向にあり、このことから、30歳未満の乱用者の多くが、知人等の他人を含む身近な環境に影響を受けて大麻を使用する傾向がうかがわれる。

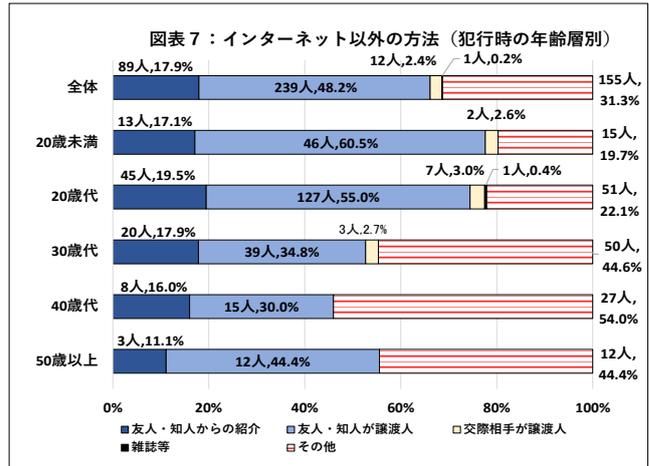
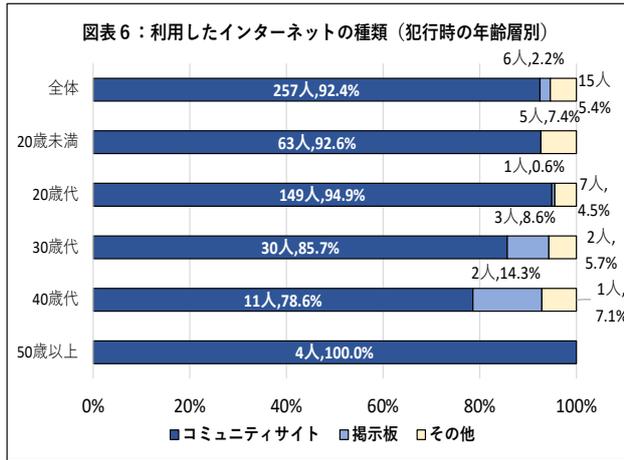
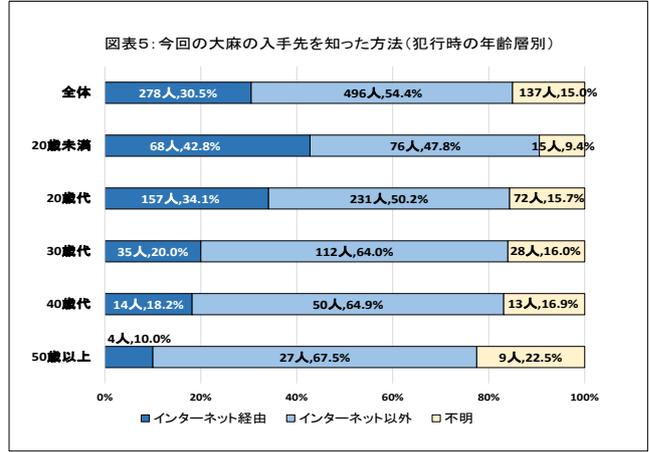
図表4：主な使用時の人数（使用時の年齢層別）



○ 大麻の入手先（譲渡人）を知った方法（図表5～7）

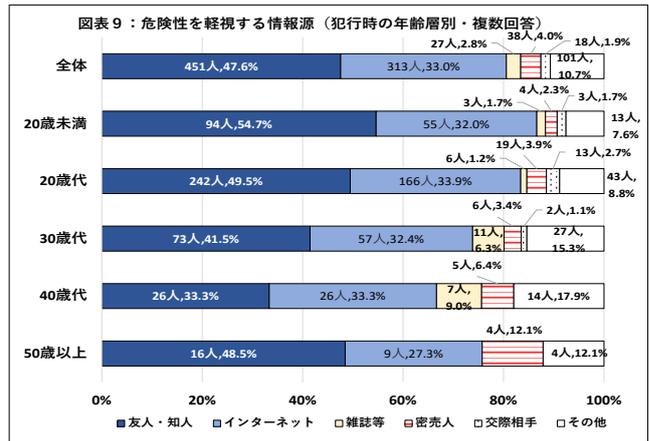
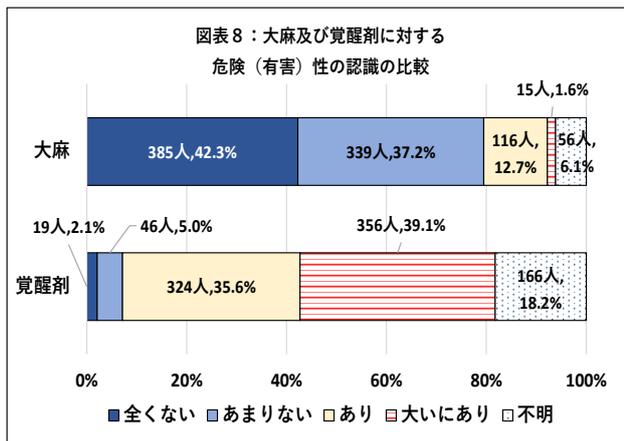
検挙事実となった大麻の入手先（譲渡人）を知った方法は、30歳未満で「インターネット経由」が3分の1以上を占め、そのほとんどがSNSを利用していた。

他方、「インターネット以外の方法」では、全ての年齢層で「友人・知人」から大麻を入手しているケースが半数程度に上り、30歳未満では半数を超える。



○ 大麻に対する危険（有害）性の認識（図表8、9）

大麻に対する危険（有害）性の認識は、「なし（全くない・あまりない。）」が79.5%（前年比2.5ポイント上昇）で、覚醒剤に対する危険（有害）性の認識と比較すると、昨年に引き続き著しく低い。また、大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報の入手先についても、引き続き、「友人・知人」、「インターネット」が多く、年齢層が低いほど「友人・知人」の占める割合が大きい傾向にある。



「令和3年における組織犯罪の情勢」に掲載した「大麻乱用者の実態」では、30歳未満の大麻乱用者の多くが大麻使用に関して身近な環境に影響されている実態がうかがわれたが、令和4年も、大麻を使用し始めた経緯や動機、使用時の状況、入手先、危険（有害）性に関する誤った認識の形成等多くの面で、身近な環境に影響されている実態が改めて裏付けられた。

また、大麻に対する危険（有害）性の認識を有さない者の割合が前年（77.0%）から僅かに上昇し、引き続き全体の8割近くを占めている。

昨年に引き続き、少年等若年層の周辺環境を健全化させるための総合的な施策が求められるとともに、大麻の供給源となる組織的な栽培・密売を厳正に取り締まり、SNS等における違法・有害情報の排除や大麻の危険（有害）性を正しく認識できるような広報啓発等を推進することが重要である。

ウ 危険ドラッグ事犯の検挙状況

(7) 危険ドラッグ事犯の検挙状況

危険ドラッグ事犯の検挙状況は、近年、検挙事件数及び検挙人員の減少傾向が続いていたが、令和4年は、260事件、279人とそれぞれ前年より増加した。

適用法令別では、指定薬物に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反が前年より大幅に増加し、麻薬及び向精神薬取締法違反も僅かに増加した（図表2-28）。

危険ドラッグ事犯のうち、暴力団構成員等によるものは7事件7人、外国人によるものは31事件33人、少年によるものは19事件20人となっている。

図表2-28 危険ドラッグに係る適用法令別検挙状況の推移

区分	年別		H30		R元		R2		R3		R4	
	事件数	人員	事件数	人員								
指定薬物に係る医薬品医療機器法違反	336	346	159	165	123	131	103	111	226	242		
乱用者による単純所持・使用等	231	235	119	123	80	82	58	60	178	193		
麻薬及び向精神薬取締法違反	45	48	16	17	15	19	30	34	34	37		
交通関係法令違反	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他法令違反	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	383	396	175	182	138	150	133	145	260	279		

注1: 同一被疑者で関連する余罪を検挙した場合でも、一つの事件として計上。

注2: 複数の罪で検挙されている場合、主たる罪・人員として計上。

注3: 指定薬物に係る医薬品医療機器法違反は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙をいう。

注4: 麻薬及び向精神薬取締法違反は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙をいう。

注5: 交通関係法令違反は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反（危険運転致死傷、過失運転致死傷）、道路交通法違反をいう。

注6: 適用法令（罪名）は、検挙時点を基準として計上（交通関係法令違反の中には、送致時等の罪名変更のものあり）。

注7: 乱用者による単純所持・使用等とは、平成26年4月1日から規制が新設された指定薬物の単純所持、使用、購入、譲受けによる違反態様のうち、販売目的等により検挙された供給者側を除くものをいう。

注8: 指定薬物以外の医薬品医療機器法違反は、その他法令違反に計上。

(イ) 危険ドラッグ乱用者の検挙状況

危険ドラッグ事犯のうち、危険ドラッグ乱用者の検挙人員は264人（構成比率94.6%）となっている。

a 年齢層別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者の年齢層別の構成比率を前年と比較すると、20歳未満、20歳代及び30歳代の占める割合が増加しており、40歳代及び50歳以上の占める割合は減少している（図表2-29）。

図表 2-29 危険ドラッグ乱用者の年齢別検挙人員の推移

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		368	172	140	123	264
	年齢層別	50歳以上	67	32	41	30	21
		構成比率(%)	18.2	18.6	29.3	24.4	8.0
	40～49歳	135	65	34	33	32	
		構成比率(%)	36.7	37.8	24.3	26.8	12.1
	30～39歳	109	47	32	26	59	
		構成比率(%)	29.6	27.3	22.9	21.1	22.3
	20～29歳	56	27	31	31	136	
		構成比率(%)	15.2	15.7	22.1	25.2	51.5
20歳未満	1	1	2	3	16		
	構成比率(%)	0.3	0.6	1.4	2.4	6.1	

b 薬物経験別の検挙状況

危険ドラッグ乱用者のうち、薬物犯罪の初犯者が204人（構成比率77.3%）、薬物犯罪の再犯者が60人（同22.7%）となっている。

c 危険ドラッグの入手状況

危険ドラッグの入手先別では、最多はインターネット利用69人（構成比率26.1%）となっている（図表 2-30）。

図表 2-30 危険ドラッグ乱用者の入手先別検挙人員の推移

区分		年別	H29	H30	R元	R2	R3	R4
危険ドラッグ乱用者	検挙人員		605	368	172	140	123	264
	入手先別	街頭店舗	84	33	10	3	2	5
		構成比率(%)	13.9	9.0	5.8	2.1	1.6	1.9
	インターネット	227	166	63	71	53	69	
		構成比率(%)	37.5	45.1	36.6	50.7	43.1	26.1
	友人・知人	77	45	30	18	10	23	
		構成比率(%)	12.7	12.2	17.4	12.9	8.1	8.7
	密売人	55	32	19	6	8	44	
		構成比率(%)	9.1	8.7	11.0	4.3	6.5	16.7
その他・不明	162	92	50	42	50	123		
	構成比率(%)	26.8	25.0	29.1	30.0	40.7	46.6	

d 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数

危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数は0人となっている（図表 2-31）。

図表 2-31 危険ドラッグの使用が原因と疑われる死者数の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
死者数		1	1	0	0	0

注1：令和4年12月末現在で警察庁に報告があったものを計上。

注2：発生日ではなく、認知日を基準として計上。

(ウ) 危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況

危険ドラッグ密輸入事犯の検挙状況は47事件、48人であった。仕出国地域別では、最多は台湾10事件、次いで中国（台湾・香港等を除く。）9事件、オランダ9事件となっている。

第2 銃器情勢

令和4年における銃器情勢の特徴としては、以下のことが挙げられる。

- 銃器発砲事件数は9件と前年とおおむね横ばいであり、このうち暴力団構成員等によるものは6件と過半数を占めた。
- 拳銃押収丁数は、長期的に減少傾向にあるところ、令和4年は321丁で、このうち暴力団からの押収丁数は34丁といずれも前年より増加した。

以上のとおり、銃器発砲事件数はおおむね横ばいで推移したものの、暴力団による銃器発砲事件が依然として発生し、更には暴力団からの拳銃押収丁数が増加に転じるなど、引き続き、平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、暴力団の組織防衛の強化による情報収集の困難化や拳銃隠匿方法の巧妙化に適切に対応し、暴力団の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた取締りを強化するとともに、インターネット上に流通する銃器に関する情報の収集に努めるなど、関係機関と連携した活動等により総合的な銃器対策を推進していくこととしている。

1 銃器犯罪情勢

(1) 銃器発砲事件の発生状況

ア 銃器発砲事件の発生状況

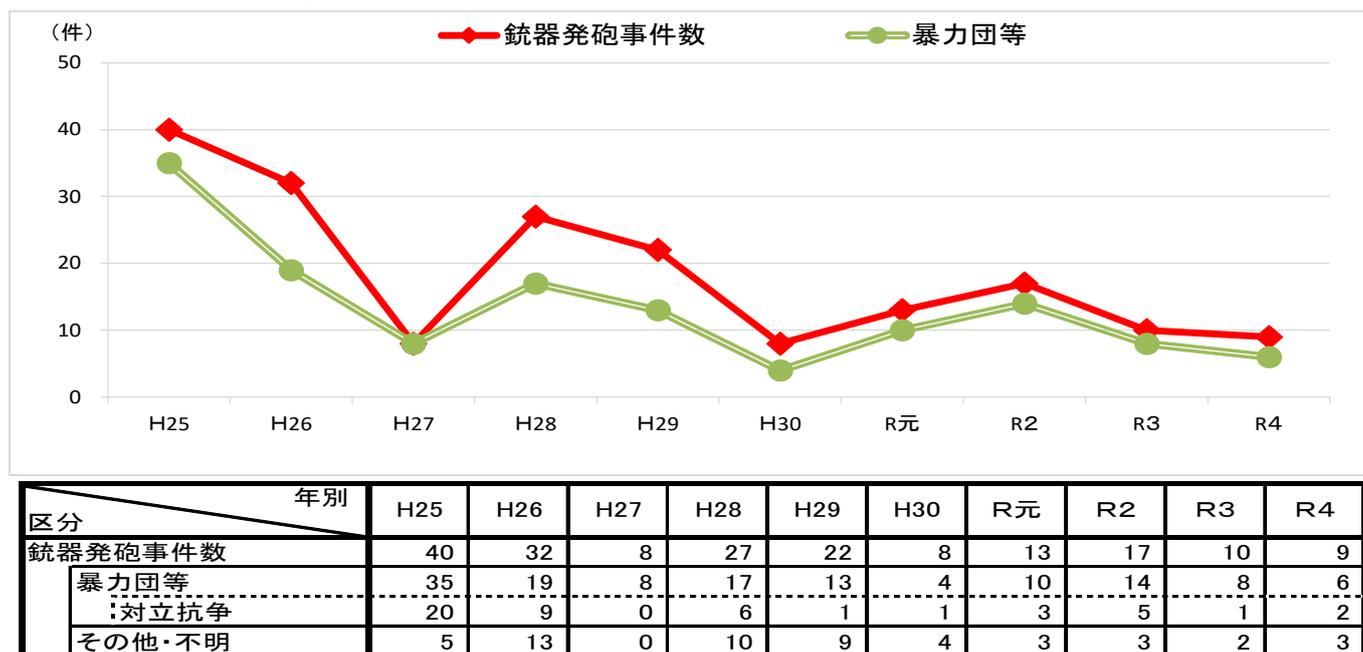
銃器発砲事件の発生件数は9件と前年とおおむね横ばいで、このうち暴力団構成員等によるものは6件と前年よりやや減少した。

なお、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる発砲事件が1件、六代目山口組と池田組の対立抗争によるものとみられる発砲事件が1件発生した（図表2-32）。

また、安倍元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案も発生している。

銃器発砲事件による死傷者数は6人（うち死者数4人、負傷者2人）と前年より増加しており、このうち暴力団構成員等は3人となっている。（図表2-33）。

図表2-32 銃器発砲事件数の推移



注：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

図表 2-33 銃器発砲事件による死傷者数の推移

区分	年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
死傷者数		8	10	4	11	8	3	12	9	5	6
死者数		6	6	1	5	3	2	4	4	1	4
暴力団構成員等		1	0	1	2	1	0	4	1	0	2
負傷者数		2	4	3	6	5	1	8	5	4	2
暴力団構成員等		2	3	3	1	2	1	5	5	3	1

イ 銃種別の発生状況

発生した銃器発砲事件（9件）のうち、拳銃の使用は7件である（図表 2-34）。

図表 2-34 銃器発砲事件の銃種別内訳

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
銃器発砲事件数		8	13	17	10	9
拳銃		8	12	16	10	7
猟銃等		0	0	0	0	1
小銃等		0	1	0	0	0
その他・不明		0	0	1	0	1

注1：「猟銃等」とは、散弾銃、ライフル銃、空気銃及び準空気銃をいう。

注2：「小銃等」とは、小銃、機関銃及び砲をいう。

(2) 銃器使用事件の認知状況

銃器使用事件の認知件数は50件と前年より減少した。

罪種別では、殺人が5件、強盗が7件、その他が38件となっている（図表 2-35）。

図表 2-35 銃器使用事件の認知件数の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
認知件数		83	93	81	61	50
拳銃及び拳銃様のもの		43	55	53	43	27
殺人		3	15	11	7	5
拳銃及び拳銃様のもの		3	10	9	6	4
強盗		12	18	10	6	7
拳銃及び拳銃様のもの		10	18	9	6	7
その他		68	60	60	48	38
拳銃及び拳銃様のもの		30	27	35	31	16

注：殺人及び強盗には、未遂及び予備も含む。

2 銃器事犯取締状況

(1) 拳銃の押収状況等

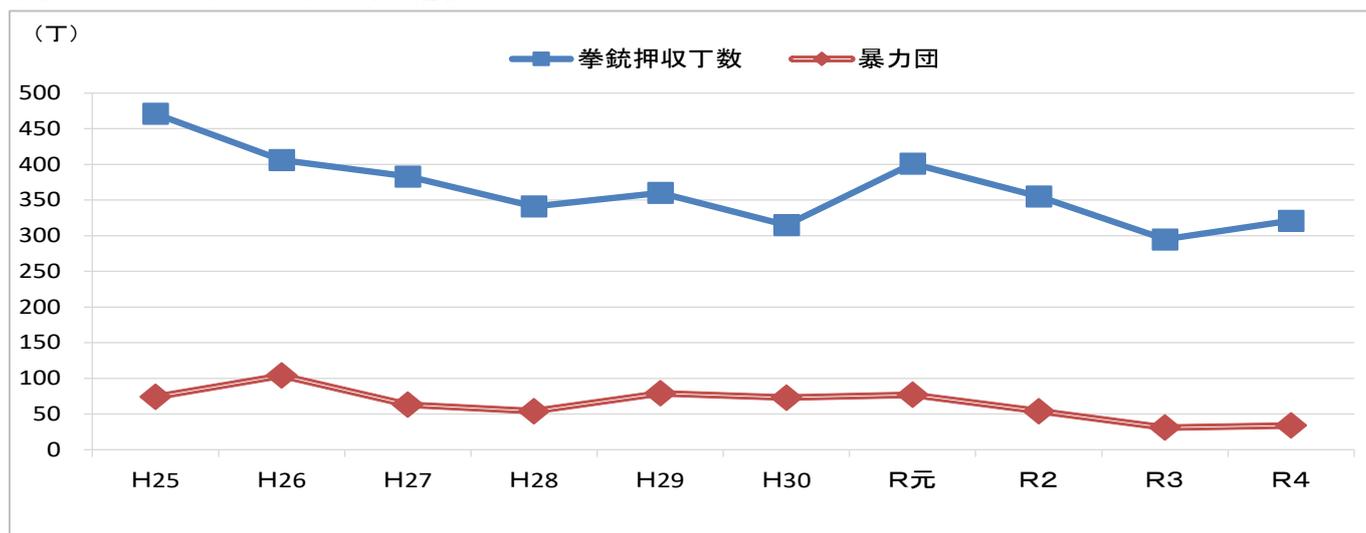
ア 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数は、暴力団からの押収を含め長期的には減少傾向にあるところ、令和4年は321丁と前年より増加した。

このうち、真正拳銃は258丁（うち密造拳銃11丁）、改造拳銃は63丁となっている。

暴力団から押収した拳銃は34丁、暴力団以外から押収した拳銃は287丁とそれぞれ前年より増加した（図表 2-36）。

図表 2-36 拳銃の押収状況の推移



区分 \ 年別	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数	471	406	383	341	360	315	401	355	295	321
暴力団	74	104	63	54	79	73	77	54	31	34
構成比率(%)	15.7	25.6	16.4	15.8	21.9	23.2	19.2	15.2	10.5	10.6
その他・不明	397	302	320	287	281	242	324	301	264	287
構成比率(%)	84.3	74.4	83.6	84.2	78.1	76.8	80.8	84.8	89.5	89.4

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

イ 拳銃の真正・改造別、名称別の押収状況

押収した真正拳銃258丁の製造国別では、最多がアメリカ製89丁（構成比率34.5%）、次いで日本製65丁（同25.2%）、ベルギー製26丁（同10.1%）、ドイツ製15丁（同5.8%）、スペイン製8丁（同3.1%）、ロシア製6丁（同2.3%）、ブラジル製6丁（同2.3%）となっている（図表 2-37）。

また、真正拳銃の名称別では、S & Wが22丁（構成比率8.5%）、ブローニングが16丁（同6.2%）となっている（図表 2-38）。

図表 2-37 押収拳銃の真正・改造別内訳

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数			315	401	355	295	321
真正拳銃			298	342	312	250	258
構成比率(%)			94.6	85.3	87.9	84.7	80.4
(製造国別)	アメリカ		90	125	110	81	89
	中国		6	6	8	3	4
	フィリピン		9	9	4	7	1
	ロシア(旧ソ連)		11	8	5	4	6
	ブラジル		9	3	8	10	6
	ベルギー		30	24	28	28	26
	イタリア		8	9	1	4	2
	ドイツ		15	15	14	17	15
	スペイン		7	11	8	7	8
	日本		70	79	77	61	65
その他		7	7	4	6	4	
不明		36	46	45	22	32	
改造拳銃			17	59	43	45	63
構成比率(%)			5.4	14.7	12.1	15.3	19.6

注1：「真正拳銃」とは、拳銃機能（金属性弾丸を発射する機能）を有する目的で製造されたものをいう。

注2：「改造拳銃」とは、模擬銃器や玩具の拳銃等に加工を施すことによって拳銃にしたものをいう。

図表 2-38 押収した真正拳銃の名称別内訳

区分		年別	H30	R元	R2	R3	R4
真正拳銃の押収丁数			298	342	312	250	258
トカレフ型	主に中国製		7	5	9	2	4
S&W	主にアメリカ製		23	42	33	14	22
パルティック	フィリピン製		7	0	2	0	0
ブローニング	主にベルギー製		25	19	20	20	16
マカロフ型	主にロシア製		8	8	2	2	4
ロッシ	ブラジル製		4	0	2	5	1
その他			224	268	244	207	211

ウ インターネット関連の拳銃押収状況

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は41丁で、前年より増加した（図表 2-39）。

図表 2-39 インターネット関連の拳銃押収状況

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数		29	54	41	36	41

エ 拳銃110番報奨制度による拳銃の押収状況

「拳銃110番報奨制度」により受理した通報件数は8,316件、本通報を端緒とする拳銃の押収は8丁で、報奨金の支払いはなかった。

(2) 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反で検挙した事件のうち、拳銃及び拳銃部品に係る検挙件数は101件、検挙人員は97人となっている。

このうち暴力団構成員等の検挙件数は30件（構成比率29.7%）、検挙人員は26人（同26.8%）となっている（図表2-40）。

図表2-40 拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙件数及び検挙人員の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
検挙件数		142	150	116	90	101
検挙人員		150	151	127	78	97
	暴力団構成員等	70	57	58	29	26
	構成比率(%)	46.7	37.7	45.7	37.2	26.8

(3) 密輸入事件の摘発状況

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数は6件、検挙人員は6人であり、密輸入事件に係る拳銃の押収は6丁となっている（図表2-41）。

図表2-41 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況の推移

区分	年別	H30	R元	R2	R3	R4
検挙事件数		6	3	2	2	6
	拳銃	2	0	2	1	5
検挙人員		6	3	2	2	6
	暴力団構成員等	0	0	0	0	0
	拳銃	2	0	2	1	5
拳銃押収丁数		5	0	2	1	6
	暴力団	0	0	0	0	0

注：検挙事件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

【事例】

○ 稲川会傘下組織幹部による拳銃加重所持事件（令和4年7月、新潟）

稲川会傘下組織幹部は、令和4年2月、新潟県内の自宅敷地内の倉庫において、拳銃1丁を適合実包18個と共に保管して所持した。同年7月、同幹部を銃刀法違反（拳銃加重所持）で逮捕し、同拳銃等を押収した。

第3章：来日外国人犯罪情勢

第1 来日外国人犯罪をめぐる昨今の情勢

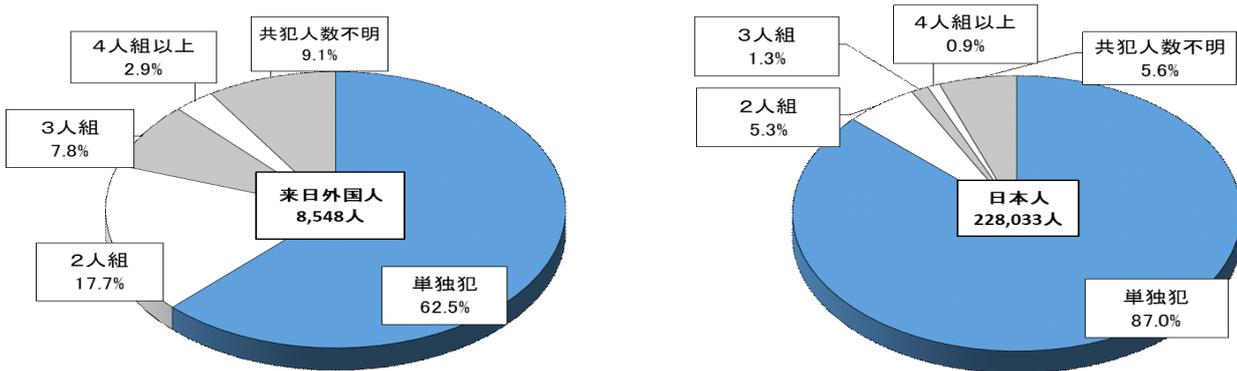
1 来日外国人犯罪の組織化の状況

来日外国人犯罪の検挙件数・人員については、最近5年間はほぼ横ばい状態で推移してきたが、令和4年は、令和3年に引き続き、検挙件数・人員とも減少している。

このような中、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて多人数で組織的に行われる傾向がうかがわれ、出身の国・地域別に組織化されている場合が多くみられる。

令和4年中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は37.5%と、日本人(13.0%)の約2.9倍になっている。また、形態別にみると、2人組は17.7%、3人組は7.8%、4人組以上は2.9%となっている。罪種等別にみると、窃盗犯のうち、住宅対象の侵入窃盗では34.7%と、日本人(11.8%)の約2.9倍、万引きでは46.7%と、日本人(2.6%)の約18.0倍になっている(図表3-1、図表3-2)。

図表3-1 刑法犯の共犯形態別 構成比率



図表3-2 共犯形態別・罪種等別 刑法犯検挙件数

	総数	来日外国人						総数	日本人						
		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明		単独犯	共犯	2人組	3人組	4人組以上	共犯人数不明	
刑法犯件数	8,548	5,345	3,203	1,514	663	247	779	228,033	198,303	29,730	12,042	2,861	2,044	12,783	
		構成比率	62.5%	37.5%	17.7%	7.8%	2.9%	9.1%	構成比率	87.0%	13.0%	5.3%	1.3%	0.9%	5.6%
凶悪犯	153	133	20	8	6	5	1	3,551	3,214	337	161	79	87	10	
		構成比率	86.9%	13.1%	5.2%	3.9%	3.3%	0.7%	構成比率	90.5%	9.5%	4.5%	2.2%	2.5%	0.3%
うち強盗	57	42	15	5	6	3	1	963	746	217	89	54	68	6	
		構成比率	73.7%	26.3%	8.8%	10.5%	5.3%	1.8%	構成比率	77.5%	22.5%	9.2%	5.6%	7.1%	0.6%
窃盗犯	5,048	2,796	2,252	1,019	562	175	496	133,531	117,260	16,271	6,261	1,357	601	8,052	
		構成比率	55.4%	44.6%	20.2%	11.1%	3.5%	9.8%	構成比率	87.8%	12.2%	4.7%	1.0%	0.5%	6.0%
うち侵入窃盗	739	457	282	87	28	56	111	20,740	18,013	2,727	1,754	492	158	323	
		構成比率	61.8%	38.2%	11.8%	3.8%	7.6%	15.0%	構成比率	86.9%	13.1%	8.5%	2.4%	0.8%	1.6%
うち住宅対象	277	181	96	19	17	12	48	8,528	7,519	1,009	627	189	24	169	
		構成比率	65.3%	34.7%	6.9%	6.1%	4.3%	17.3%	構成比率	88.2%	11.8%	7.4%	2.2%	0.3%	2.0%
うち車上ねらい	44	40	4	4	0	0	0	6,972	5,930	1,042	409	58	8	567	
		構成比率	90.9%	9.1%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	構成比率	85.1%	14.9%	5.9%	0.8%	0.1%	8.1%
うち万引き	2,621	1,396	1,225	683	402	47	93	54,028	52,630	1,398	1,144	197	51	6	
		構成比率	53.3%	46.7%	26.1%	15.3%	1.8%	3.5%	構成比率	97.4%	2.6%	2.1%	0.4%	0.1%	0.01%
うち自動車盗	273	51	222	72	95	37	18	2,027	1,094	933	419	91	58	365	
		構成比率	18.7%	81.3%	26.4%	34.8%	13.6%	6.6%	構成比率	54.0%	46.0%	20.7%	4.5%	2.9%	18.0%
その他	3,347	2,416	931	487	95	67	282	90,951	77,829	13,122	5,620	1,425	1,356	4,721	
		構成比率	72.2%	27.8%	14.6%	2.8%	2.0%	8.4%	構成比率	85.6%	14.4%	6.2%	1.6%	1.5%	5.2%

2 組織の特徴

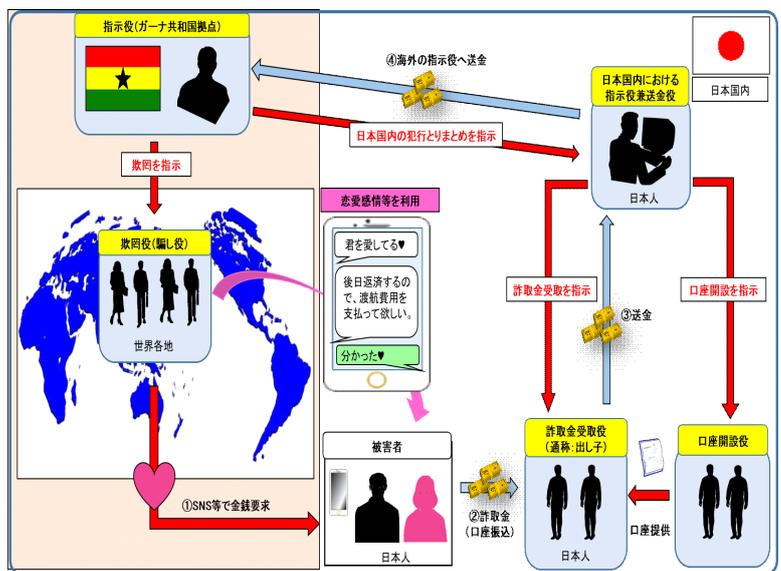
来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を実行するため、犯罪ごとに様々な国籍の構成員が離合集散を繰り返すなど、組織の多国籍化もみられる。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

【事例】

○ 様々な国籍の外国人によるSNS利用の国際的な詐欺等事件（令和4年9月 大阪）

日本人の男女及びガーナ人の男らは、令和元年7月から令和3年3月にかけて、SNSを通じて知り合った日本人女性らに対して医師や運送会社等を装って、恋愛感情を抱かせた上で、荷物を発送するための費用が必要等と偽り、現金をだまし取った。令和4年9月までに日本人の男女8人、ガーナ人の男2人（日本人の配偶者等1、永住者1）及びカメルーンの男1人（特定活動）を詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕した。



【事例】

○ 暴力団等と外国人犯罪組織による労働者違法供給等事件（令和3年11月、兵庫）

暴力団と日本在留のベトナム人の男らは、厚生労働大臣の許可を受けずに、令和2年9月から令和3年5月までの間、関西地方の解体工事会社に対して不法残留のベトナム人の男らを派遣し、解体工事に伴う廃材の運搬等の作業をさせ、労働者派遣事業を行うなどした。令和3年12月までに、暴力団の男1人とベトナム人の男女8人（定住者2、永住者1、短期滞在2、技能実習3）を労働者派遣法違反（労働者供給事業の禁止等）、職業安定法違反（無許可無料職業紹介）及び入管法違反（不法就労助長等）で逮捕した。

【事例】

○ フィリピン人らによるオンライン賭博事件（令和4年4月、岐阜）

フィリピン人の男らは、令和3年8月から令和4年2月にかけて、不特定多数の賭客にインターネットサイトで配信された映像により、足に刃物を付けた2羽の鶏の闘いの勝敗を予想して、現金で購入したポイントを賭けさせる通称「オンラインサボン」と称する賭博をした。同年4月までに、フィリピン人の男6人（永住者の配偶者等1、永住者3、定住者2）を常習賭博罪等で逮捕した。

注：闘鶏（サボン）とは、鶏と鶏を戦わせて勝敗を決める競技

3 犯罪インフラの実態と検挙状況

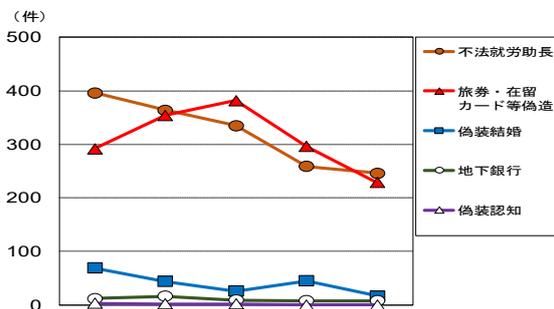
犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいう。来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

不法就労助長、偽装結婚及び偽装認知は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、最近5年間では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。また、地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。

最近5年間の犯罪インフラ事犯の検挙状況をみると、不法就労助長は、昨今の人手不足を背景とし、就労資格のない外国人を雇い入れるなどの事例が引き続きみられるが、検挙件数・人員は減少傾向で推移している。旅券・在留カード等偽造は、就労可能な在留資格を偽装するために利用されており、平成28年以降、増加傾向にあったが、令和4年は、令和3年と比べ、減少した。偽装結婚は、日本国内における継続的な就労等を目的に「日本人の配偶者等」等の在留資格を取得するための不正な手段であり、令和4年は、令和3年に比べ、減少した。地下銀行は、最近5年間の検挙件数は10件前後で推移している。また、偽装認知は3件前後で推移しており、令和4年の検挙はなかった。(図表3-3)。

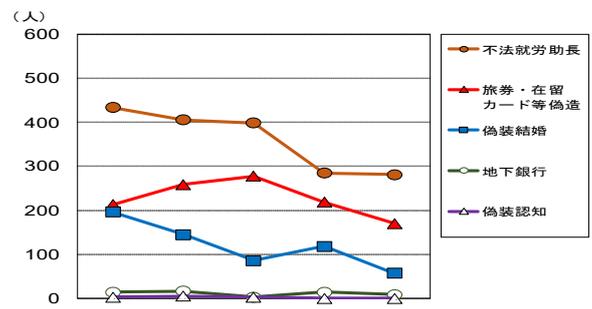
図表3-3 犯罪インフラ事犯 検挙状況の推移

【検挙件数】



	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総 数	772	780	754	608	500	-108	-17.8%
不法就労助長	396	364	335	259	246	-13	-5.0%
旅券・在留カード等偽造	292	354	382	296	229	-67	-22.6%
偽装結婚	69	44	26	45	17	-28	-62.2%
地下銀行	12	16	9	8	8	0	0.0%
偽装認知	3	2	2	0	0	0	-

【検挙人員】



	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総 人 員	860	831	769	636	516	-120	-18.9%
不法就労助長	434	406	399	285	281	-4	-1.4%
旅券・在留カード等偽造	213	259	278	219	170	-49	-22.4%
偽装結婚	196	145	86	118	57	-61	-51.7%
地下銀行	14	16	3	14	8	-6	-42.9%
偽装認知	3	5	3	0	0	0	-

(1) 不法就労助長

不法就労助長とは、就労資格のない来日外国人を不法に就労させ、又は不法就労をあっせんすることなどをいい、その行為は、入管法、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等に抵触する。

ア 令和4年中の検挙状況

不法就労助長事犯の検挙状況をみると、最近5年間は、検挙件数・人員ともに減少傾向で推移している。検挙人員を国籍等別にみると、中国29人、ベトナム16人、韓国9人、フィリピン9人、ブラジル9人等となっており、日本人の検挙は186人となっている。

ピン6人、ベトナム5人、トルコ人4人、中国3人等となっており、日本人の検挙は31人となっている。

イ 検挙事例

【事例】

○ バングラデシュ人らによる偽装結婚事件（令和4年3月、群馬）

日本人の女は、令和3年6月、バングラデシュ人の男に「日本人の配偶者等」の在留資格を取得させる目的で、日本人の女の親族である女子高校生をあっせんして、偽装結婚させていた。令和4年3月までに、日本人の女1人及びバングラデシュ人の男1人（日本人の配偶者等）を電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪及び入管法違反（虚偽申請）で逮捕した。

(4) 地下銀行

地下銀行とは、法定の資格のない者が、報酬を得て国外送金を代行することなどをいい、その行為は、銀行法等に抵触する。

ア 令和4年中の検挙状況

地下銀行の検挙状況を見ると、最近5年間は、ほぼ横ばい状態で推移していたが、令和4年は、令和3年に比べ、検挙件数は同数で、検挙人員は減少した。検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム6人、タイ1人、ミャンマー1人となっており、日本人の検挙はなかった。

イ 検挙事例

【事例】

○ ミャンマー人による銀行法違反等事件（令和4年10月、警視庁）

ミャンマー人の男は、令和4年3月から同年9月にかけて、関東地方に居住するミャンマー人らから送金依頼を受けて同人らに他人名義の口座に約5億3千万円を振り込ませる等して、不正送金した。同年12月までに、ミャンマー人の男1人（定住者）を銀行法違反（無免許営業）等で逮捕した。

(5) 偽装認知

偽装認知とは、不法滞在等の外国人女性が、外国人男性との間に出生した子等に日本国籍を取得させるとともに、自らも長期の在留資格を取得する目的で、市区町村に日本人男性を父親とする内容虚偽の認知届等を提出することをいい、その行為は、電磁的公正証書原本不実記録・同供用罪等に当たる。

なお、偽装認知事犯の検挙状況を見ると、最近5年間は、ほぼ横ばい状態で推移していたが、令和4年中の検挙はなかった。

10年前（平成25年）の来日外国人犯罪情勢との比較

1 在留外国人の状況

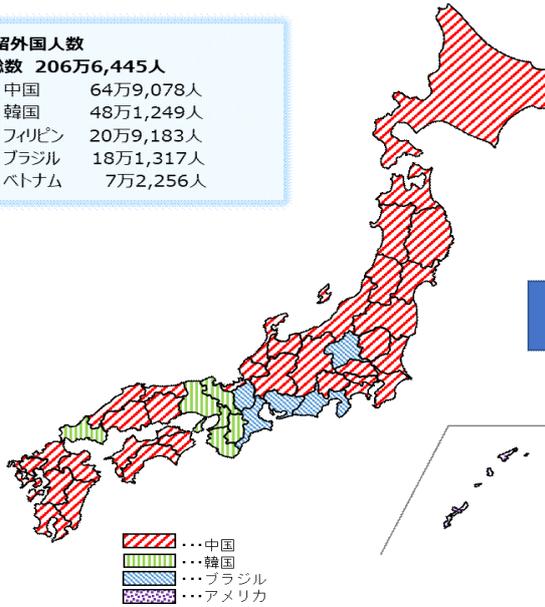
- 令和3年末現在の在留外国人数は276万635人で、平成25年12月末と比べて、69万4,190人（増減率33.6%）増加している。
- 令和3年末現在の在留外国人数を国籍・地域別でみると、中国が71万6,606人、次いでベトナムが43万2,934人、韓国40万9,855人の順となっており、平成25年末と比べて、中国は6万7,528人（増減率10.4%）、ベトナムは36万678人（同499.2%）増加している一方、韓国は7万1,394人（同-14.8%）減少している。

○ H25.12末

在留外国人数

総数 206万6,445人

- 中国 64万9,078人
- 韓国 48万1,249人
- フィリピン 20万9,183人
- ブラジル 18万1,317人
- ベトナム 7万2,256人

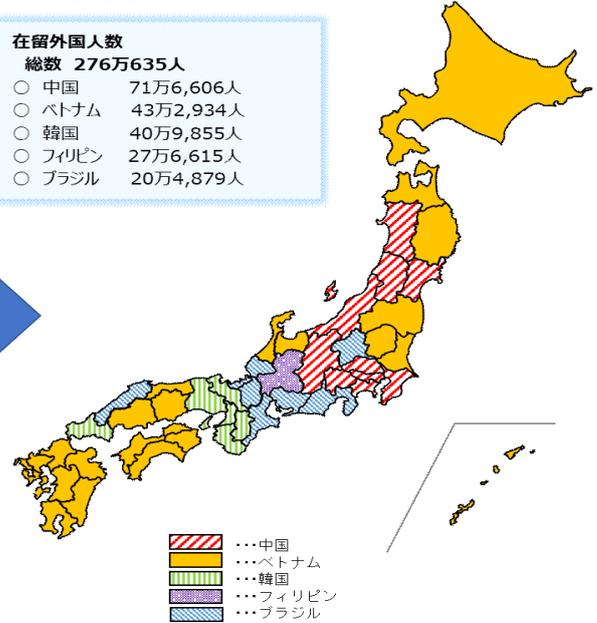


○ R3.12末

在留外国人数

総数 276万635人

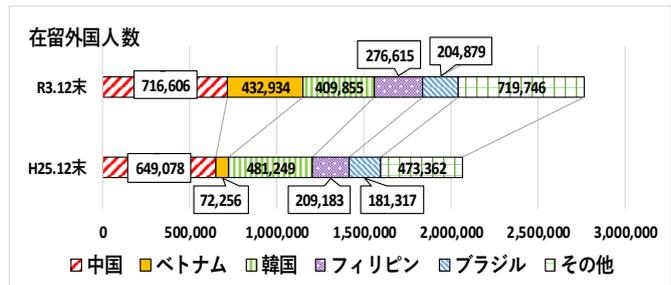
- 中国 71万6,606人
- ベトナム 43万2,934人
- 韓国 40万9,855人
- フィリピン 27万6,615人
- ブラジル 20万4,879人



注1：都道府県別で、構成比が最も高い国籍等を表示。ただし、H25.12末の韓国の構成比が最も高い府県の表示は、朝鮮の数値を含んでいる。

注2：沖縄県については、H25.12末はアメリカ、R3.12末はベトナムが最も高い。

区分	年次	H25.12末	R3.12末	増減数	増減率
在留外国人数		2,066,445	2,760,635	694,190	33.6%
中国		649,078	716,606	67,528	10.4%
ベトナム		72,256	432,934	360,678	499.2%
韓国		481,249	409,855	-71,394	-14.8%
フィリピン		209,183	276,615	67,432	32.2%
ブラジル		181,317	204,879	23,562	13.0%
その他		473,362	719,746	246,384	52.0%



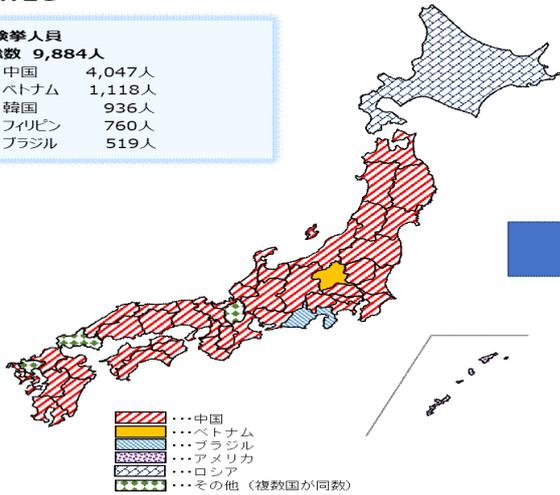
2 総検挙状況

- 令和4年の総検挙人員について、10年前（平成25年）と比較すると減少しており、刑法犯検挙人員は5,014人（増減率-10.8%）、特別法犯検挙人員は4,534人（同6.3%）となっている。
- 総検挙人員を国籍等別にみると、10年前（平成25年）は、中国4,047人（構成比40.9%）、ベトナム1,118人（同11.3%）、韓国936人（同9.5%）と3か国で全体の61.7%を占めていたのに対して、令和4年は、ベトナム3,432人（構成比率35.9%）、中国2,006人（同21.0%）と2か国で全体の56.9%を占めている。

○ H25

総検挙人員
総数 9,884人

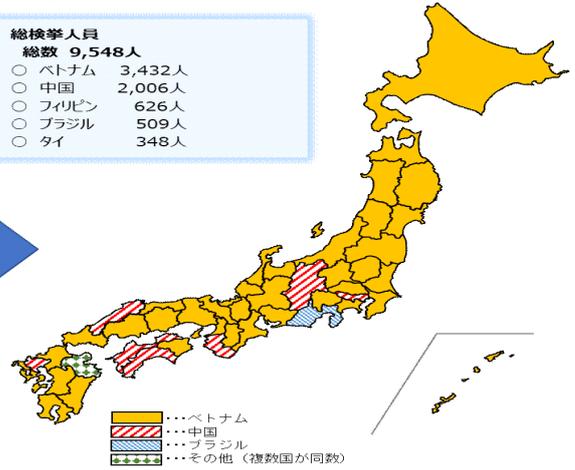
- 中国 4,047人
- ベトナム 1,118人
- 韓国 936人
- フィリピン 760人
- ブラジル 519人



○ R4

総検挙人員
総数 9,548人

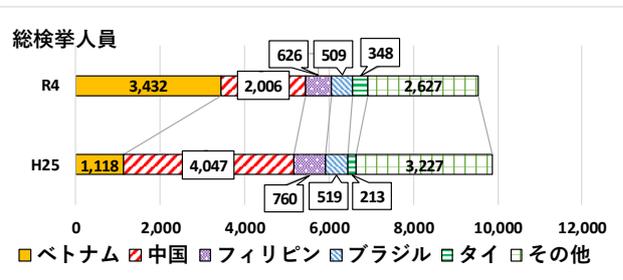
- ベトナム 3,432人
- 中国 2,006人
- フィリピン 626人
- ブラジル 509人
- タイ 348人



注1：沖縄県については、H25はアメリカ、R4はベトナムが最も高い。

注2：H25について、滋賀県は中国・ブラジル、山口県は中国・フィリピン、佐賀県はベトナム・ネパールが同数。R4について、大分県はベトナム・フィリピンが同数。

区分	年次	H25	R4	増減数	増減率
総検挙人員		9,884	9,548	-336	-3.4%
ベトナム		1,118	3,432	2,314	207.0%
中国		4,047	2,006	-2,041	-50.4%
フィリピン		760	626	-134	-17.6%
ブラジル		519	509	-10	-1.9%
タイ		213	348	135	63.4%
その他		3,227	2,627	-600	-18.6%

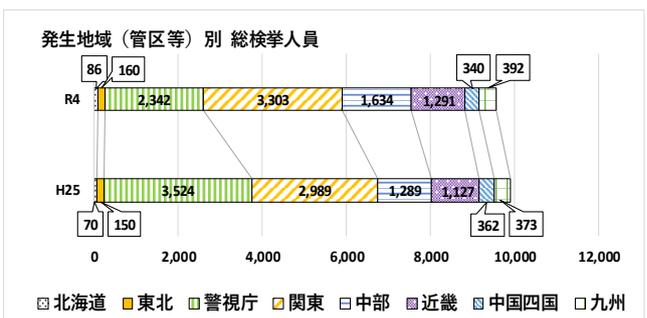


3 発生地域（管区等）別 総検挙人員の推移

令和4年の発生地域（管区等）別総検挙人員について、10年前（平成25年）と比較すると、警視庁及び中国四国管区は減少している一方で、その他の管区では増加している。

国籍別にみると、ベトナムは全ての管区で増加している一方、中国は北海道を除いた全ての管区で減少している。また、ブラジルは中部及び近畿管区での増加を除いて減少しており、フィリピンは、北海道、中部及び九州管区の増加を除いて減少している。

区分	年次	H25	R4	増減数	増減率
総検挙人員		9,884	9,548	-336	-3.4%
北海道		70	86	16	22.9%
東北		150	160	10	6.7%
警視庁		3,524	2,342	-1,182	-33.5%
関東		2,989	3,303	314	10.5%
中部		1,289	1,634	345	26.8%
近畿		1,127	1,291	164	14.6%
中国四国		362	340	-22	-6.1%
九州		373	392	19	5.1%



～発生地域（管区等）別 主要国籍別 総検挙人員～

区分	年次	総数		ベトナム		中国		ブラジル		フィリピン		タイ		韓国		その他	
		H25	R4	H25	R4	H25	R4	H25	R4	H25	R4	H25	R4	H25	R4		
総検挙人員		9,884	9,548	1,118	3,432	4,047	2,006	519	509	760	626	213	348	936	269	2,291	2,358
北海道		70	86	0	33	18	20	1	0	0	2	2	0	2	1	47	30
東北		150	160	13	77	67	33	1	1	10	6	0	2	28	1	31	40
警視庁		3,524	2,342	318	709	1,710	762	44	27	180	110	52	52	325	89	895	593
関東		2,989	3,303	362	1,088	933	540	212	157	330	275	132	269	250	63	770	911
中部		1,289	1,634	233	569	441	233	199	270	113	152	8	10	71	19	224	381
近畿		1,127	1,291	93	616	512	281	40	42	61	30	15	8	201	72	205	242
中国四国		362	340	37	165	196	77	20	8	39	20	1	3	27	9	42	58
九州		373	392	62	175	170	60	2	4	27	31	3	4	32	15	77	103

第2 来日外国人犯罪の検挙状況

1 令和4年中の来日外国人犯罪情勢

令和4年中の来日外国人犯罪については

- 総検挙状況、刑法犯検挙状況、特別法犯検挙状況のいずれをみても、令和3年との比較では、検挙件数・人員とも減少している。
- 総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙件数・人員ともベトナムと中国の2か国で全体の約6割を占めており、いずれも令和3年に引き続いてベトナムが最多となっている。
- 総検挙人員9,548人の国籍等別の内訳は、ベトナム3,432人（構成比率35.9%）、中国2,006人（同21.0%）、フィリピン626人（同6.6%）、ブラジル509人（同5.3%）、タイ348人（同3.6%）等となっている。
- 総検挙人員9,548人の在留資格別の内訳は「技能実習」2,036人（構成比率21.3%）、「定住者」1,288人（同13.5%）、「短期滞在」1,231人（同12.9%）、「留学」1,060人（同11.1%）、「日本人の配偶者等」806人（同8.4%）等となっている。
- 刑法犯の検挙件数が減少した要因としては、ベトナム、中国、ブラジル、フィリピン等による窃盗犯が減少したことが挙げられ、検挙人員が減少した主な要因としては、ベトナム、中国等による窃盗犯が減少したことが挙げられる。
- 特別法犯の検挙件数・人員が減少した主な要因としては、ベトナム、中国等による入管法違反が減少したことが挙げられる。

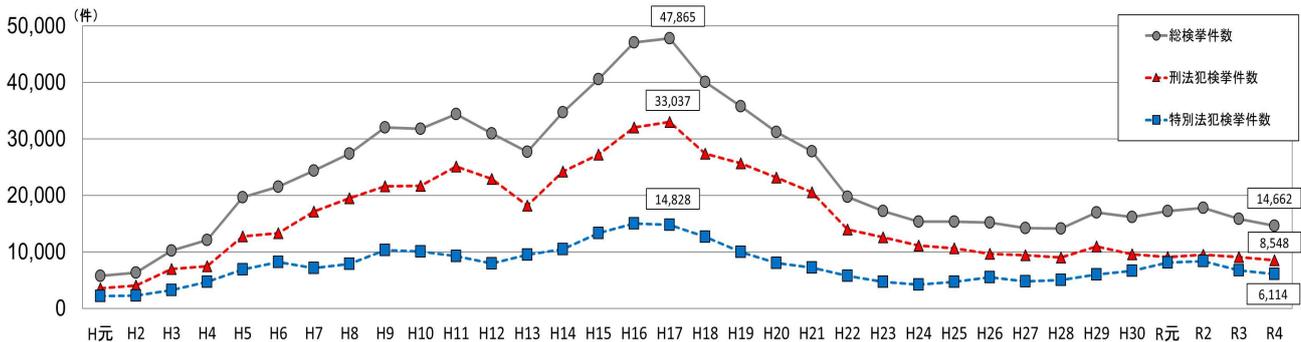
2 令和4年中の検挙状況の概要

(1) 総検挙状況

来日外国人犯罪の総検挙状況をみると、最近5年間は、総検挙件数・人員とも微増傾向にあったが、令和4年は、令和3年に引き続き、検挙件数・人員とも減少している（図表3-4）。

図表3-4 来日外国人犯罪の検挙状況の推移

【検挙件数】

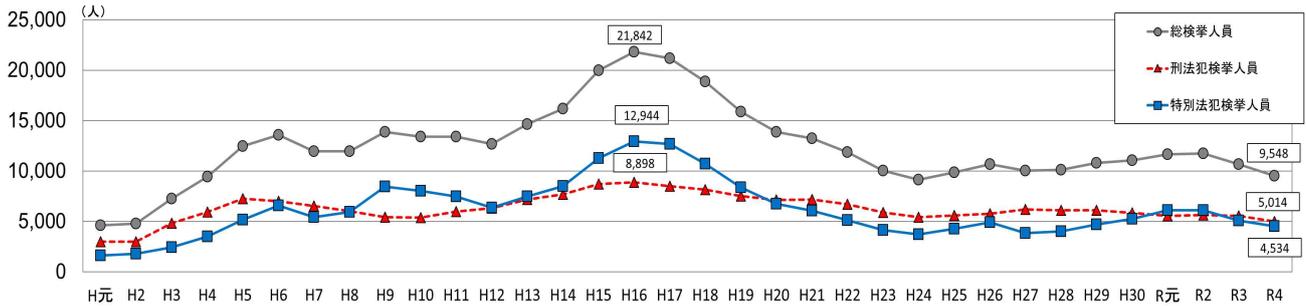


区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総 検 挙 件 数		5,765	6,345	10,244	12,153	19,671	21,574	24,374	27,414	32,033	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615
刑 法 犯 検 挙 件 数		3,572	4,064	6,990	7,457	12,771	13,321	17,213	19,513	21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258
特 別 法 犯 検 挙 件 数		2,193	2,281	3,254	4,696	6,900	8,253	7,161	7,901	10,363	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総 検 挙 件 数		47,128	47,865	40,128	35,782	31,252	27,836	19,809	17,272	15,368	15,419	15,215	14,267	14,133	17,006	16,235
刑 法 犯 検 挙 件 数		32,087	33,037	27,453	25,730	23,202	20,561	14,025	12,582	11,142	10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573
特 別 法 犯 検 挙 件 数		15,041	14,828	12,675	10,052	8,050	7,275	5,784	4,690	4,226	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662

区分	年次	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総 検 挙 件 数		17,260	17,865	15,893	14,662	-1,231	-7.7%
刑 法 犯 検 挙 件 数		9,148	9,512	9,105	8,548	-557	-6.1%
特 別 法 犯 検 挙 件 数		8,112	8,353	6,788	6,114	-674	-9.9%

【検挙人員】



区分	年次	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
総検挙人員		4,618	4,770	7,270	9,456	12,467	13,576	11,976	11,949	13,883	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007
刑法犯検挙人員		2,989	2,978	4,813	5,961	7,276	6,989	6,527	6,026	5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725
特別法犯検挙人員		1,629	1,792	2,457	3,495	5,191	6,587	5,449	5,923	8,448	8,036	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282

区分	年次	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総検挙人員		21,842	21,178	18,872	15,914	13,885	13,257	11,858	10,048	9,149	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082
刑法犯検挙人員		8,898	8,505	8,148	7,528	7,148	7,190	6,710	5,889	5,423	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844
特別法犯検挙人員		12,944	12,673	10,724	8,386	6,737	6,067	5,148	4,159	3,726	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238

区分	年次	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総検挙人員		11,655	11,756	10,677	9,548	-1,129	-10.6%
刑法犯検挙人員		5,563	5,634	5,573	5,014	-559	-10.0%
特別法犯検挙人員		6,092	6,122	5,104	4,534	-570	-11.2%

(2) 国籍等別総検挙状況

総検挙状況を国籍等別にみると、総検挙、刑法犯、特別法犯のいずれもベトナム及び中国の2か国が高い割合を占めている（図表3-5、3-6、3-7）。

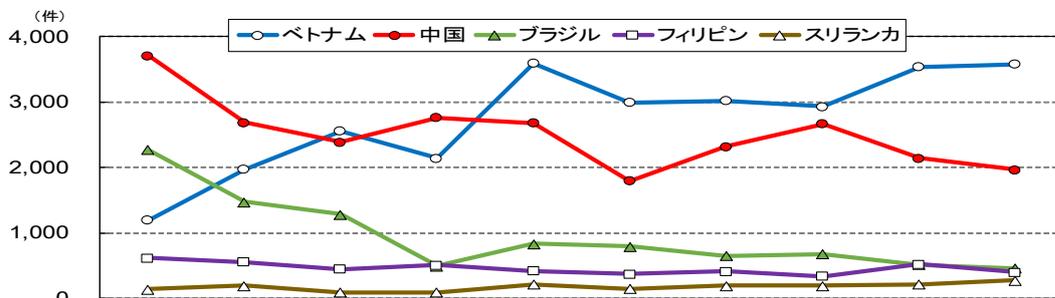
図表3-5 国籍等別 総検挙状況

区分	年次	総検挙件数			構成比率
		刑法犯	特別法犯	数	
総		8,548	6,114	14,662	100.0%
ベトナム		3,579	2,557	6,136	41.8%
中国		1,965	1,290	3,255	22.2%
フィリピン		397	339	736	5.0%
ブラジル		461	239	700	4.8%
タイ		67	386	453	3.1%
スリランカ		278	160	438	3.0%
ネパール		216	145	361	2.5%
韓国		220	75	295	2.0%
インドネシア		54	238	292	2.0%
カンボジア		56	108	164	1.1%
その他		1,255	577	1,832	12.5%

区分	年次	総検挙人員			構成比率
		刑法犯	特別法犯	数	
総		5,014	4,534	9,548	100.0%
ベトナム		1,581	1,851	3,432	35.9%
中国		1,140	866	2,006	21.0%
フィリピン		334	292	626	6.6%
ブラジル		322	187	509	5.3%
タイ		44	304	348	3.6%
ネパール		207	120	327	3.4%
韓国		202	67	269	2.8%
スリランカ		133	127	260	2.7%
インドネシア		52	177	229	2.4%
ペルー		92	38	130	1.4%
その他		907	505	1,412	14.8%

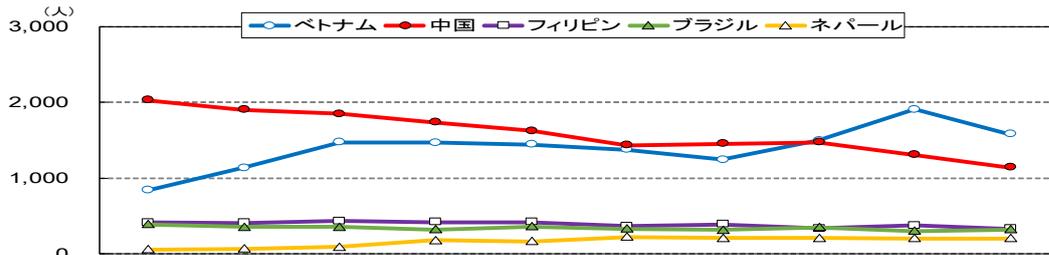
図表3-6 国籍等別 刑法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
刑法犯検挙件数		10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	-557	-6.1%
ベトナム		1,197	1,972	2,556	2,142	3,591	2,993	3,021	2,931	3,539	3,579	40	1.1%
中国		3,709	2,684	2,390	2,761	2,682	1,795	2,321	2,666	2,144	1,965	-179	-8.3%
ブラジル		2,270	1,474	1,282	495	839	795	650	682	514	461	-53	-10.3%
フィリピン		620	559	450	509	418	375	415	339	524	397	-127	-24.2%
スリランカ		141	196	93	95	216	148	193	194	215	278	63	29.3%

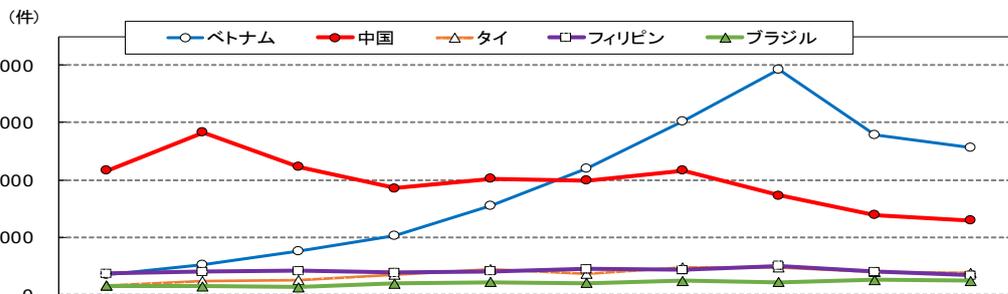
【検挙人員】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
刑 法 犯 検 挙 人 員		5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	-559	-10.0%
ベトナム		839	1,136	1,475	1,470	1,443	1,373	1,244	1,495	1,908	1,581	-327	-17.1%
		14.9%	19.6%	23.8%	24.1%	23.6%	23.5%	22.4%	26.5%	34.2%	31.5%	-2.7	ポイント
中 国		2,028	1,904	1,848	1,737	1,623	1,435	1,451	1,473	1,309	1,140	-169	-12.9%
		36.1%	32.9%	29.9%	28.5%	26.5%	24.6%	26.1%	26.1%	23.5%	22.7%	-0.8	ポイント
フィリピン		415	410	435	420	422	368	391	335	374	334	-40	-10.7%
		7.4%	7.1%	7.0%	6.9%	6.9%	6.3%	7.0%	5.9%	6.7%	6.7%	0.0	ポイント
ブラジル		393	356	358	322	362	333	318	351	305	322	17	5.6%
		7.0%	6.2%	5.8%	5.3%	5.9%	5.7%	5.7%	6.2%	5.5%	6.4%	+0.9	ポイント
ネパール		60	69	96	180	166	227	212	209	204	207	3	1.5%
		1.1%	1.2%	1.6%	3.0%	2.7%	3.9%	3.8%	3.7%	3.7%	4.1%	+0.4	ポイント

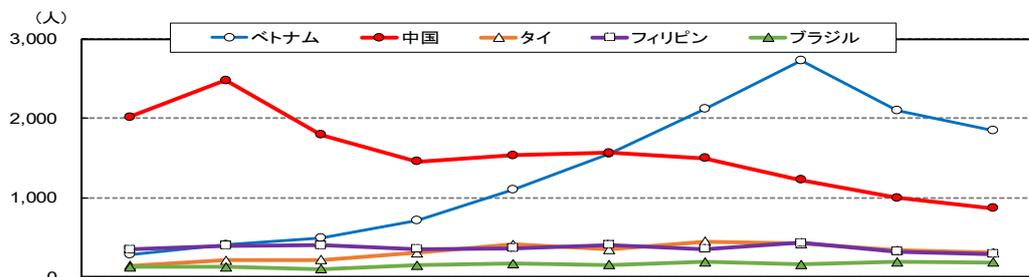
図表 3-7 国籍等別 特別法犯検挙状況

【検挙件数】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
特別法犯検挙件数		4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	-674	-9.9%
ベトナム		343	516	759	1,035	1,549	2,206	3,019	3,924	2,790	2,557	-233	-8.4%
		7.2%	9.3%	15.6%	20.3%	25.8%	33.1%	37.2%	47.0%	41.1%	41.8%	+0.7	ポイント
中 国		2,167	2,825	2,225	1,859	2,019	1,988	2,164	1,729	1,392	1,290	-102	-7.3%
		45.7%	50.9%	45.9%	36.5%	33.7%	29.8%	26.7%	20.7%	20.5%	21.1%	+0.6	ポイント
タイ		160	235	246	351	442	364	474	468	396	386	-10	-2.5%
		3.4%	4.2%	5.1%	6.9%	7.4%	5.5%	5.8%	5.6%	5.8%	6.3%	+0.5	ポイント
フィリピン		368	399	416	387	405	446	432	505	399	339	-60	-15.0%
		7.8%	7.2%	8.6%	7.6%	6.8%	6.7%	5.3%	6.0%	5.9%	5.5%	-0.4	ポイント
ブラジル		155	145	128	192	219	203	238	220	260	239	-21	-8.1%
		3.3%	2.6%	2.6%	3.8%	3.7%	3.0%	2.9%	2.6%	3.8%	3.9%	+0.1	ポイント

【検挙人員】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
特別法犯検挙人員		4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	-570	-11.2%
ベトナム		279	412	492	709	1,106	1,551	2,121	2,724	2,099	1,851	-248	-11.8%
		6.5%	8.4%	12.8%	17.7%	23.5%	29.6%	34.8%	44.5%	41.1%	40.8%	-0.3	ポイント
中 国		2,019	2,478	1,789	1,456	1,536	1,566	1,497	1,226	996	866	-130	-13.1%
		47.3%	50.6%	46.4%	36.3%	32.6%	29.9%	24.6%	20.0%	19.5%	19.1%	-0.4	ポイント
タイ		140	209	215	307	411	349	446	420	336	304	-32	-9.5%
		3.3%	4.3%	5.6%	7.7%	8.7%	6.7%	7.3%	6.9%	6.6%	6.7%	+0.1	ポイント
フィリピン		345	393	398	352	362	403	355	430	321	292	-29	-9.0%
		8.1%	8.0%	10.3%	8.8%	7.7%	7.7%	5.8%	7.0%	6.3%	6.4%	+0.1	ポイント
ブラジル		126	126	103	147	167	151	190	157	191	187	-4	-2.1%
		3.0%	2.6%	2.7%	3.7%	3.5%	2.9%	3.1%	2.6%	3.7%	4.1%	+0.4	ポイント

(3) 包括罪種別・違反法令別検挙状況

ア 刑法犯検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、風俗犯の検挙件数・人員が増加している。刑法犯の検挙全体に占める窃盗犯の割合は、検挙件数が59.1%、検挙人員が39.7%となっており、検挙件数・人員とも前年に比べ減少している（図表3-8）。

イ 特別法犯検挙状況

特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、銃刀法違反及び風営適正化法違反の検挙件数・人員が増加している。特別法犯の検挙全体に占める入管法違反の割合は、検挙件数が64.9%、検挙人員が62.1%となっており、検挙件数・人員とも前年に比べ減少している（図表3-9）。

図表3-8 包括罪種別 刑法犯 検挙状況

		刑法犯				増減数	増減率
		R3		R4			
刑法犯	件数	9,105		8,548		-557	-6.1%
	人員	5,573		5,014		-559	-10.0%
凶悪犯	件数	191		153		-38	-19.9%
		構成比率	2.1%	構成比率	1.8%		
	人員	224		196		-28	-12.5%
		構成比率	4.0%	構成比率	3.9%		
粗暴犯	件数	1,155		1,158		3	0.3%
		構成比率	12.7%	構成比率	13.5%		
	人員	1,343		1,267		-76	-5.7%
		構成比率	24.1%	構成比率	25.3%		
窃盗犯	件数	5,425		5,048		-377	-6.9%
		構成比率	59.6%	構成比率	59.1%		
	人員	2,293		1,992		-301	-13.1%
		構成比率	41.1%	構成比率	39.7%		
知能犯	件数	944		888		-56	-5.9%
		構成比率	10.4%	構成比率	10.4%		
	人員	448		466		18	4.0%
		構成比率	8.0%	構成比率	9.3%		
風俗犯	件数	194		243		49	25.3%
		構成比率	2.1%	構成比率	2.8%		
	人員	194		206		12	6.2%
		構成比率	3.5%	構成比率	4.1%		
その他の刑法犯	件数	1,196		1,058		-138	-11.5%
		構成比率	13.1%	構成比率	12.4%		
	人員	1,071		887		-184	-17.2%
		構成比率	19.2%	構成比率	17.7%		

図表3-9 違反法令別 特別法犯 検挙状況

		特別法犯				増減数	増減率
		R3		R4			
特別法犯	件数	6,788		6,114		-674	-9.9%
	人員	5,104		4,534		-570	-11.2%
入管法	件数	4,562		3,970		-592	-13.0%
		構成比率	67.2%	構成比率	64.9%		
	人員	3,191		2,815		-376	-11.8%
		構成比率	62.5%	構成比率	62.1%		
風営適正化法	件数	117		122		5	4.3%
		構成比率	1.7%	構成比率	2.0%		
	人員	93		97		4	4.3%
		構成比率	1.8%	構成比率	2.1%		
売春防止法	件数	29		14		-15	-51.7%
		構成比率	0.4%	構成比率	0.2%		
	人員	15		10		-5	-33.3%
		構成比率	0.3%	構成比率	0.2%		
銃刀法	件数	157		169		12	7.6%
		構成比率	2.3%	構成比率	2.8%		
	人員	124		147		23	18.5%
		構成比率	2.4%	構成比率	3.2%		
薬物事犯	件数	890		829		-61	-6.9%
		構成比率	13.1%	構成比率	13.6%		
	人員	714		652		-62	-8.7%
		構成比率	14.0%	構成比率	14.4%		
その他	件数	1,033		1,010		-23	-2.2%
		構成比率	15.2%	構成比率	16.5%		
	人員	967		813		-154	-15.9%
		構成比率	18.9%	構成比率	17.9%		

(4) 在留資格別総検挙状況

総検挙人員を正規滞在・不法滞在別にみると、令和4年は、正規滞在の割合が全体の70.9%、不法滞在の割合が29.1%であった。平成27年からは不法滞在の割合が増加傾向にあったが、令和3年以降は減少し、令和4年は、令和3年に比べて減少している。また、総検挙人員の在留資格別の内訳（構成比率）は「技能実習」21.3%、「定住者」13.5%、「短期滞在」12.9%、「留学」11.1%、「日本人の配偶者等」8.4%等となっている（図表3-10）。

図表3-10 主な在留資格別検挙人員の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率	構成比率	
総 検 挙 人 員	合 計	9,884	10,689	10,042	10,109	10,828	11,082	11,655	11,756	10,677	9,548	-1,129	-10.6%	100.0%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	-559	-10.0%	
		正 規 滞 在	5,313	5,504	5,829	5,699	5,714	5,478	5,228	5,197	5,077	4,687	-390	-7.7%	
		不 法 滞 在	307	283	358	398	399	366	335	437	496	327	-169	-34.1%	
		うち不法残留	232	227	293	331	338	303	297	396	452	299	-153	-33.8%	
特 別 法 犯 検 挙 人 員	小 計	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	-570	-11.2%		
	正 規 滞 在	2,814	3,303	1,999	2,019	2,274	2,299	2,436	1,978	2,251	2,079	-172	-7.6%		
	不 法 滞 在	1,450	1,599	1,856	1,993	2,441	2,939	3,656	4,144	2,853	2,455	-398	-14.0%		
	うち不法残留	1,168	1,403	1,685	1,877	2,322	2,829	3,557	4,053	2,799	2,399	-400	-14.3%		
技 能 実 習	合 計	643	961	1,352	1,387	1,642	1,793	2,103	2,889	2,538	2,036	-502	-19.8%	21.3%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	411	507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	-294	-26.6%	
		正 規 滞 在	384	453	524	562	623	604	592	899	887	682	-205	-23.1%	
		不 法 残 留	27	54	80	116	113	83	122	177	217	128	-89	-41.0%	
		特別法犯検挙人員	小 計	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	-208	-14.5%
正 規 滞 在	54	133	135	117	146	213	221	311	359	303	-56	-15.6%			
不 法 残 留	178	321	613	592	760	893	1,168	1,502	1,075	923	-152	-14.1%			
定 住 者	合 計	1,618	1,618	1,560	1,461	1,512	1,334	1,298	1,270	1,368	1,288	-80	-5.8%	13.5%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	-55	-5.7%	
	特別法犯検挙人員	正 規 滞 在	391	420	353	374	419	357	366	344	411	386	-25	-6.1%	
短 期 滞 在	合 計	1,055	1,198	1,102	1,413	1,829	2,091	2,437	1,824	1,193	1,231	38	3.2%	12.9%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	356	420	474	526	628	721	688	410	223	260	37	16.6%	
		正 規 滞 在	321	373	435	475	587	665	654	342	167	198	31	18.6%	
		不 法 残 留	35	47	39	51	41	56	34	68	56	62	6	10.7%	
		特別法犯検挙人員	小 計	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1	0.1%
正 規 滞 在	255	289	187	252	353	395	564	195	115	167	52	45.2%			
不 法 残 留	444	489	441	635	848	975	1,185	1,219	855	804	-51	-6.0%			
留 学	合 計	2,125	2,476	2,175	2,269	2,241	2,218	2,121	2,085	1,515	1,060	-455	-30.0%	11.1%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	小 計	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	-180	-22.3%	
		正 規 滞 在	1,062	1,210	1,436	1,397	1,273	1,146	1,012	871	725	584	-141	-19.4%	
		不 法 残 留	68	64	112	109	130	102	85	81	82	43	-39	-47.6%	
		特別法犯検挙人員	小 計	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	-275	-38.8%
正 規 滞 在	778	943	321	381	397	383	372	292	268	210	-58	-21.6%			
不 法 残 留	217	259	306	382	441	587	652	841	440	223	-217	-49.3%			
日 本 人 の 配 偶 者 等	合 計	1,619	1,641	1,416	1,280	1,097	1,018	978	859	882	806	-76	-8.6%	8.4%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	1,008	977	928	889	731	681	678	613	603	570	-33	-5.5%	
	特別法犯検挙人員	正 規 滞 在	611	664	488	391	366	337	300	246	279	236	-43	-15.4%	
特 定 活 動	合 計	188	158	173	251	388	468	351	459	822	769	-53	-6.4%	8.1%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	124	93	138	188	242	304	246	351	517	546	29	5.6%	
	特別法犯検挙人員	正 規 滞 在	64	65	35	63	146	164	105	108	305	223	-82	-26.9%	
技 術 ・ 人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	合 計	528	586	491	437	508	531	580	692	701	711	10	1.4%	7.4%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	274	307	328	296	345	350	384	482	444	453	9	2.0%	
	特別法犯検挙人員	正 規 滞 在	254	279	163	141	163	181	196	210	257	258	1	0.4%	
家 族 滞 在	合 計	426	468	368	342	349	316	349	329	319	316	-3	-0.9%	3.3%	
	刑 法 犯 検 挙 人 員	正 規 滞 在	254	246	250	237	258	241	252	246	239	-7	-2.8%		
	特別法犯検挙人員	正 規 滞 在	172	222	118	105	91	75	97	83	73	77	4	5.5%	

注1：総検挙人員及び在留資格別総検挙人員について検挙時の在留資格の状態別（正規滞在、不法滞在（うち不法残留））に計上した数。

注2：在留資格の構成比率は、R4年における総検挙人員の構成比率。

3 刑法犯検挙状況

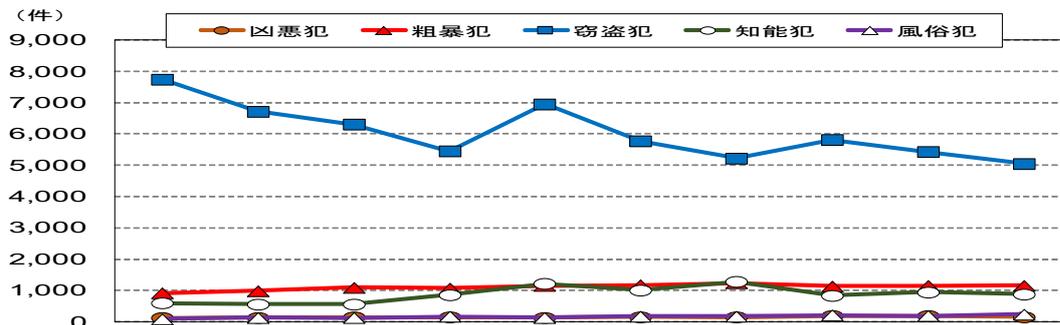
(1) 包括罪種等別検挙状況

ア 包括罪種別検挙状況

刑法犯検挙状況を包括罪種別にみると、最近5年間、検挙件数・人員とも、ほぼ横ばい状態で推移していたが、令和4年は、令和3年に引き続き検挙件数・人員ともに減少した。令和3年と比べ、検挙件数では粗暴犯及び風俗犯が増加している一方、凶悪犯、窃盗犯及び知能犯が減少しており、検挙人員では、知能犯及び風俗犯が増加した一方、凶悪犯、粗暴犯及び窃盗犯が減少している（図表3-11）。

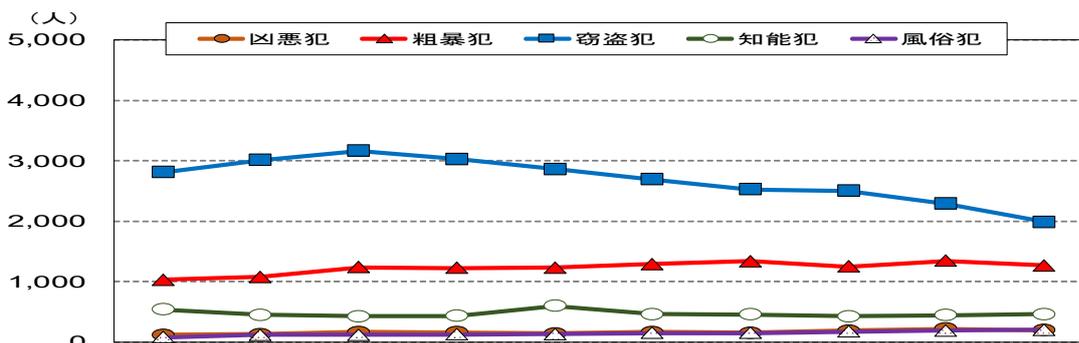
図表3-11 包括罪種別 刑法犯検挙状況の推移

【検挙件数】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
刑法犯件数		10,674	9,664	9,417	9,043	11,012	9,573	9,148	9,512	9,105	8,548	-557	-6.1%
凶悪犯		128	133	142	146	138	156	147	190	191	153	-38	-19.9%
粗暴犯		920	990	1,094	1,081	1,152	1,176	1,235	1,146	1,155	1,158	3	0.3%
窃盗犯		7,744	6,716	6,303	5,452	6,955	5,763	5,218	5,809	5,425	5,048	-377	-6.9%
知能犯		595	566	565	865	1,214	1,010	1,285	843	944	888	-56	-5.9%
風俗犯		97	137	121	169	134	183	176	211	194	243	49	25.3%
その他の刑法犯		1,190	1,122	1,192	1,330	1,419	1,285	1,087	1,313	1,196	1,058	-138	-11.5%

【検挙人員】



区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
刑法犯人員		5,620	5,787	6,187	6,097	6,113	5,844	5,563	5,634	5,573	5,014	-559	-10.0%
凶悪犯		120	131	167	161	147	171	157	192	224	196	-28	-12.5%
粗暴犯		1,033	1,082	1,238	1,225	1,233	1,290	1,342	1,252	1,343	1,267	-76	-5.7%
窃盗犯		2,812	3,012	3,168	3,030	2,868	2,694	2,528	2,503	2,293	1,992	-301	-13.1%
知能犯		539	454	429	437	598	463	457	428	448	466	18	4.0%
風俗犯		81	122	120	127	131	153	148	177	194	206	12	6.2%
その他の刑法犯		1,035	986	1,065	1,117	1,136	1,073	931	1,082	1,071	887	-184	-17.2%

イ 財産犯被害状況

令和4年中に検挙した来日外国人による財産犯の被害総額は約19億円に上り、このうち約14億円（構成比率73.3%）が窃盗犯被害、約5億円（同26.2%）が知能犯被害によるものである。窃盗犯の手口別では、侵入窃盗被害が約1億9,000万円（同9.8%）、乗り物盗被害が約7億4,000万円（同38.3%）となっている。また、知能犯の罪種別では、詐欺被害が約3億7,000万円（同19.3%）となっている。

(2) 国籍等別検挙状況

ア 国籍等別・包括罪種等別検挙状況

国籍等別の刑法犯検挙状況を包括罪種等別にみると、凶悪犯はベトナム及び中国が引き続き多くを占めている。粗暴犯及び知能犯は中国及びベトナムが引き続き多くを占めているが、知能犯のベトナムの検挙件数・人員の増加が顕著となっている。また、窃盗犯の検挙件数・人員は減少しているが、ベトナムの侵入窃盗及びスリランカの自動車盗の検挙件数の増加が顕著となっている（図表3-12）。

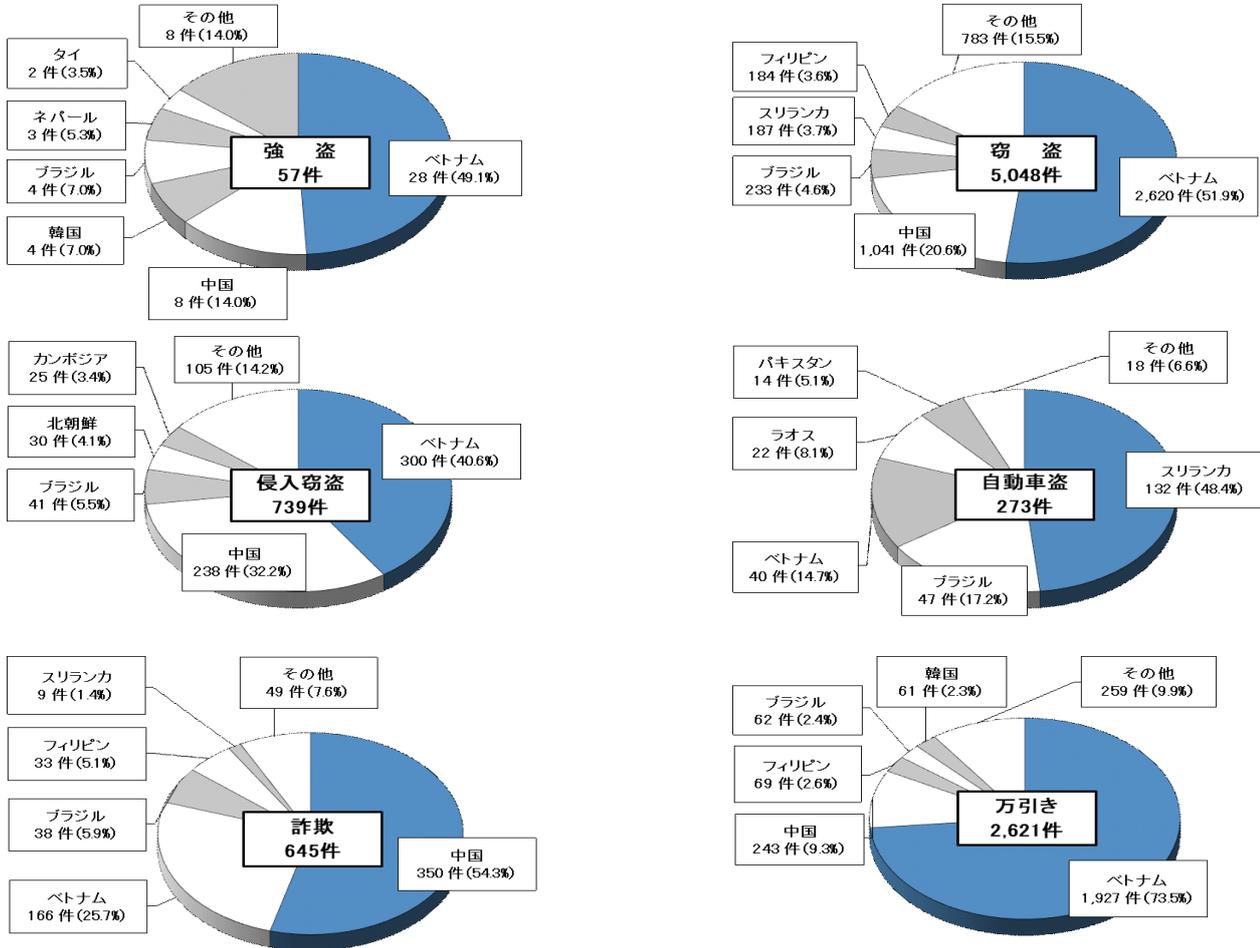
図表3-12 国籍等別・包括罪種等別 刑法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちブラジル			うちフィリピン			うちスリランカ		
		R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数
刑法犯	件数	9,105	8,548	-557	3,539	3,579	40	2,144	1,965	-179	514	461	-53	524	397	-127	215	278	63
	人員	5,573	5,014	-559	1,908	1,581	-327	1,309	1,140	-169	305	322	17	374	334	-40	151	133	-18
凶悪犯	件数	191	153	-38	62	49	-13	27	22	-5	16	12	-4	11	8	-3	7	4	-3
	人員	224	196	-28	80	69	-11	43	32	-11	18	13	-5	12	10	-2	5	9	4
殺人	件数	54	45	-9	30	18	-12	9	4	-5	3	4	1	0	3	3	1	2	1
	人員	69	44	-25	44	19	-25	9	5	-4	4	4	0	0	3	3	1	1	0
強盗	件数	69	57	-12	23	28	5	12	8	-4	5	4	-1	6	1	-5	5	0	-5
	人員	87	99	12	28	47	19	28	18	-10	6	4	-2	3	4	1	2	6	4
放火	件数	13	8	-5	2	0	-2	2	1	-1	2	2	0	2	1	-1	0	0	0
	人員	12	7	-5	1	0	-1	2	1	-1	2	2	0	3	0	-3	0	0	0
強性交等	件数	55	43	-12	7	3	-4	4	9	5	6	2	-4	3	3	0	1	2	1
	人員	56	46	-10	7	3	-4	4	8	4	6	3	-3	6	3	-3	2	2	0
粗暴犯	件数	1,155	1,158	3	199	170	-29	259	265	6	98	107	9	109	103	-6	30	35	5
	人員	1,343	1,267	-76	231	184	-47	312	322	10	117	114	-3	126	117	-9	42	37	-5
窃盗犯	件数	5,425	5,048	-377	2,653	2,620	-33	1,123	1,041	-82	303	233	-70	292	184	-108	59	187	128
	人員	2,293	1,992	-301	937	770	-167	569	441	-128	107	123	16	140	127	-13	44	50	6
侵入窃盗	件数	935	739	-196	189	300	111	318	238	-80	27	41	14	166	7	-159	4	5	1
	人員	166	126	-40	60	48	-12	32	23	-9	9	10	1	12	5	-7	3	3	0
うち住宅対象	件数	528	277	-251	97	97	0	222	75	-147	2	19	17	24	5	-19	1	2	1
	人員	84	58	-26	39	22	-17	15	13	-2	2	2	0	3	3	0	0	1	1
非侵入窃盗	件数	3,989	3,842	-147	2,336	2,206	-130	777	778	1	147	127	-20	114	157	43	38	47	9
	人員	1,938	1,624	-314	810	641	-169	512	390	-122	76	87	11	112	103	-9	35	23	-12
うち万引き	件数	2,873	2,621	-252	2,081	1,927	-154	341	243	-98	57	62	5	79	69	-10	26	12	-14
	人員	1,358	1,106	-252	649	488	-161	301	222	-79	52	58	6	82	64	-18	27	14	-13
乗り物盗	件数	501	467	-34	128	114	-14	28	25	-3	129	65	-64	12	20	8	17	135	118
	人員	189	242	53	67	81	14	25	28	3	22	26	4	16	19	3	6	24	18
うち自動車盗	件数	283	273	-10	14	40	26	1	5	4	113	47	-66	0	2	2	13	132	119
	人員	30	61	31	7	10	3	0	6	6	8	9	1	0	2	2	2	23	21
知能犯	件数	944	888	-56	163	326	163	451	400	-51	24	41	17	31	36	5	80	9	-71
	人員	448	466	18	143	164	21	154	177	23	10	17	7	37	24	-13	24	9	-15
風俗犯	件数	194	243	49	32	54	22	30	43	13	8	10	2	6	12	6	14	10	-4
	人員	194	206	12	56	37	-19	21	43	22	5	9	4	7	7	0	11	8	-3
その他の刑法犯	件数	1,196	1,058	-138	430	360	-70	254	194	-60	65	58	-7	75	54	-21	25	33	8
	人員	1,071	887	-184	461	357	-104	210	125	-85	48	46	-2	52	49	-3	25	20	-5

イ 罪種等別・国籍等別検挙状況

罪種等別の刑法犯検挙件数を国籍等別にみると、強盗はベトナム、窃盗はベトナム及び中国が高い割合を占めている。窃盗を手口別にみると、侵入窃盗はベトナム及び中国、自動車盗はスリランカ、万引きはベトナムが高い割合を占めている。また、知能犯を罪種別にみると、詐欺は中国及びベトナムが高い割合を占めている（図表3-13）。

図表3-13 罪種等別・国籍等別 刑法犯検挙件数



(3) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・包括罪種等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員を包括罪種等別にみると、日本人の配偶者等を除く在留資格で窃盗犯が占める割合が最も高くなっている。窃盗犯については、「技能実習（不法を含む）」と「定住者」で、全体の39.1%を占めている（図表3-14）。

図表3-14 包括罪種等別・在留資格別 刑法犯検挙人員

	総数	凶悪犯	殺人	強盗	放火	強制性交等	粗暴犯	うち 傷害	窃盗犯	うち 侵入窃盗	知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯
刑法犯人員	5,014	196	44	99	7	46	1,267	578	1,992	126	466	206	887
構成比率	100%	3.9%	0.9%	2.0%	0.1%	0.9%	25.3%	11.5%	39.7%	2.5%	9.3%	4.1%	17.7%
定住者	902	23	4	11	1	7	299	135	364	22	54	25	137
技能実習（不法含む）	810	38	17	19	0	2	118	52	414	24	86	22	132
留学（就学・不法含む）	627	13	2	7	0	4	118	49	237	21	82	19	158
日本人の配偶者等	570	21	5	4	3	9	247	103	179	9	37	26	60
特定活動	546	33	7	17	3	6	121	61	193	8	53	20	126
技術・人文知識・国際業務	453	18	2	7	0	9	124	54	144	12	52	35	80
短期滞在（不法含む）	260	13	2	9	0	2	36	19	122	11	19	8	62
その他	846	37	5	25	0	7	204	105	339	19	83	51	132

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

在留資格別の刑法犯検挙人員を国籍等別にみると、「特定活動」はベトナム、中国ともに増加傾向にある。「技能実習」及び「留学」はベトナム及び中国が減少傾向であり、「短期滞在」は、ベトナムが増加傾向にある一方で、中国は減少傾向にある（図表3-15）。

図表3-15 在留資格別・国籍等別 刑法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【定住者】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	1,227	1,198	1,207	1,087	1,093	977	932	926	957	902	-55	-5.7%
	ブラジル	311	282	282	238	294	263	238	278	256	261	5	2.0%
	フィリピン	209	228	225	226	219	193	198	190	218	200	-18	-8.3%
	中国	174	127	142	142	125	120	113	86	124	128	4	3.2%
	ペルー	150	145	153	119	105	99	87	89	76	69	-7	-9.2%
	韓国	106	112	113	98	109	66	67	59	64	48	-16	-25.0%
	その他	277	304	292	264	241	236	229	224	219	196	-23	-10.5%

【技能実習】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	411	507	604	678	736	687	714	1,076	1,104	810	-294	-26.6%
	ベトナム	158	181	253	328	398	380	450	681	797	554	-243	-30.5%
	中国	219	278	300	295	263	245	203	291	224	152	-72	-32.1%
	フィリピン	3	2	2	10	17	11	15	18	9	27	18	200.0%
	インドネシア	1	1	8	15	17	20	15	14	19	20	1	5.3%
	カンボジア	0	2	0	2	3	2	4	12	11	10	-1	-9.1%
	その他	30	43	41	28	38	29	27	60	44	47	3	6.8%

【留学】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	1,130	1,274	1,548	1,506	1,403	1,248	1,097	952	807	627	-180	-22.3%
	中国	530	407	379	356	334	255	309	299	228	230	2	0.9%
	ベトナム	365	641	888	794	690	564	421	349	326	214	-112	-34.4%
	ネパール	24	20	35	91	75	90	80	77	75	47	-28	-37.3%
	スリランカ	6	11	27	32	74	103	75	53	44	22	-22	-50.0%
	ウズベキスタン	3	5	4	16	32	33	30	23	25	18	-7	-28.0%
	その他	202	190	215	217	198	203	182	151	109	96	-13	-11.9%

【日本人の配偶者等】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	1,008	977	928	889	731	681	678	613	603	570	-33	-5.5%
	中国	353	346	306	277	202	165	172	133	151	129	-22	-14.6%
	フィリピン	153	132	163	139	117	104	120	74	93	71	-22	-23.7%
	韓国	121	102	88	97	80	79	65	58	74	66	-8	-10.8%
	ブラジル	53	53	52	57	41	50	57	55	35	48	13	37.1%
	アメリカ	37	52	35	48	42	29	35	31	26	30	4	15.4%
	その他	291	292	284	271	249	254	229	262	224	226	2	0.9%

【特定活動】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	124	93	138	188	242	304	246	351	517	546	29	5.6%
	ベトナム	2	3	14	32	61	94	26	54	212	238	26	12.3%
	中国	21	18	19	28	17	18	30	47	61	77	16	26.2%
	スリランカ	3	4	9	16	12	24	26	34	47	45	-2	-4.3%
	ネパール	4	3	6	16	19	26	21	21	20	31	11	55.0%
	トルコ	10	19	24	19	40	28	24	39	30	26	-4	-13.3%
	その他	84	46	66	77	93	114	119	156	147	129	-18	-12.2%

【技術・人文知識・国際業務】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	274	307	328	296	345	350	384	482	444	453	9	2.0%
	中国	143	148	147	124	149	130	123	175	147	138	-9	-6.1%
	ベトナム	14	21	26	30	45	65	84	125	146	128	-18	-12.3%
	ネパール	2	5	6	11	4	11	16	23	15	31	16	106.7%
	韓国	25	31	40	28	30	26	41	35	27	23	-4	-14.8%
	スリランカ	5	6	4	7	9	6	8	5	13	14	1	7.7%
	その他	85	96	105	96	108	112	112	119	96	119	23	24.0%

【短期滞在】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	356	420	474	526	628	721	688	410	223	260	37	16.6%
	ベトナム	12	16	18	27	21	21	26	42	101	136	35	34.7%
	中国	85	91	107	104	125	193	180	119	41	22	-19	-46.3%
	韓国	62	51	82	70	75	72	73	25	4	12	8	200.0%
	アメリカ	23	28	23	49	31	50	46	20	4	10	6	150.0%
	フィリピン	8	7	12	16	15	11	12	10	8	10	2	25.0%
	その他	166	227	232	260	361	374	351	194	65	70	5	7.7%

(4) 検挙事例

ア 凶悪犯

(7) 殺人

【事例】

○ ベトナム人による殺人事件（令和4年9月、神奈川）

ベトナム人の男は、令和4年9月、ベトナム人男性の胸部を刃物で突き刺して殺害した。同年10月、ベトナム人の男1人（技術・人文知識・国際業務）を殺人罪で逮捕した。

(4) 強盗

【事例】

○ 中国人による強盗致傷事件（令和4年4月、大阪）

中国人の男は、令和4年3月、路上等において、住宅購入資金の換金を依頼していた中国人男性に催涙スプレーを噴射し、同人の胸部等を刃物で刺すなどして、現金等を強取しようとした。同年4月、中国人の男1人（家族滞在）を強盗致傷罪で逮捕した。

イ 窃盗犯

(7) 侵入窃盗

【事例】

○ ロシア人による窃盗（工場荒し）等事件（令和4年5月、茨城）

ロシア人の男は、令和4年5月、関東地方の金属加工工場において、真鍮を窃取した後、同真鍮をリサイクル店に売却し、同店から多額の買取代金をだまし取った。同年5月までにロシア人の男1人（在留資格不明）を窃盗罪及び詐欺罪で逮捕した。

(4) 自動車盗

【事例】

○ ベトナム人らによる自動車盗事件（令和4年7月、警視庁・埼玉）

ベトナム人の男らは、令和4年4月から同年5月にかけて、関東地方の中古車販売所等において、普通乗用自動車等を窃取した。同年7月までに、ベトナム人の男6人（技能実習3、短期滞在3）を窃盗罪等で逮捕した。

(ウ) その他の窃盗

【事例】

○ ベトナム人らによる窃盗（非侵入窃盗その他）等事件（令和4年11月、山梨・栃木）

ベトナム人の男らは、令和4年7月から同年8月にかけて、山梨県を含む関東地方の果実畑において、桃や梨等の果実を窃取した。同年11月までに、ベトナム人の男3人（技能実習2、特定活動1）を窃盗罪、入管法違反（不法残留）で逮捕した。

ウ 知能犯

(7) 詐欺

【事例】

○ 中国人による詐欺事件（令和4年11月、警視庁）

中国人の男は、令和4年6月、関東地方の店舗において、同店店員に対し、ポイントサービスの正規利用権者として正当な利用権限がないのにあるように装い、スマートフォンに表示されたポイントのバーコード画面を提示して化粧品をだまし取った。同年11月、中国人の男1人（特定活動）を詐欺罪で逮捕した。

(イ) 詐欺（新型コロナウイルス感染症拡大の防止に伴う支援関係）

【事例】

○ バングラデシュ人らによる営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金詐欺事件（令和4年1月、警視庁）

バングラデシュ人の男らは、令和2年12月から令和3年11月にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業時間短縮等要請期間中、営業する飲食店が営業時間を短縮した事実等がないにもかかわらず、虚偽の申請書等を自治体に提出し、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金をだまし取った。令和4年1月までに、バングラデシュ人の男3人（永住者1、永住者の配偶者等1、定住者1）を詐欺罪で逮捕した。

○ ネパール人による新型コロナウイルス感染症対応協力支援金・給付金詐欺事件（令和4年9月、警視庁）

ネパール人の男は、令和3年3月から同年7月にかけて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業等要請期間中、関東地方の飲食店で雇用された事実等がないにもかかわらず、虚偽の申請書等を自治体に提出し、新型コロナウイルス感染症対応協力支援金・給付金をだまし取った。令和4年9月、ネパール人の男1人（特定活動）を詐欺罪で逮捕した。

(ウ) カード犯罪事犯

【事例】

○ 中国人らによる詐欺等事件（令和4年6月、警視庁・千葉）

中国人の男女及び日本人の男らは、令和3年3月から同年11月にかけて、家電量販店等において、他人名義のクレジットカードを使用して商品をだまし取った。令和4年6月までに、中国人の男女13人（永住者3、家族滞在1、定住者2、留学5、特定活動2）及び日本人の男1人を詐欺罪及び窃盗罪で逮捕した。

エ その他の刑法犯

【事例】

○ 中国人らによる偽計業務妨害事件（令和4年6月、警視庁）

中国人の男らは、令和4年1月、関東地方の大学で実施された外国人留学生選抜試験において、試験問題の動画等をいずれかの方法で外部に送信し流出させ、同大学の同試験の公正を害するとともに、同試験の無効化などを生じさせた。令和4年6月までに、中国人の男2人（留学2）を偽計業務妨害罪で逮捕した。

4 特別法犯検挙状況

(1) 違反法令別検挙状況

特別法犯検挙状況は、最近5年間、検挙件数・人員とも増加傾向にあったが、令和4年は、令和3年に引き続き検挙件数・人員ともに減少した。令和3年に比べ、入管法違反の検挙件数・人員が減少している（図表3-16）。

図表3-16 違反法令別 特別法犯検挙状況の推移

区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
		件数	人員										
特別法犯	件数	4,745	5,551	4,850	5,090	5,994	6,662	8,112	8,353	6,788	6,114	-674	-9.9%
	人員	4,264	4,902	3,855	4,012	4,715	5,238	6,092	6,122	5,104	4,534	-570	-11.2%
入管法	件数	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	-592	-13.0%
	人員	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	-376	-11.8%
風営適正化法	件数	192	241	239	190	153	162	180	100	117	122	5	4.3%
	人員	299	289	277	220	211	224	190	118	93	97	4	4.3%
売春防止法	件数	94	86	64	49	30	25	24	18	29	14	-15	-51.7%
	人員	50	51	40	36	18	14	18	6	15	10	-5	-33.3%
銃刀法	件数	88	98	123	135	143	141	145	164	157	169	12	7.6%
	人員	83	80	99	116	120	125	127	133	124	147	23	18.5%
薬物事犯	件数	513	527	560	641	838	809	890	686	890	829	-61	-6.9%
	人員	411	427	410	465	617	608	749	525	714	652	-62	-8.7%
その他	件数	626	744	710	732	838	781	976	851	1,033	1,010	-23	-2.2%
	人員	596	681	638	655	749	726	729	753	967	813	-154	-15.9%

(2) 国籍等別・違反法令別検挙状況

国籍等別の特別法犯検挙状況を違反法令別にみると、入管法違反は、ベトナム、中国、タイ、フィリピンの検挙件数・人員がいずれも減少している（図表3-17）。

図表3-17 国籍等別・違反法令別 特別法犯検挙状況

区分	年次	総数			うちベトナム			うち中国			うちタイ			フィリピン			うちブラジル		
		R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数	R3	R4	増減数
特別法犯	件数	6,788	6,114	-674	2,790	2,557	-233	1,392	1,290	-102	396	386	-10	399	339	-60	260	239	-21
	人員	5,104	4,534	-570	2,099	1,851	-248	996	866	-130	336	304	-32	321	292	-29	191	187	-4
入管法	件数	4,562	3,970	-592	2,109	1,884	-225	942	750	-192	325	305	-20	246	207	-39	24	17	-7
	人員	3,191	2,815	-376	1,429	1,289	-140	625	484	-141	265	241	-24	194	181	-13	13	15	2
風営適正化法	件数	117	122	5	10	8	-2	69	100	31	17	11	-6	3	1	-2	0	0	0
	人員	93	97	4	8	5	-3	60	75	15	18	15	-3	1	1	0	0	0	0
売春防止法	件数	29	14	-15	0	1	1	18	12	-6	2	0	-2	1	1	0	0	0	0
	人員	15	10	-5	0	1	1	12	7	-5	0	0	0	1	1	0	0	0	0
銃刀法	件数	157	169	12	61	60	-1	39	48	9	2	3	1	12	10	-2	9	11	2
	人員	124	147	23	46	50	4	28	47	19	2	1	-1	11	8	-3	8	9	1
薬物事犯	件数	890	829	-61	219	261	42	42	33	-9	38	59	21	92	52	-40	177	173	-4
	人員	714	652	-62	223	221	-2	28	26	-2	39	37	-2	75	45	-30	119	127	8
その他	件数	1,033	1,010	-23	391	343	-48	282	347	65	12	8	-4	45	68	23	50	38	-12
	人員	967	813	-154	393	285	-108	243	227	-16	12	10	-2	39	56	17	51	36	-15

(3) 在留資格別検挙状況

ア 在留資格別・違反法令別検挙状況

在留資格別の特別法犯検挙人員を違反法令別にみると、入管法違反が占める割合が最も高く、次いで薬物事犯となっている。入管法違反については、「技能実習（不法含む）」、「短期滞在（不法含む）」で、全体の63.6%を占めている（図表3-18）。

図表3-18 違反法令別・在留資格別 特別法犯検挙人員

	総数	入管法	風適法	売防法	薬物事犯	銃刀法	その他
特別法犯人員	4,534	2,815	97	10	652	147	813
構成比率	100%	62.1%	2.1%	0.2%	14.4%	3.2%	17.9%
技能実習（不法含む）	1,226	954	9	0	114	22	127
短期滞在（不法含む）	971	837	17	0	75	9	33
留学（就学・不法含む）	433	258	8	1	44	23	99
定住者	386	21	7	2	203	15	138
技術・人文知識・国際業務	258	73	4	1	35	25	120
日本人の配偶者等	236	44	43	3	47	11	88
特定活動	223	81	1	0	48	19	74
その他	801	547	8	3	86	23	134

イ 在留資格別・国籍等別検挙状況

在留資格別の特別法犯検挙人員を国籍等別にみると、「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」は、ベトナム及び中国ともに減少傾向にある。「短期滞在」は、ベトナムが増加傾向である一方で、中国が減少傾向にある。「特定活動」は、中国が増加傾向である一方で、ベトナムが減少傾向にある（図表3-19）。

図表3-19 在留資格別・国籍等別 特別法犯検挙人員の推移（検挙上位5か国の推移）

【技能実習】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	232	454	748	709	906	1,106	1,389	1,813	1,434	1,226	-208	-14.5%
ベトナム		56	93	144	177	372	596	984	1,401	990	871	-119	-12.0%
中国		152	330	554	464	472	413	314	278	266	197	-69	-25.9%
インドネシア		8	9	19	31	23	30	41	36	58	52	-6	-10.3%
カンボジア		0	0	0	1	1	3	4	25	41	38	-3	-7.3%
タイ		2	3	8	7	9	27	16	9	27	24	-3	-11.1%
その他		14	19	23	29	29	37	30	64	52	44	-8	-15.4%

【短期滞在】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	699	778	628	887	1,201	1,370	1,749	1,414	970	971	1	0.1%
ベトナム		5	17	12	22	36	58	105	135	149	270	121	81.2%
タイ		32	119	145	229	326	270	380	354	248	238	-10	-4.0%
中国		129	133	100	115	318	445	529	385	224	143	-81	-36.2%
フィリピン		94	116	103	145	134	127	144	177	104	89	-15	-14.4%
インドネシア		9	14	16	52	51	48	108	101	94	66	-28	-29.8%
その他		430	379	252	324	336	422	483	262	151	165	14	9.3%

【留学】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	995	1,202	627	763	838	970	1,024	1,133	708	433	-275	-38.8%
ベトナム		134	228	224	414	521	663	713	856	483	228	-255	-52.8%
中国		695	799	346	250	192	171	145	135	111	113	2	1.8%
スリランカ		4	2	3	10	17	21	33	25	22	28	6	27.3%
ネパール		20	30	7	19	30	20	37	38	21	18	-3	-14.3%
インドネシア		1	2	1	2	5	5	5	4	9	10	1	11.1%
その他		141	141	46	68	73	90	91	75	62	36	-26	-41.9%

【定住者】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	391	420	353	374	419	357	366	344	411	386	-25	-6.1%
ブラジル		90	87	68	110	122	107	131	120	145	144	-1	-0.7%
フィリピン		64	76	91	65	75	86	64	87	76	78	2	2.6%
中国		73	108	61	71	72	40	47	43	47	57	10	21.3%
ペルー		20	22	18	26	21	22	32	13	33	25	-8	-24.2%
ベトナム		27	22	22	10	36	17	18	18	23	19	-4	-17.4%
その他		117	105	93	92	93	85	74	63	87	63	-24	-27.6%

【技術・人文知識・国際業務】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	254	279	163	141	163	181	196	210	257	258	1	0.4%
ベトナム		8	7	8	10	21	24	35	52	94	90	-4	-4.3%
中国		150	173	97	73	78	87	71	78	78	70	-8	-10.3%
ネパール		7	6	2	14	10	5	20	7	11	26	15	136.4%
スリランカ		3	4	2	1	3	8	4	16	10	18	8	80.0%
韓国		30	24	19	5	7	9	7	9	14	7	-7	-50.0%
その他		56	65	35	38	44	48	59	48	50	47	-3	-6.0%

【日本人の配偶者等】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	611	664	488	391	366	337	300	246	279	236	-43	-15.4%
中国		330	349	251	189	163	151	144	110	91	103	12	13.2%
フィリピン		50	74	59	46	37	41	25	39	43	26	-17	-39.5%
ブラジル		20	18	16	15	19	21	16	14	14	17	3	21.4%
韓国		65	73	52	37	33	22	21	8	16	13	-3	-18.8%
タイ		23	27	19	12	20	16	11	12	23	12	-11	-47.8%
その他		123	123	91	92	94	86	83	63	92	65	-27	-29.3%

【特定活動】													
区分	年次	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
総	数	64	65	35	63	146	164	105	108	305	223	-82	-26.9%
ベトナム		0	3	4	13	40	45	11	24	175	124	-51	-29.1%
中国		10	18	4	5	7	8	7	11	18	21	3	16.7%
スリランカ		2	1	3	1	6	2	13	14	19	18	-1	-5.3%
カンボジア		0	0	0	1	3	3	8	6	16	11	-5	-31.3%
ミャンマー		3	1	1	8	9	19	9	6	3	11	8	266.7%
その他		49	42	23	35	81	87	57	47	74	38	-36	-48.6%

(4) 入管法違反検挙状況等

ア 入管法違反検挙状況

入管法違反の検挙状況を違反態様別にみると、最近5年間、不法残留の検挙件数・人員が大きな割合を占めているが、令和4年は、令和3年と比べ、検挙件数・人員とも減少している（図表3-20）。

図表3-20 入管法違反の検挙状況の推移

【検挙件数】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
入管法違反件数	3,232	3,855	3,154	3,343	3,992	4,744	5,897	6,534	4,562	3,970	-592	-13.0%
不法入国・上陸	29	18	14	16	17	14	27	17	7	2	-5	-71.4%
不法在留	241	170	153	114	86	82	68	57	45	41	-4	-8.9%
不法残留	1,219	1,445	1,793	2,030	2,426	2,897	3,603	4,178	2,906	2,458	-448	-15.4%
旅券等不携帯・提示拒否	1,200	1,521	307	325	442	506	793	977	663	620	-43	-6.5%
資格外活動	337	389	351	351	396	415	398	290	217	289	72	33.2%
偽造在留カード所持等	108	192	369	304	390	620	748	790	517	402	-115	-22.2%
その他	98	120	167	203	235	210	260	225	207	158	-49	-23.7%

【検挙人員】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	増減数	増減率
入管法違反人員	2,825	3,374	2,391	2,520	3,000	3,541	4,279	4,587	3,191	2,815	-376	-11.8%
不法入国・上陸	22	12	11	9	13	6	16	12	6	2	-4	-66.7%
不法在留	201	149	127	82	71	63	49	48	32	30	-2	-6.3%
不法残留	1,020	1,229	1,412	1,610	1,987	2,353	2,978	3,447	2,357	2,045	-312	-13.2%
旅券等不携帯・提示拒否	1,118	1,409	153	112	126	203	173	120	93	68	-25	-26.9%
資格外活動	309	357	322	321	358	344	329	252	182	259	77	42.3%
偽造在留カード所持等	78	122	250	219	266	438	564	579	383	288	-95	-24.8%
その他	77	96	116	167	179	134	170	129	138	123	-15	-10.9%

注1：「旅券等不携帯・提示拒否」は、平成25年から在留カード不携帯・提示拒否を、平成29年から特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。

注2：「偽造在留カード所持等」は、平成25年から計上を開始。

注3：「偽造在留カード所持等」には、偽造在留カード行使、提供・収受を含む。

イ 国籍等別検挙状況

国籍等別では、ベトナム1,289人（構成比率45.8%）、中国484人（同17.2%）、タイ241人（同8.6%）、フィリピン181人（同6.4%）、インドネシア150人（同5.3%）等となっている。

ウ 入管法第65条措置状況

入管法第65条の規定に基づき入国警備官に引き渡した人員は114人で、65条措置人員と検挙人員を合わせた人員は2,929人となっている。

(5) 雇用関係事犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

外国人労働者（「永住者」等のその他の外国人を含む。）に係る雇用関係事犯の検挙件数は、248件、検挙人員は283人となっている。違反法令別にみると、入管法に規定する不法就労助長罪の検挙件数は245件（構成比率98.8%）、検挙人員は281人（同99.3%）となっており、検挙人員のうち、業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為に関し「あっせん」したとして検挙された者は、8人となっている。

イ 暴力団構成員の検挙状況

雇用関係事犯の検挙人員のうち、暴力団構成員は1人となっている。

ウ 国籍等別被雇用不法就労外国人

雇用関係事犯で摘発された事業所等に雇用されていた不法就労外国人（以下「被雇用不法就労外国人」という。）は432人となっている。性別では、男性が289人（構成比率66.9%）、女性が143人（同33.1%）となっている。国籍等別にみると、ベトナムが161人、中国が69人、フィリピンが58人となっている。ベトナム、中国及びフィリピンの3か国で288人と全体の66.7%を占めている。

エ 在留資格別被雇用不法就労外国人

被雇用不法就労外国人を在留資格別にみると、「短期滞在」が153人（構成比率35.4%）と最も多く、次いで、「技能実習」が113人（同26.2%）、「特定活動」が45人（同10.4%）となっている。

(6) 売春事犯検挙状況

売春防止法違反の検挙件数は14件、検挙人員は10人となっている。検挙人員を違反態様別にみると、勧誘等が4人（構成比率40.0%）と最も多く、国籍等別にみると、中国が8人（同80.0%）と最も多くなっている。

(7) 薬物事犯検挙状況

ア 事犯別検挙状況

薬物事犯の検挙人員は652人で、事犯別にみると、覚醒剤事犯は295人、麻薬及び向精神薬事犯は179人等となっている。

イ 国籍等別検挙状況

薬物事犯の検挙人員を国籍等別にみると、ベトナム221人、ブラジル127人、フィリピン45人、タイ37人、中国30人等となっている。

(8) 検挙事例

ア 薬物事犯

【事例】

○ ベトナム人らによる麻薬特例法違反等事件（令和4年4月、香川）

ベトナム人の男らは、令和3年9月、オランダ王国所在の郵便局において、国際郵便を利用し、麻薬である別名MDMAを本邦に輸入し、所持していた。令和4年4月までに、ベトナム人の男3人（技能実習3）を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入）、麻薬特例法違反（規制薬物としての所持）で逮捕した。

イ その他の特別法犯

【事例】

○ ベトナム人らによる医薬品医療機器法違反事件（令和4年8月、岐阜）

ベトナム人の女らは、令和4年5月ころ、経営するベトナム食品店において、業として、販売する目的で薬局開設者又は医薬品販売業の許可を受けずに、未承認の医薬品を貯蔵していた。同年8月までに、ベトナム人の女2人（経営・管理1、技術・人文知識・国際業務1）を医薬品医療機器法違反（販売目的貯蔵）で逮捕した。

○ ベトナム人らによる犯罪収益移転防止法違反事件（令和4年3月、広島）

ベトナム人の男女らは、令和3年5月から同年11月にかけて、SNS上で通帳やキャッシュカードを有償で譲り渡すよう誘引し、売買していた。令和4年3月までに、ベトナム人の男女4人（特定活動1、技能実習3）を犯罪収益移転防止法違反（誘引、預貯金通帳等有償譲受等）で逮捕した。

5 来日ベトナム人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日ベトナム人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の41.8%、総検挙人員の35.9%（刑法犯については検挙件数の41.9%、検挙人員の31.5%、特別法犯については、検挙件数の41.8%、検挙人員の40.8%）を占め、総検挙件数・人員ともに最も多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が73.2%を占めており、万引きが53.8%となっている。検挙人員については、窃盗犯が48.7%を占めており、万引きが30.9%となっている（図表3-21）。

図表3-21 ベトナムの包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総 数	殺人				強盗		粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	非侵入窃盗	万引き	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	風俗犯	その他の刑法犯
			凶悪犯	殺 人	強 盗	強 盗	強 盗	強 盗											
件数	ベトナム	3,579	49	18	28	13	170	2,620	300	2,206	1,927	114	40	326	166	54	360		
	構成比率	100.0%	1.4%	0.5%	0.8%	0.4%	4.7%	73.2%	8.4%	61.6%	53.8%	3.2%	1.1%	9.1%	4.6%	1.5%	10.1%		
人員	ベトナム	1,581	69	19	47	24	184	770	48	641	488	81	10	164	144	37	357		
	構成比率	100.0%	4.4%	1.2%	3.0%	1.5%	11.6%	48.7%	3.0%	40.5%	30.9%	5.1%	0.6%	10.4%	9.1%	2.3%	22.6%		

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が554人（構成比35.0%）、「特定活動」が238人（同15.1%）、「留学」が214人（同13.5%）等となっている（図表3-15）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が73.7%を占めており、不法残留が44.0%となっている。検挙人員については、入管法違反が69.6%を占めており、不法残留が48.4%となっている（図表3-22）。

図表3-22 ベトナムの違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総 数	入管法			風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
			入管法	不法残留	偽造在留カード所持等					
件数	ベトナム	2,557	1,884	1,124	239	8	1	60	261	343
	構成比率	100.0%	73.7%	44.0%	9.3%	0.3%	0.0%	2.3%	10.2%	13.4%
人員	ベトナム	1,851	1,289	896	167	5	1	50	221	285
	構成比率	100.0%	69.6%	48.4%	9.0%	0.3%	0.1%	2.7%	11.9%	15.4%

イ 在留資格別検挙状況

ベトナムの特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が871人（構成比47.1%）、「短期滞在」が270人（同14.6%）、「留学」が228人（同12.3%）等となっている（図表3-19）。

(4) 特徴的な動向

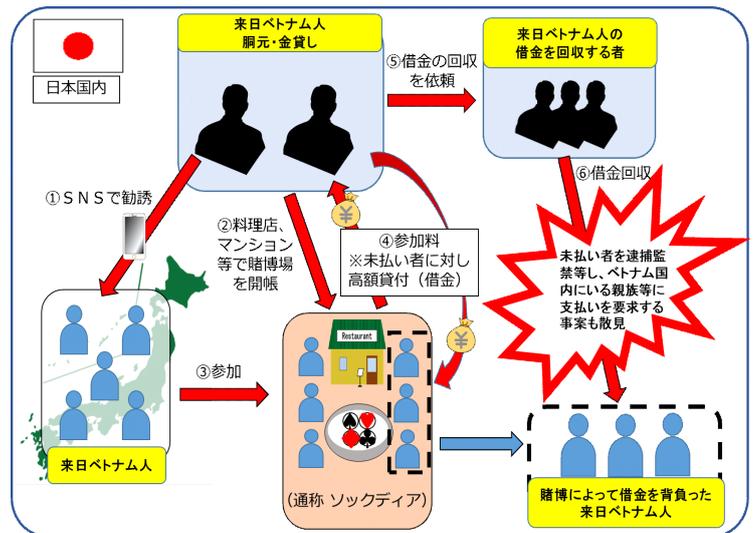
ベトナム人の在留者は、最近5年間、「技能実習」や「留学」の在留資格で入国する者が増加しており、一部の素行不良者がSNS等を介して犯罪組織を形成するなどしている。

ベトナム人による犯罪は、刑法犯では窃盗犯が多数を占める状況が一貫して続いており、手口別では万引きの割合が高い。近年、ベトナム人同士のけんか等に起因した殺人や賭博における金の貸し借りに起因したベトナム人グループ内の略取誘拐、逮捕監禁等の事案の発生もみられる。また、特別法犯では入管法違反が多数を占める状況が続いており、「技能実習」等の在留資格を有する者が、在留期間経過後、就労目的で不法に残留し、又は偽造在留カードを入手して正規滞在者を装うなどの事案が多くみられる。

【事例】

○ ベトナム人による賭博開張図利等事件（令和3年12月、千葉）

ベトナム人の男らは、令和3年11月、関東地方のベトナム料理店内で賭博場を開張し、通称「ソックディア」と称する賭博をさせ、参加料名目で金銭を徴収して利益を図った。同年12月までに、ベトナム人の男4人（短期滞在1、技術・人文知識・国際業務1、技能実習1、経営・管理1）を賭博開張図利罪等及び入管法違反（不法残留）で逮捕した。



【事例】

○ ベトナム人らによる窃盗（万引き）事件（令和4年5月、滋賀・愛知・福井・岡山・兵庫・静岡・徳島）

ベトナム人の男らは、令和3年6月から同年10月にかけて、中部地方及び近畿地方等のドラッグストア等において、医薬品等を窃取していた。令和4年5月までに、ベトナム人の男4人（技能実習1、短期滞在3）を窃盗罪で逮捕した。

6 来日中国人犯罪の検挙状況

(1) 概要

来日中国人による犯罪の検挙は、来日外国人犯罪全体の総検挙件数の22.2%、総検挙人員の21.0%（刑法犯については検挙件数の23.0%、検挙人員の22.7%、特別法犯については検挙件数の21.1%、検挙人員の19.1%）を占め、総検挙件数・人員ともにベトナムに次いで多くなっている。

(2) 刑法犯検挙状況

ア 包括罪種等別検挙状況

中国の刑法犯検挙件数を包括罪種等別にみると、窃盗犯が53.0%、知能犯が20.4%、粗暴犯が13.5%となっている。検挙人員については、窃盗犯が38.7%、粗暴犯が28.2%、知能犯が15.5%となっている（図表3-23）。

図表3-23 中国の包括罪種等別刑法犯検挙件数・人員

		総数	凶悪犯	殺人	強盗	強盗致傷	粗暴犯	窃盗犯	侵入窃盗	住宅対象	非侵入窃盗	万引き	払出盗	乗り物盗	自動車盗	知能犯	詐欺	文書偽造	風俗犯	その他の刑法犯
件数	中国	1,965	22	4	8	2	265	1,041	238	75	778	243	238	25	5	400	350	45	43	194
	構成比率	100.0%	1.1%	0.2%	0.4%	0.1%	13.5%	53.0%	12.1%	3.8%	39.6%	12.4%	12.1%	1.3%	0.3%	20.4%	17.8%	2.3%	2.2%	9.9%
人員	中国	1,140	32	5	18	7	322	441	23	13	390	222	15	28	6	177	159	14	43	125
	構成比率	100.0%	2.8%	0.4%	1.6%	0.6%	28.2%	38.7%	2.0%	1.1%	34.2%	19.5%	1.3%	2.5%	0.5%	15.5%	13.9%	1.2%	3.8%	11.0%

イ 在留資格別検挙状況

中国の刑法犯検挙人員を在留資格別にみると、「留学」が230人（構成比20.2%）、「技能実習」が152人（同13.3%）、「技術・人文知識・国際業務」が138人（同12.1%）等となっている（図表3-15）。

(3) 特別法犯検挙状況

ア 違反法令別検挙状況

中国の特別法犯検挙件数を違反法令別にみると、入管法違反が58.1%を占めており、不法残留が32.1%となっている。検挙人員については、入管法違反が55.9%を占めており、不法残留が38.3%となっている（図表3-24）。

図表3-24 中国の違反法令別特別法犯検挙件数・人員

		総数	入管法	不法残留	偽造在留カード所持等	風適法	売防法	銃刀法	薬物事犯	その他
件数	中国	1,290	750	414	99	100	12	48	33	347
	構成比率	100.0%	58.1%	32.1%	7.7%	7.8%	0.9%	3.7%	2.6%	26.9%
人員	中国	866	484	332	71	75	7	47	26	227
	構成比率	100.0%	55.9%	38.3%	8.2%	8.7%	0.8%	5.4%	3.0%	26.2%

イ 在留資格別検挙状況

中国の特別法犯検挙人員を在留資格別にみると、「技能実習」が197人（構成比22.7%）、「短期滞在」が143人（同16.5%）、「留学」が113人（同13.0%）等となっている（図表3-19）。

(4) 特徴的な動向

中国人犯罪組織は、地縁、血縁等を利用したり、稼働先の同僚等を誘い込むなどしてグループを形成する場合が多い。また、中国残留邦人の子弟らを中心に構成されるチャイニーズドラゴン等の組織も存在し、首都圏を中心に勢力の拡大を図りつつある傾向がみられる。

また、近年、中国人犯罪組織がSNS等で中国人等の在留者をリクルートし、犯罪の一部を担わせている例も散見される。偽造在留カード事犯では、かつては中国国内にあった製造拠点が日本国内に置かれ、中国国内の指示役の指示に基づき、リクルートされた中国人等の在留者が様々な国籍の偽造在留カードを日本国内で製造するといった事案が確認されている。指示役は中国国内に在留していることから、摘発されても同様の手口で中国人等の在留者をリクルートして新たな製造等の拠点を設けるなど、高度に組織化されている傾向がみられる。

最近の準暴力団チャイニーズドラゴンに関連する検挙事例

東京都新宿区、暴力行為等処罰に関する法律違反等事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和3年6月、組織への加入をめぐるトラブルを発端に、東京都新宿区所在のカジノ店舗へ多数で押し入り、同店のポーカーテーブルを損壊した。

東京都豊島区、威力業務妨害等事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和4年10月、東京都豊島区所在の飲食店に多数で侵入し、同店宴会場内で宴会中の参加者に殴り掛かり、さらに会場裏に置いてあった皿やビール瓶等を会場内に投げつけるなどした。

東京都足立区、建造物損壊等事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和3年6月、東京都足立区に居住する中国人男性の自宅敷地内に侵入し、同宅の玄関を損壊した。

東京都荒川区、強盗致傷等事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和3年7月、東京都荒川区所在の一般住宅に侵入して、中国人男性の頭部等を殴打し、結束バンドで拘束するなどの暴行を加え、現金等を奪取しようとした。

千葉県船橋市・埼玉県八潮市・東京都江東区、逮捕監禁等事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである日本人の男らは、令和2年8月、投資をめぐる金銭トラブルを発端に、日本人男性を手錠で拘束し、自動車に乗車させるなどして、逮捕監禁し、傷害を負わせた。

千葉県大網白里市、大麻取締法違反等事件※

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和3年5月、千葉県大網白里市所在の住宅において、営利の目的で、大麻を所持していた。また、チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男が、令和3年1月、東京都江戸川区の逮捕監禁事件の被疑者に、逮捕を免れさせる目的で、自動車を貸し渡すなどした。

東京都新宿区、賭博開張図利事件

チャイニーズドラゴンのメンバーである中国人の男らは、令和4年5月、東京都新宿区所在の店舗において、日本人客に対して現金をかけるポーカー賭博をさせ、利益を図っていた。

東京都江戸川区、逮捕監禁事件

日本人の少年らは、令和2年12月、チャイニーズドラゴンのメンバーが関わる大麻売買でのトラブルを発端に、東京都江戸川区所在のトレーニングジム内において、中国人男性を逮捕監禁した。
※関連事件～千葉県大網白里市、大麻取締法違反等事件



第3 国外逃亡被疑者等の状況

1 国外に逃亡した被疑者の状況

日本国内で犯罪を行い、令和4年中に国外に逃亡した被疑者は60人で、このうち外国人被疑者は37人となっている。

2 国外逃亡被疑者等の状況

令和4年末現在の国外逃亡被疑者等は701人で、このうち外国人被疑者は572人となっている。

3 包括罪種別・違反法令別国外逃亡被疑者等の状況

令和4年末現在の国外逃亡被疑者等のうち、外国人被疑者を包括罪種別・違反法令別にみると、刑法犯では、凶悪犯が205人と最も多く、次いで、窃盗犯が100人、知能犯が64人等となっている。特別法犯では、薬物事犯が58人と最も多くなっている。

4 国籍等別国外逃亡被疑者等の状況

令和4年末現在の国外逃亡被疑者等を国籍等別にみると、中国が178人（構成比率25.4%）、次いで日本が129人（同18.4%）となっている。

5 推定逃亡先国・地域別国外逃亡被疑者等数

令和4年末現在の国外逃亡被疑者等を推定逃亡先国・地域別にみると、中国が198人（構成比率28.2%）と最も多く、次いで、ブラジルが66人（同9.4%）、ベトナムが62人（同8.8%）等となっている。

6 国外逃亡被疑者等検挙状況

令和4年中に検挙した国外逃亡被疑者は52人（うち外国人被疑者17人）である。日本国内の国際海・空港等において国外逃亡寸前に検挙した被疑者は15人（うち外国人被疑者15人）となっている。

7 国外犯処罰規定適用状況

令和4年中に国外において国外犯処罰規定が適用されたのは2件、2人となっている。

凡例

【第1章：暴力団情勢】

- 総会屋とは、単元株を保有し、株主総会で質問、議決等を行うなど株主として活動する一方、コンサルタント料、新聞・雑誌等の購読料、賛助金等の名目で株主権の行使に関して企業から利益の供与を受け、又は受けるおそれがある者をいう。
- 会社ゴロとは、総会屋、新聞ゴロ以外で、企業等を対象として、経営内容、役員の不正等に付け込み、賛助金等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 新聞ゴロとは、総会屋以外で、新聞、雑誌等の報道機関の公共性を利用し、企業等の経営内容、役員の不正等に付け込み、広告料、雑誌購読料等の名目で金品を喝取するなど暴力的不法行為等を常習とし、又は常習とするおそれがある者をいう。
- 社会運動標ぼうゴロとは、社会運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 政治活動標ぼうゴロとは、政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 事業者襲撃等事件とは、暴力団構成員、暴力団準構成員、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、会社ゴロ、新聞ゴロ等が、その意に沿わない活動を行う企業その他の事業者に対して威嚇、報復等を行う目的で、当該事業者又はその役員、経営者、従業員その他の構成員若しくはこれらの者の家族を対象として敢行したと認められる事件のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 1 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕及び監禁致死傷又は暴行
 - 2 上記1に該当しない次の事件
 - (1) 銃器の使用
 - (2) 実包（薬きょうを含む。）の送付
 - (3) 爆発物の使用（未遂を含む。）
 - (4) 放火（未遂を含む。）
 - (5) 火炎瓶の使用（未遂を含む。）
 - (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、車両の突入によるなど人の生命又は身体に重大な危害を加えるおそれがある建造物損壊、器物損壊又は威力業務妨害
- 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件とは、暴力団構成員等による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。
- ノミ行為等とは、公営競技関係4法違反（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反）をいう。
- 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。

【第2章：薬物・銃器情勢】

- 薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯及びあへん事犯をいう。
- 麻薬特例法とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう。
- 営利犯とは、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法及びあへん法に規定する営利目的の罪をいう。
- 各薬物事犯における密輸入事犯や営利犯等の違反態様別の数値には、麻薬特例法違反を適用した検挙件数・人員は含まない。
- 密売関連事犯とは、営利犯のうち所持、譲渡及び譲受をいう。

- 麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値をいう。以下同じ。）による。
- 麻薬特例法に基づく起訴前の没収保全命令の件数及び金額は、実務統計による。
- 危険ドラッグとは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器法第2条第15項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
- 危険ドラッグ事犯の検挙事件数及び人員は、実務統計による。
- 危険ドラッグ乱用者とは、危険ドラッグ事犯検挙人員のうち、危険ドラッグを販売するなどにより検挙された供給者側の検挙を除いたものをいう。
- 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の破壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
- 銃器発砲事件の事件数及び死傷者は、実務統計による。
- 銃器使用事件とは、犯罪共用物として銃砲及び銃砲様のものを使用した事件をいう。
- 拳銃の押収丁数は、実務統計による。

【第3章：来日外国人犯罪情勢】

- 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。
- 特別法犯に係る「検挙件数」及び「検挙人員」は、それぞれ送致件数及び送致人員である。
- 「国籍等」とは、国籍・地域をいう。
- 「中国」には、特に断りのない限り「台湾」及び「香港等」を含まない。
- 「中国(香港等)」とは、中国の国籍を有する者のうち、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区の政府が発行した旅券又は中国、香港特別行政区若しくはマカオ特別行政区以外の政府（シンガポール、マレーシア等）が発給した身分証明書等を所持する者等をいう。
- 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に一本化された平成27年4月1日以前の数値については、「技術」と「人文知識・国際業務」を合算している。
- 「犯罪インフラ事犯」に係る記載は、外国人に係る事犯についてのみを記載しており、「犯罪インフラ事犯」全体についての記載ではない。
- 刑法犯における包括罪種とは、刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」及び「その他の刑法犯」の6種類に分類したものをいう。
 - 凶悪犯……………殺人、強盗、放火、強制性交等
 - 粗暴犯……………暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - 窃盗犯……………窃盗
 - 知能犯……………詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - 風俗犯……………賭博、わいせつ
 - その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領等

上記に掲げるもの以外の刑法犯

- 「入管法違反検挙状況等（第2の4の(4)関係）」の数值は警察庁（外事課）、「雇用関係事犯検挙状況（第2の4の(5)関係）」及び「売春事犯検挙状況（第2の4の(6)関係）」の数值は警察庁（保安課）において、それぞれ集計したものである。
- 本資料中の構成比について、四捨五入の関係で、合計数值と内訳数值の計が一致しない場合がある。
- 「在留外国人数」とは、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた数をいう。
在留外国人数は、出入国在留管理庁作成資料を基に集計。
「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)のいずれにも該当しない者をいう。なお、特別永住者及び在留資格を有しない者も中長期在留者には該当しない。
 - (1) 「3月」以下の在留期間が決定された者
 - (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された者
 - (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者
 - (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令定める者（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- 図表3-1、3-2の来日外国人と日本人との共犯事件は、主たる被疑者の国籍等によりそれぞれ計上。
- 図表3-14、3-15、3-18、3-19の「技能実習（不法含む）」、「留学（不法含む）」及び「短期滞在（不法含む）」の検挙人員は、正規滞在及び不法滞在を合算した数值。また、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「特定活動」及び「技術・人文知識・国際業務」の検挙人員は、正規滞在のみの数值。